



平成 2 8 年 第 3 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 8 年 9 月 6 日
至 平成 2 8 年 9 月 1 5 日

本 別 町 議 会

平成28年本別町議会第3回定例会会議録(第1号)

平成28年9月6日(火曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 5号	専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町一般会計補正予算(第8回)〕
日程第 7	承認第 6号	専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 5号	専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町一般会計補正予算(第8回)〕
日程第 7	承認第 6号	専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	砂原勝	君
会計管理者		毛利俊夫	君	総務課長	大和田収	君
農林課長		菊地敦	君	保健福祉課長	村本信幸	君
地域包括支援センター所長		飯山明美	君	住民課長	千葉輝男	君
子ども未来課長		大橋堅次	君	建設水道課長	大槻康有	君
企画振興課長		高橋哲也	君	老人ホーム所長	井戸川一美	君
国保病院事務長		藤野和幸	君	総務課主幹	小坂祐司	君
総務課長補佐		三品正哉	君	建設水道課長補佐	小出勝栄	君
教育長		中野博文	君	教育次長	佐々木基裕	君
社会教育課長		阿部秀幸	君	学校給食共同調理場所長	久保良一	君
農委事務局長		郡弘幸	君	代表監査委員	畑山一洋	君
選管事務局長		大和田収	君			

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	君	総務担当副主査	塚谷直人	君
------	------	---	---------	------	---

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第3回本別町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、高橋利勝君、及び藤田直美君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成28年6月16日第2回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、9月6日から9月16日までの11日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、9月8日正午をもって締め切ることいたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、6件の提出がありました。

「北海道医師会第147回定時代議員会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書提出の陳情、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情、特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情、性的マイノリティに対する差別と偏見をなくし、暮らしやすい地域を作るための制度を求める陳情、以上、5件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、回覧に供することいたしました。

次に、林業・木材産業に関する意見書提出の陳情、以上、1件については、議会運営基準138運用例6によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月6日から9月16日までの11日間とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、9月7日から12日の計6日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から12日の計6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第12号専決処分報告、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第12号専決処分報告、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ2億7,355万9,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳入であります。3款1項1目寄付金1節指定寄付金の5万円の補正は、本別町栄町にお住まいの 様から5万円の寄付をいただいております。

歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、11節需用費消耗品費の介護材料といたしましてペーパータオルの購入並びに18節備品購入費施設等備品としましてホットブレンダーの購入にあてるものでございます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成28年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成27年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静の報告について、平成28年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 台風7号、9号、11号、10号に係る災害対応及び被害状況について報告をさせていただきます。

この度の、北海道に上陸いたしました台風7号、9号、11号、10号、特に10号によりまして、相次ぐ洪水や土砂崩れなど、十勝地方を中心に尊い人命が失われ、多くの方が被災されております。この台風災害の犠牲になられた方々、御遺族に対しまして衷心より哀悼の意を表しますとともに、避難等不自由な生活を余儀なくされていらっしゃる方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、本町におきましても土砂の流出、道路損壊などにより、今なお御不便をおかけしている方もいらっしゃいます。わたくしも被災地の長として、国や北海道と連携を取りながら、一日も早い復旧、復興を目指してまいりたいと考えております。

それでは、8月17日から8月23日にかけての台風7号、台風11号、台風9号及び

8月30日の台風10号に伴います災害対応としての被害状況についてを報告をいたします。

台風7号の影響によりまして、8月17日午前10時32分、本別町に土砂災害・浸水害関連の大雨警報が発表され、被害の拡大が予想されますことから午後2時に災害対策本部を設置して、土砂災害警戒区域などの巡視を定期的に行ってまいりました。その後、午後3時17分に洪水警報が、更に午後6時08分に避難勧告の目安となります土砂災害警戒情報が発表されましたことから、午後6時30分に土砂災害警戒区域の対象地区であります7自治会の対象世帯に対して避難勧告を発令し、中央公民館、ふれあい交流館、本別生活館の3施設を避難所として開設をいたしました。

住民への避難勧告の広報につきましては、同報無線、屋外拡声器、Ｌアラート、緊急速報メール及び対策本部誘導班によります対象世帯各戸へ臨戸により行ったところであります。

各避難所の避難者数は、中央公民館80人、ふれあい交流館99人、本別生活館18人、指定箇所以外では、自主避難をされました錦町会館に15人、清流の里に12人、合計224人の町民が避難をされたところであります。

なお、同日の午後9時26分に土砂災害警戒情報が解除されましたことから、本町も午後10時00分に避難勧告を解除し、中央公民館を除く避難所を閉鎖したところであります。中央公民館には、本別公園でキャンプをしておりました方々を含む38人が宿泊をされ、翌午前9時までには自宅に戻るなどの避難者がいなくなりましたことから避難所を閉鎖しております。

台風7号による降水量は、8月17日の24時間雨量で126.5ミリ、最大時間の雨量は18時から19時までの25.5ミリ、ダムの放水量は最大で8月18日午前1時に活込ダム、毎秒221トン、仙美里ダム、毎秒833トン、合計1,054トンが放流されました。

台風7号の被害につきましては、東本別の道道658号、延長600メートルの西勇足道道499号、延長200メートルが、土砂流出などのために通行止めとなりました。また午後0時27分に、倒木の被害によりまして東本別、東町の一部が停電となりましたが、午後4時13分までに全て復旧したところであります。

8月18日、午前8時46分に洪水警報が解除になりましたが、前線の影響により、午後11時14分に大雨、土砂災害警報が発表され、翌8月19日午前7時49分に解除されるまでの降水量は36ミリとなりました。

続く台風11号の接近に伴いまして、8月20日午後0時57分に大雨警報が発表され、8月20日から21日午後11時57分の大雨警報解除までの合計の雨量は71ミリ、ダムの放水量は8月21日の午後7時が最大でありまして、活込ダムが毎秒237トン、仙美里ダムが毎秒818トンで、合計1,055トンが放流をされました。

また、この対応といたしまして8月20日に、午後3時から朝日町と東町の一部世帯と、

キャンプ場利用者などを対象に臨時避難所を設け自主避難を呼びかけ、20世帯33名が避難をされております。

更に台風9号の影響では、8月22日午前9時39分、大雨警報が発表され、8月23日午前11時16分の解除までの合計雨量は21ミリ、ダムの放流量は午後1時が最大で活込ダムが毎秒250トン、仙美里ダムが毎秒403トン、合計653トンが放流されております。

なお、8月16日午前0時から8月23日午前9時までの合計の降雨量は、281ミリとなっております。

これまでに報告を受けております被害状況につきましては、町道で89路線123カ所の路面及び路肩の一部崩壊や、倒木によります被害により21路線が通行止めとなっております。市街地の河川でも2カ所で土砂や流木による被害を受けております。

水道施設では、取水施設の護岸が崩壊する被害が出ております。

農業被害につきましては、冠水した農地が100ヘクタールを超え、滞水による作物への影響が懸念されるほか、土砂、流木の流入18.3ヘクタール、表土の流出0.7ヘクタール、強風によるデントコーンの240ヘクタール、スイートコーンが75ヘクタールの倒伏被害と全体で約400ヘクタールに及ぶ農地被害となっております。農業施設では小破損を含めると約70施設に被害が出ております。

本別公園内一帯も土砂や倒木の流入により、かなりの面積が埋まった状態になっているほか、神居山、義経山の遊歩道、弁慶洞の遊歩道も一部通行可能な箇所はあるものの、土砂や倒木により危険な状況となっております。

仙美里墓地では、土砂崩れによりまして墓地が崩壊した被害が報告をされております。

8月30日には台風10号の影響によりまして、午後7時24分に大雨警報が発表され、町道12路線15カ所で路面、路肩の崩壊があり、1路線が通行止めになっており、上本別地区では道路の路肩崩壊によりまして水道管に破損が生じ断水となったために11戸に給水措置を行ったところであります。東本別地区ではD型ハウスの裏山が崩れハウス周辺に流木や土砂が押し寄せたため、流木等の排出やスーパー土嚢による土留めの措置を取ったところでもあります。

以上、台風7号などに係る災害対応及び被害状況についての報告といたします。

なお、本災害におけます応急復旧事業費につきましては、1週間で3度の台風が北海道に上陸するという未曾有の事態となる中、路肩の崩壊、土砂流出など、住民の生命、財産そのものに危害が及ぶ恐れがありまして、本町として住民生活の安全確保を最優先として事業を遂行していかなければならないことから、緊急性の高い事業に関しまして地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、本定例会において報告をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、平成28年度普通交付税の算定結果についての報告をいたします。

7月26日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、

本町は、対前年比2.4パーセント、6,851万4,000円減額の28億1,043万円となったところであります。道内においては179市町村のうち158市町村で減額となっており、減額率は対前年比で北海道町村では2.3パーセント、十勝町村でも2.3パーセントになったところであります。

昨年度より若干の減額となりましたが、この主な要因といたしましては、町民税法人割、固定資産税などの基準財政収入額は減額となったものの、基準財政需要額の算定におきまして、算定上の人口を平成22年の国勢調査人口から平成27年国勢調査人口に置きかえられたことやトップランナー方式の導入によりまして、この影響で公債費の減額や各費目の単位費用の改正による減額になったことによるものであります。

今後、地方交付税の増額は見込めない状況でありますので、都市部のような税収の伸びもないために、財政運営は依然として厳しい状況にあります。

本町におきましては、当初予算額で26億5,916万5,000円、交付額28億1,043万円となりまして、当初予算での財源の留保額は1億5,126万5,000円となり、前年度と比較しますと2,020万7,000円の増額となっております。

また、当初で財政調整基金等の取り崩し2億円を予定しており、今後の収支の見込みから判断しますと、全額を基金に積み戻すことはできない状況となっております。

今後も、地方財政にとって非常に厳しい状況が想定され、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視していきまるとともに、引き続き財政の硬直化を改善するための人件費、公債費、補助費等の経常経費削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図りながら、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化を取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進めながら、一方で基金依存度を縮小し、後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく所存でありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしく願いますところでもあります。

次に、収納業務不適切処理に対する防止対策について、現在までの取り組みを報告いたします。

この度の不祥事が発生したことを重く受けまして、町民の皆様からの信頼回復に向け、全庁あげて再発防止の検討を進めているところであります。

まず、副町長を中心として、関係課長による再発防止に向けました打合せ会議を開催し、事案の検証と再発防止対策の検討を進め、内容について職員組合や管理職協議会、更には課長等会議で協議を行い、早速実施できることとして、1つ目には時間外対応の手書の領収書、納付書の作成、2つ目には職員へのアンケート調査による再発防止に向けた取り組みの検討、3つ目には職員に対しコンプライアンスの研修会を開催しますことと、公務員としての資質の向上に向けた取り組みを現在進めているところであります。

今後は、仮称ではありますが、本別町コンプライアンス条例の制定や職員のモラル及び職場の環境改善などに取り組んでまいりたいと考えておりまして、収納業務などに関わるチ

エック体制を含め、再発防止対策について点検及び改善を行い、実施徹底を図りますとともに不祥事の未然防止に全力で努めますとともに、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、一日も早く町民の皆様から信頼される行政運営に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしく願います。

なお、再発防止対策に伴います緊急性の高い関係予算につきまして、本定例会に提案させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、就学前教育・保育、常設保育所、へき地保育所及び幼稚園の利用者負担の軽減について報告いたします。

平成27年4月にスタートいたしました、子ども子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、自治体が設定することとされています。

本町の教育・保育の利用者負担につきましては、平成27年3月議会において、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の議決をいただき、平成27年4月から適用しているところです。

平成27年度の利用者負担につきましては、新制度への初めての移行となりますことから、新たに設定する利用者負担につきましては、国から激変しないよう通知がありまして、本町においても平成26年度時点の利用者負担を基本に設定したところであります。

平成27年度から平成31年度までを計画期間といたしました、未来にひろがるまめっ子すくすく計画、本別町子ども・子育て支援事業計画の策定時のアンケートにおきましては、教育・保育の利用者負担の軽減について、多くの御意見をいただいたこともあり、この間、十勝管内の利用者負担の現状や先進的な自治体の調査を行い、国の示す基準を基本に、所得による階層区分を細分化、さらに低所得世帯、一人親世帯等に配慮、常設保育所、へき地保育所、幼稚園の利用者負担のバランスが保たれた本別町ならではの利用者負担を検討し、新たな教育・保育の利用者負担がまとまりましたので、先日、保護者説明会、本別町子ども・子育て会議において説明をし、御理解をいただいたところでもあります。

なお、利用者負担の軽減額は、約1,250万円程度となりますが、適用期日を平成29年4月の認定こども園の運用開始からとしておりますので、平成28年度予算への関連はありませんが、本定例会に本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを提案させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、起業家支援要綱に基づく認定事業者の事業廃止についての報告をいたします。

起業家支援要綱は、本別町におきまして新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者などを支援し、起業の促進による産業の振興、商店街の活性化及び雇用の促進を図ることを目的に、平成24年度より運用し、平成27年度末で4年を経過したところであります。

この度、この要綱に基づき、平成26年に奨励金支援を受け、同年10月に新たな中心市街地に飲食店を起業した方が、売上額の不振といった経営上の理由で平成27年11月

に事業を廃止をいたしました。開業から廃止に至るまでの間、円滑に経営継続が図られるよう、商工会を中心に経営相談、助言を行ってきたところでありますが、経営者本人の努力の甲斐もなく事業継続が叶わず、誠に残念な結果となったところであります。

事業廃止後にあたっては、当該要綱における奨励金の取り消し及び返還の規定に該当する3年間以上の事業継続が見込まれる者として要件を満たさなくなったことに鑑み、奨励金の返還を求めてきたところですが、平成28年7月に、破産法に基づきます破産手続きの廃止と免責許可の決定がされたことに伴い、奨励金の返還請求を行うことができなくなったところでもあります。

起業を促進するには本町における経済振興、雇用創出に必要な施策であると考えておりますが、今回の事案を受け、町としてのリスク回避を重点に置きながらも、起業される方の事業実現の成果及び効果が如何なく発揮できるよう、また、持続されるよう商工会や金融機関、関係団体などとも連携を深め、制度の運用における改善策を講じ、充実を図ってまいりますので、今後とも議員各位の特段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成26年3月に閉校いたしました仙美里中学校の跡地の利活用につきましては、平成28年第1回の定例会において経過及び公募を開始した旨、行政報告をさせていただいておりますが、その後の経過について報告をさせていただきます。

公募の期間は平成28年2月13日から平成28年3月15日までで、周知媒体といたしましては町広報、さらに町のホームページ、文部科学省のホームページなどを活用したところであります。

応募結果といたしましては、問合せ等が7件あり、正式に応募がありましたのは、いずれも町内の個人1件、団体1件の2件で、1件につきましては提出書類に不備などがあり、訂正などを要請し、最終的に応募を受理したのは6月3日になったところであります。

この後、6月10日に庁内会議となります平成28年度第1回仙美里中学校施設等利活用検討委員会を開催し、事業計画の内容を審査したところであります。この際、応募した2者とも町内在住者でありますことに鑑み、共同利用により施設の利用度や効用度が増すものと期待をし、6月24日、両者への調整を試みたところでありますが、現段階での共同利活用は見送られたところであります。6月29日には、2回目の庁内会議を開催し、十分な利活用計画にはなっていない部分もありながらも、これまでの検討経過や施設などの経年劣化が進行することに鑑み、全施設利活用の拡張性を持つ1者に内定し、地域にお諮りすることとし、6月30日に仙美里の地域会議となります仙美里中学校跡地活用検討会議に公募から選定までの経過を説明し、一定の了解を得るに至ったところであります。7月1日に両者に選定結果を報告し、仮契約を締結するに至ったところであります。正式な契約に関しましては、文部科学省に報告をし、承認を得た後となりますので9月上旬頃を見込んでいます。

なお仮契約に際しましては、関係法令の遵守と違反があった場合には契約を解除すること、また、学校が地域の生活、文化の中核的な施設でありますことに鑑み、地域自治会へ

の加入など積極的な意思疎通、コミュニティの醸成に努めるよう申し入れをいたしております。

仮契約の相手方につきましては、代表者を朝日基光氏とする仙美里プロジェクトという団体で、主な利活用計画は首都圏と十勝の若者ネットワーク組織の拠点、地域の方々の交流スペースの設置、仙美里の歴史に関する資料展示、貸教室、エクササイズジムなどとなっております。

今後、当該団体の活動に関しましては、利用計画に基づき、活動がされていくものと推察されますが、町といたしましては、公募時の要件となります要項に基づきます施設の有効活用がされるよう、また、地域の理解が得られるように経過を注視してまいり所存でありますので、今後とも、議員各位の特段の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、総合的な介護人材確保対策についての報告をいたします。

この件につきましては第2回定例会でも報告しておりますが、全国的に介護福祉士の人材不足が大きな問題となっております。本町においても例外ではありません。介護を必要とされる方々が地域で安心して暮らし、必要なサービスが提供されるために、介護現場における人材の安定的な確保と離職防止に向け、幅広い施策を総合的に取り組んでいく必要があります。

8月1日から3日間の日程で開催をいたしました、ほんべつ福祉セミナーにつきましては、十勝管内の大学、養成校から5名、栗山町の養成校から4名、本別高校生2名の計11名が参加をし、本別町や町内の介護現場を知ってもらいますとともに、町内で活躍されている介護福祉士の皆さんが中心となり、企画、運営を担っていただくことで、新たな人材確保やその後の人材育成につなげていく良いきっかけになったものと考えております。

参加された方からは、十勝管内在住でも本別のことが分からない。本別のことを知るきっかけとなり良い印象を持った。本別で働きたいと思った。実習も本別でしたいが実習中の宿泊先が困る。更に、利用者とのコミュニケーションだけでなく、学んだ介護技術を試す機会があれば良かったなどの感想や意見をいただきました。

次に、7月26日に開講いたしました介護職員初任者研修につきましては、本町における介護人材の育成、確保を図りますとともに、本別高校在校生も対象とすることにより、特色ある本別高校教育の推進の一環として実施するものでもあります。

これまで本別高校PTA総会での事前説明、希望する生徒、保護者の方を対象にした介護の仕事を知るためのミニ講話を開催するとともに、全校生徒を対象とした介護職員初任者研修受講意向調査を実施してまいりました。

受講の申し込み状況ですが、本別高校生が7名、町内事業所に勤めておられます方が3名、60歳代の元気高齢者の方が1名、一般の方が2名の計13名となっております。

研修は12月28日までの期間中に、全体で28回の講義、演習を本別高校、町内事業所などを会場に開催する予定となっております。

次に、新たな取り組みといたしまして、介護保険施設等において新たに雇用される介護従事者の方を対象に、就業の継続及び住宅の準備、養育支援に係る補助金を交付することにより、介護人材の確保、定着を図りますとともに、定住人口の増加に資することを目的といたしました介護従事者就業支援等補助金制度の実施に向けて、これまで関係機関、町内介護サービス事業者と協議を進めてまいりました。

なお、補助金交付に関しましては先進市町村の要綱などを参酌し、本町で定めました本別町介護従事者就業支援等補助金交付要綱に基づき交付することとし、関連します補正予算につきましては本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

今後も、介護サービスを担う人材の安定的な確保、育成、定着を推進するため、引き続き多様な施策を総合的に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第5号

議長（方川一郎君） 日程第6 承認第5号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第5号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成28年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、行政報告においても説明をさせていただきました、台風等によります被害に対するものです。今回、土砂流出、路肩陥落による町民の生命、財産に危害が及ぶ恐れ、町民生活に与える影響、収穫時期を迎え交通網の確保、さらには被害拡大を防ぐための応急の復旧事業となっております。

補正額は全体で9,329万7,000円となっておりますが、鹿柵修繕に340万2,000円、農業用排水路整備に473万4,000円、林道復旧に272万4,000円、町道復旧に2,232万3,000円、本別公園などの復旧に2,178万9,000円、災害復旧事業調査設計及び応急工事は、全体で4,062万円となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,329万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億1,755万9,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明をいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳出であります。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金340万2,000円は、本別町有害鳥獣被害防止対策協議会へ補助を行い、今回の台風等で被害を受けました鹿柵を応急的に修繕するもので、JA本別町と事業費を2分の1ずつ負担することとなっております。

次の、5目農地費11節需用費30万3,000円は、勇足第12樋門にあります勇足排水機場稼働に伴うA重油代であります。

その下、14節使用料及び賃借料397万1,000円は、農業用排水路の土砂上げに伴う重機借上げであります。

次の、16節原材料費46万円は、これも農業用排水路補修に係る砂利等を購入するものであります。

次の段、2項林業費2目林業振興費272万4,000円は、林道5カ所の修繕、ブルドーザー、バックホーの借上げ、砂利の購入等、林道復旧に係るものであります。

次の段、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費441万円は、ダンプ、グレーダー等の燃料費。

その下、2目道路維持費11節需用費108万1,000円は、道路補修工具として土嚢パックなど、交通安全用具としてバリケードなどを購入するもので、燃料費は重機借上げによるものであります。

その下、14節使用料及び賃借料922万2,000円は、バックホー等の借上げによるものであります。

その下、16節原材料費761万円は、町道補修用としてコンクリートブロック、コンクリート管、砂利などを購入するものであります。

次の段、4項都市計画費2目公園費12節役務費170万1,000円は、本別公園などに堆積されました流木、木屑等の撤去に伴う廃棄物処理によるものであります。

次のページをお願いいたします。

1番上の段、14節使用料及び賃借料1,417万6,000円は、本別公園などの復旧に係るバックホー、ダンプ、敷鉄マット等の借上げによるものであります。

次の16節原材料費591万2,000円は、本別公園などの現状復帰のため公園用芝種子、黒土を購入するものであります。

次の段、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費13節委託料2,800万円及び次の15節工事請負費1千万円は、予算説明資料をお開き願

います。

別紙の予算説明資料1ページをお願いいたします。

予算説明資料1ページ、公共土木施設災害復旧事業ですが、右側、事業説明の欄は、公共土木施設災害復旧事業調査委託9カ所、3千万円、災害復旧応急仮工事5カ所1千万円で、合計で4千万円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費4千万円で、国庫支出金800万円、地方債200万円、一般財源は3千万円であります。

予算書にお戻りください。

予算書、4ページ、5ページ。

歳入でございますが、9款1項1目地方交付税8,329万7,000円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

その下段、13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節災害復旧費負担金800万円。

次の、20款1項町債9目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債200万円は、今回の台風などの被害対応によるものであります。

以上で歳入を終わりました、次に3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正であります、1、追加、起債の目的。

災害復旧事業、限度額200万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで、現行と変わりありません。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第8回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

矢部隆之君。

1番(矢部隆之君) 農林水産業費の中の、6ページ7ページの関係なんですけども、先ほど農業振興事業での鹿柵の対応についての補正予算、340万2,000円、それぞれ農協と2分の1ずつの補助金というお話しがあったんですけども、鹿柵というのは仙美里から本別にかけての山沿い、相当な範囲での損害というのがあったと思うんですけども、これは応急的な、電牧による対応という解釈でよろしいのか、もともとあった鹿柵を直すための事業というか、そういった分での補正なのか、その辺の、今後の考え方含めて、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、よろしく願いします。

議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

農林課長(菊地敦君) ただいまの御質問に対してお答えいたします。

今回、補正で上げさせていただいております340万2,000円につきましては、議員おっしゃるとおり、今回応急的な対応、これにつきましては予算で言いますと1,200メートルの電牧柵を中心としながら、あとは各管理組合による自力更新の材料費も含めた中

で、あくまでも応急的な対応という形で上げさせていただいているものです。

今後の鹿柵の復旧の方向性ですけれども、もう御承知のとおり、沢等の流木や土砂の流出という状況の中で、調査もなかなかその現場まで入っていけないという状況も含めてありますが、この分につきましては今後早急に全体の調査をいたしまして、災害の復旧事業により改めて整備をするという方向で考えております。

対象となる災害の復旧事業については、農林水産業共同利用施設災害復旧事業という国の補助事業での復旧、一部新設も含めた中での対応という形で考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） ここで今回出されてる金額と言うのは、これは8月末の台風10号、8月30、31日の分も含めた被害というか、そういう解釈でよろしいんですか。かなり、一番最後の台風10号の部分でも被害があったと思うんですけども、その分も含めた考え方ということでよろしいですか。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 今回の専決で上げさせていただいてる部分につきましては、実を言いますと台風10号のあとに、管理組合各地区、仙美里、本別、勇足とございますが、そこの方々にお願いをいたしまして、応急的に対応しなければならない、その部分も含めた形で報告を願って、その部分については対応するというようにしております。ですから予算で上げた分については、当初鉄柵での応急対応も含めて考えていた金額でありますので、そういった意味では多くは応急的に電柵という形で、その各圃場の利用組合の方々と協議の中で整理を図っておりますので、そういった中で今回の10号での、その後の応急対応についても十分賄える内容になっております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 一点だけ。

9ページにございます災害復旧費でございます。

公共土木復旧費13節委託料でございますが、2,800万円の計上でございます。この分につきましては、公共土木施設災害、すなわち国土交通省所管の普通河川、町管理河川だとか町道の部分の災害に対応する調査設計かというふうに認識してございますけれども、この2,800万円の延長といえますか、力所数といえますか、河川が何路線、道路が何路線、それで積み上げた2,800万円だと思いますけれども、急いで専決したということでございますから、国の災害査定に間に合わすべく調査設計を上げていくというような段取りかと思えます。全北海道、東北、全国的に台風の被害が出ておりますので、細かい災害査定の日程は決まってないとは思いますが、町として概ねどの程度の期間で災害を受けて、工事を発注していく考えなのか、今現在の考えで結構ですから、路線数とその日期的な考えをお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、災害復旧事業の調査設計の關係の内容でございますけども、今回、9カ所の災害復旧事業の予定を、被害報告を今国のほうに出しております。その中で、道路の調査延長は317メートル、河川調査が45メートル、橋りょう調査が16メートル、あとその橋りょう等に係りますボーリング調査っていうのですか、それが2カ所ほど入っております。それで調査の内容は2,800万円の内容となっております。

あと、災害復旧の今後の日程ということですけども、今現在十勝的にも大規模な災害、台風10号も含めまして来ておりましたので、今の状況でははっきりわかりませんが、2カ月以内には災害復旧に向けた査定がすみやかに来るというふうに考えておりますので、それに対応していくべく今回調査設計をかせさせていただいたものであります。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 日程につきましては国の日程でございますし、十勝的にも今答弁がありましたように、北海道、全十勝的にも相当の激甚になるかならないかというような内容でございます。それは理解いたしました。

今の答弁の中で9カ所ということでございますけれども、道路が9カ所という内容によろしいのか、その確認だけお願いいたします。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 大変申し訳ありません。道路に関しましては、被害報告カ所が7カ所でございます。河川が1カ所、橋りょうが1カ所の9カ所で、今回被害報告を今現在出しております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕については、報告のとおり承認されました。

日程第7 承認第6号

議長（方川一郎君） 日程第7 承認第6号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 承認第6号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、台風7号の豪雨により被災した、第1取水口施設の調査設計費の補正であります。水道施設災害復旧事業に申請するため、緊急を要し、議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

資本的支出。

第2条、予算第4条本文括弧書中、7,940万5,000円を8,190万5,000円に、7,057万5,000円を7,289万円に、883万円を901万5,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は250万円増額補正し、支出の総額を1億5,940万5,000円とするものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は資本的支出とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求める件〔平成28年度本別町水道事業会計
補正予算(第1回)〕については、報告のとおり承認されました。

散会宣告

議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日9月7日から12日までの6日間は休会であり、9月13日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、9月8日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前11時00分)

平成28年本別町議会第3回定例会会議録(第2号)

平成28年9月13日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 意見書案第5号 平成28年8月の連続4台風による災害対策
に関する意見書
日程第 3 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 意見書案第5号 平成28年8月の連続4台風による災害対策
に関する意見書
日程第 3 一般質問

出席議員(12名)

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君 | 副議長 | 11番 | 林武君 |
| | 1番 | 矢部隆之君 | | 2番 | 藤田直美君 |
| | 3番 | 篠原義彦君 | | 4番 | 大住啓一君 |
| | 5番 | 山西二三夫君 | | 6番 | 黒山久男君 |
| | 7番 | 小笠原良美君 | | 8番 | 方川英一君 |
| | 9番 | 高橋利勝君 | | 10番 | 阿保静夫君 |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|-------|---------|--------|
| 町長 | 高橋正夫君 | 副町長 | 砂原勝君 |
| 会計管理者 | 毛利俊夫君 | 総務課長 | 大和田収君 |
| 農林課長 | 菊地敦君 | 保健福祉課長 | 村本信幸君 |
| 地域包括支援センター所長 | 飯山明美君 | 住民課長 | 千葉輝男君 |
| 子ども未来課長 | 大橋堅次君 | 建設水道課長 | 大槻康有君 |
| 企画振興課長 | 高橋哲也君 | 老人ホーム所長 | 井戸川一美君 |
| 国保病院事務長 | 藤野和幸君 | 総務課主幹 | 小坂祐司君 |
| 建設水道課長補佐 | 小出勝栄君 | 総務課主査 | 三品正哉君 |
| 教育長 | 中野博文君 | 教育次長 | 佐々木基裕君 |

社会教育課長 阿部 秀幸 君 学校給食共同調理場所長 久保 良一 君
農委事務局長 郡 弘幸 君 代表監査委員 畑山 一洋 君
選管事務局長 大和田 収 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 鷲 巢 正 樹 君 総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで 5 件の提出がありました。

1 件目、平成 28 年 8 月の連続 4 台風による災害対策に関する意見書については、本日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、子供の貧困解消など、教育予算確保拡充と就学保障の充実、30 人以下学級の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書、高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、臨時国会で TPP の国会批准をしないことを求める意見書、以上 4 件については 15 日の本会議で審議する取り扱いを予定しました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第 1 号平成 27 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 9 号平成 27 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する平成 27 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 意見書案第 5 号

議長（方川一郎君） 日程第 2 意見書案第 5 号平成 28 年 8 月の連続 4 台風による災害対策に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9 番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第 5 号平成 28 年 8 月の連続 4 台風による災害対策に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

なお、提案理由は案分の朗読によってかえさせていただきます。

平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書案。

北海道十勝地域1市18町村では、平成28年8月17日からわずか2週間に台風7号、11号、9号、10号が相次いで上陸し、接近し、集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路、橋梁の崩壊や土地災害が発生するなど、地域の全域で被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

この被害により2名の尊い命が奪われ、2名が行方不明になっているほか、住宅被害は330件を超え、上下水道の生活インフラ、道路、鉄道などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状況である。

収穫期を前に畑の冠水、浸水による農作物被害や停電、断水による酪農での搾乳被害、さらには河川から海に流出した大量の流木は、最盛期を迎える秋サケ定置網漁に障がいをおぼしかねないなど、影響は多岐に及んでおり、農林水産分野における被害は相当なものになるものと考えます。

つきましては、このたびの災害から迅速な復旧と住民の平穏な生活を一刻も早く取り戻すため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

一つ、四つの台風被害を災害対策法の指定する激甚災害として早期に指定すること。

二つ、河川の被害力所の早期復旧及び再度、災害防止のための治水対策を早急に進めること。

三つ、農林水産関係に甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者などへの十分な措置を講じること。

四つ、災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。

五つ、特別交付税による十分な措置を講じること。

六つ、被災者生活再建支援制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書についてを原案のとおり可決されました。

日程第3 一般質問

議長(方川一郎君) 日程第3 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

5番山西二三夫君。

5番(山西二三夫君) 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

天候不順、台風被害による農業被害の支援対策について。

農業被害の支援に、農業振興基金の活用を。5月以降の天候不順、8月17日以降の台風7号、9号、10号、11号など、町内全域に大きな被害をもたらしました。特に台風による畑地への滞水、土砂の流入、作物の倒伏などにより、農家の方々の大幅な減収も考えられることから、年末決算において平年の年より長期資金の借り入れ件数が大幅に増加することが予想されます。

農家の振興を図ることを目的として積み立てられている農業振興基金は、7月末現在では1億1,347万9,546円が積み立てられています。

農業被害による減収に伴い、多くの世帯が来年の営農にも影響が出ると考えられることから、本年度の長期資金借入金の金利軽減策として、農業振興基金を活用してはと考えます。

農業振興基金の活用については、現在、活用が決まっていはいないが、経過としては農協と町とのトップ会談、関係職員も入れた農業政策懇談会では、新規参入に対する支援、複数法人の設立するときの支援に活用していきましようというような話が出ていると聞いていますが、農家の災害のときにも活用してはということにはなっていないようであります。

農業振興基金活用については、当然、JA本別町との協議検討も必要かと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

議長(方川一郎君) 高橋町長。

町長(高橋正夫君)〔登壇〕 山西議員の天候不順、台風被害による農業被害の支

援対策についての質問の答弁をさせていただきます。

今、御質問にありましたように、ことしの春は作付は順調にあって、また昨年のような出来秋を期待をしていたところですが、残念ながら5月に30度を超える日が3日もあったのですが、6月1日から御質問のとおり、すっかり太陽の顔が見えなくなって7月いっぱいまで低温で、そのうち6月には遅霜、強風ということで、直播の植えかえもしなければならぬということも含めて、やはりいきなり打撃を受けました。

特に、ずっと低温で雨が多かったものですから、畑の中は、山もそうですけれども、大地がじめじめして、本当に水を含んだ飽和状態のところの追い打ちをかけるように台風が7号を初め、四つも上陸したということで、今までにないような水の出方だとか、沢の斜面の流れ方、また流木の多さ、畑に対する冠水、滞水など含めて非常に大きな打撃を受けながら、また、今、御質問にありますように農業に及ぼす影響というのは非常に大きな打撃になってきたのだらうなというふうに、今、それぞれ調査の中でその結果は明らかになりつつありますが、非常に甚大な被害等の状況については、やはり憂慮するところであります。

特に台風被害の状況の調査につきましては、町内農業関係機関で組織します本別町営農指導対策協議会、営対協で台風7号の後の8月18日、2回目が9月6日から8日にかけて実施をしてきました。また、定期的な作況調査につきましても、昨日、12日に実施をしております、この台風による農作物被害額だとか、作況の状況の詳しい内容につきましては、これ結果がまとまり次第、またこの期間内に行政報告させていただきますというふうに思っております。

農作物の品質低下、収量が減となるようなことは、これは間違いない状況でありますから、この台風被害も加わりながら、また来年の営農計画にも影響が出るのが予想されますことから、今後の営農上、必要な対策につきましては、JA本別町とも十分な協議検討を図りながら、対応に努めていきたいというふうに考えております。

また、農業振興基金の活用についてですが、今、御質問の中でも触れられておりましたけれども、これまでJA本別町等との話し合いの中で、とにかく1億円を目標に積み上げるということで、これは使い道としてはそれぞれ今まで協議をしてきました。事務レベルでの基金の活用ということではありますが、ちなみにまずシカ柵の維持管理及び更新ということで、シカ柵は個人的なというか、地域的な問題ではなくて、どこか1カ所でも崩れていくと、破壊されると全町的に及ぶということも含めて、これら農林水産省も含めて共通認識をいただいているところであります、これらにも農業振興上、大事なものについてはという一項目も入れておりますし、あとは新規作物の産地化に関する支援だとか、またはてん菜作付面積の維持拡大の部分に対する対策だとか、さらに新規就農対策、さらには新規就農参入者への低利、無利子を含む資金の支援、あとは複数法人だとか、他産業の連携だとか、いろいろな法人化で前向きに規模拡大だとか、将来のその営農に向かって広く活動するため応援をしようということ

で、ほぼ6項目になっています。

それぞれ今、御質問のありますように基金だとか借り入れ、それぞれ資金の借り入れにつきましては今までも災害に合わせてそれぞれ必要な資金対策、または利子補給対策も進めておりますので、それも今あるJAのそれぞれ組合長、また専務、参事方ともずっと協議をしておりますが、被害の状況だとか、農業者個々のそれぞれの状況が明らかになるときに、しっかりとした対策をどうするかということも十分に協議検討しながら、必要な対策を進めていくと、こういうことにしておりますから、当面はやはり激甚にも指定をいただくということで、さらにかさ上げ含めて、まず農作物って直接ありませんけれども、農地の整備問題だとか、道路、橋は当たり前ですから、それら含めて流木とか、これらについてはしっかりと国、道にその対策について求めていくと、それぞれ資金対策もそうですけれども、これは関連の信連だとか、そういう民間のその資金対策もありますが、国の方向性ですね、この激甚のまたそれぞれ災害に対する資金対策をしっかりと求めながら、ことし詰めていくということで、とにかく営農が継続、持続できるような環境条件については全力を尽くしてそれぞれ協議をして、対策を講じていきたいと思いますので、この後、ここの国がどうだとか、そういう機関で救済できない、支援できない部分についてはまた、町と農協がしっかりと協議しながら、必要な対策を進めていくと、こういうことで今、取り進めさせていただきますこともお話しさせていただいて、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（方川一郎君） 山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 再質問させていただきます。

町長から答弁いただきまして、ある程度は私も理解をするところであります。

私、先ほどの中でも質問させていただきまして、今町長からも答弁がありましたように5月に霜、強風ということで再播ということで、そのときから被害を受けている農家がいたわけでありまして、また6月には平年より2倍以上の降水量があって、7月にはほとんど日照がないという状況の中の経過の中、今、町長からお話がありましたように8月17日以降の4つの台風が連続して襲ってきたということで、農家の方は経済的なダメージもありますし、また、農作業が十分行えないという精神的なダメージもかなり強く受けているわけでありまして。

このような深刻な被害により1人も農業から離脱を出さない対策をとらなければなりません。今は大変な異常事態が発生しています。農業団体と行政が一体となって農業支援対策をしていかなければならないと思います。町長からは答弁をいただいておりますが、災害のときの農家の支援対策こそが最大の農業振興になると私は考えます。

農業振興の活用について、もう一度、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問のとおりですから、そのとおり協議も進めさせていただいて、被害の状況など含めてしっかりと今、積み上げてどのような対策が必要なのか、これをＪＡ本別町と私どもとしっかりと協議をして、今までもこれらの経験ありますから、それも含めてしっかりと条件や環境整備には十分に努めていくということで確認しておりますから、個々の具体的な部分についてこれからいろいろ調査の中で出てきますから、それについてやります。

ただ、基金については申し上げましたように、共通認識として、これは農業振興基金の活用は先ほど活用の方法を答弁しましたけれども、町と農協、ＪＡ本別町と農業委員会とが構成します、これは本別町農業振興対策委員会というのがあります、ここで使い道だとか、使い道と言ったら変ですけども、活用の方法だとか、そういうことは決定をしていくということになっておりますので、それは今、想定されている利子補給とかという部分については、例えば営農資金だとか、そういうのは今までの基金の利用ではなくて、しっかりとまた別の制度の中で町もずっと今までＬ資金、営農資金、いろいろな資金ありましたけれども、災害対策の資金含めて対応してきておりますので、そういうのが必要になれば、それはＪＡとしっかりと協議して、どのような資金を使うのか、また導入が必要なのかなどはやっていきたいと思っておりますから、そういう調査がしっかりと積み上がって、どういう対策が必要だということについてはやっていきますので、基金の活用については先ほど申し上げましたように、これからの新規だとか、新しい作物だとか、本別町の新しい農業体制、基盤をつくると、そういうものについてはこの基金を活用していくという申し合わせになっておりますので、それら含めて十分に慎重にまた検討しながら、できる限り、先ほど言いましたけれどもできる限りこれらの国の制度だとか、それぞれ北海道だとか、また農業関連団体のいろいろな資金だとか、災害対策のやつをしっかりと我々もそれは要請しながら受けとめて、なおかつそこで十分な対応ができないというところについては、また別途対応できるものはしっかりとＪＡと協議をしながらどんな方法がいいのかということをやってきました。

こういうことになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上であります。

５番（山西二三夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、１０番阿保静夫君。

１０番（阿保静夫君） 議長のお許しがあつたので、２問について質問をいたします。

まず、１番目ですが、台風被害、町の対応はということで伺ってまいります。

ただいまの山西議員からの質問もありましたけれども、今回の台風は農地や生活路線、町の各施設など大きな被害をもたらしました。それまでの湿害と合わせ、農業収入の減収なども考えられます。

また、今回、市街地などでこれまでにはなかった箇所への被害もあったと考えますが、今後の対応について伺います。

8月17日の台風7号に始まり、11号、9号、10号と四つの台風が連続して東北や北海道、十勝を襲いました。本町でも、これまでにない被害がありました。土砂に埋まった本別公園前の道路、その先の本別沢に向かう農地の土砂による埋没の様子は今までにない惨状だったと思います。

そしてこれらは、国有林からの土砂の流入ということで、これもこれまで本別の囲んでいる山は国有林が多く、そしてその土壌というか土質が非常にもろいものだということが、まさに今回のこの被害でそのことが奇しくも証明されたかのように私は感じているところです。

今回の台風被害及び湿害で特に収穫期を迎えている金時やバレイショ、その他の畑作物も深刻な被害を受けています。また、市街地ではこれまでにはなかったかと思われる箇所での被害もあったと考えます。

防災計画も含め、今後の対応について伺ってまいります。

一つ目ですが、畑作物の減収が先ほど来のように予想されます。本年の農業収入のみならず、来年の営農に影響が及ぶことも予想されますが、町として新たな融資制度を行う考えはないかということで伺いたいと思います。

この後は、畑の修復などについて限度額等についての質問も用意されている方がいらっしゃるので、できるだけその部分の重複は避けるつもりですが、融資制度を考えてはどの観点から次のことをあわせて伺いたいと思います。

災害等に対する町の誘致制度の創設をしてはどうかという考え方については、災害復旧、あるいは今後、報道にあるように激甚災害制度が適用になっても個人負担は一定の金額があります。このような部分だけでも適用できる低利の資金融資を町として考えられないかというふうに思っているわけです。

平成15年の大雨災害のときに被災され、同じように畑が山の土砂、流木等で埋まった農家の方に少しお話を伺いましたが、この方はこのとき自力で畑の修復を行ったということです。自分で重機なども扱いながら土砂や流木の排除を行い、何とか次の年の営農に間に合わせる事ができたそうです。約2ヘクタールぐらいの畑の面積かというふうに思いますけれども、費用としては全体で約100万円くらいかかったというふうに言っておりましたが、自分の畑とは言いながらもかなり大きな負担になったことは間違いありません。

今回の被災した畑の修復作業の費用については、時間がどれくらいかかるかということもありますけれども、最後に残る個人負担の部分について対応できる融資制度を町としても考えるべきだというふうに思います。

先ほどの質問では、これまでの行った対策を基本ということで、主には利子補給ということになるかというふうに思うのですけれども、融資制度というのはまだ農業分

野では町としてはないかというふうに私は認識しております。これまで、冷湿害対策で農協が窓口で資金対応したことはありますけれども、町は先ほどの質問にあったように利子補給を行った経過はあると思います。そのことももちろん大切なことですが、今回のように長雨に続き台風被害ということは、かつて余り経験したことはなかったというふうに思うのです。これから、本格的に収穫を迎えるバレイショを初め、各豆類、ビートなど、少なからず被害を受けているというふうに思います。

今後、各農家では、来年の営農に必要な資金繰りに悩むことになるのではというふうに思います。町の対応として、新たな融資制度を考えておくべきではというふうに思いますけれども、重ねてこの点について見解を伺います。

二つ目ですが、市街地の被害箇所の中には住民の皆さんからこれまでこういうふうに改善したらいいのではないかというような改善要望が出ている箇所もあったというふうに聞いております。

私たち議員では、柏木町の生活館前に流れる水路界限について今回の台風7号で大きく氾濫状態となり、上流の町民の方々の庭や住宅床下というか、土台の下に水が入ったというような被害があったというようなことです。

もともとの原因は山からの流木や切り株を巻き込んだ鉄砲水のような大量の水によるものと思われませんが、議会としてもそのとき全員ではなかったのですけれども、議員の皆さんで現地を調査し、その後の住民の方々の話を聞くなどしていますと、以前からこの水路に関する事、あるいはその周辺整備については町のほうにも何度か言ってきたというようなことでした。

今回の災害がその整備がされていなかったから起こったというふうには言えませんが、幾つかの被災の例は緩和されたのではというふうに思えることもあります。住民の方の考えと要望が必ず災害対策に有効だとまでは言えませんが、実際に毎日この水路を見ている住民の方々の意見は、その都度、検討が必要なのではというふうに私、議員としても改めて思いましたが、町としてはこの部分についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、既にこの要望の一部だとは思いますが、対応した、横に水路を切ったとか、水を掘ったという話を聞いていますけれども、現場も見ましたけれども、そういう改善をされて住民の方は大変喜んでいてということもあるので、やはりいつも見ているということはいろいろ理論はあるのでしょうかけれども、生活実感の中から来ているそういう要望というのはやはり課としても、担当としても十分に受けとめて、もし必要であればやはり対応するということが仮にこういう災害を受けても町で今までやっていただいたのだけれども、それを越える災害だったねという話になると、言ったのにやっぱりこうなったでしょうということでは大分違うと思うのです。

そういう意味でも、町長がいつもおっしゃるように住民の声を聞きながら、その住民の暮らしを守るという立場を今回が一つそういうヒントを私はもらったように思っ

ておりますけれども、改めて見解を伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の台風被害、町の対応はの質問の答弁をさせていただきますが、まず1点目の質問であります、先ほども答弁させていただきましたけれども、必要な対策についてはしっかりと、これは何度も繰り返すことになるかもしれませんが、ＪＡとしっかりと協議しておりますので、ちゃんと持続、継続できる、そういう環境、条件整備というのはしっかりと支援策を講じていくと、こういうことでお話させていただいておりますので、ただ、私どもが資金対応ですか、それが改めて制度を設けるということではなくて、それはもちろんＪＡにもそれだけしっかりとした基盤持っていますし、森林含めて関連のそういう資金を調達できるのでありますし、また最近民間の銀行含めて、積極的にそういうところに参入していただいておりますから、そういう意味では借り受けするところは何も心配はないのかなと思います。

ただ、そこに伴う経済的な負担含めては、これはＪＡも町も一緒に農業者の皆様方等になるべく負担を軽減できるような、そういう方法をとっていかうと、こういうことでしっかり協議をさせていただいておりますし、そういう資金も含めては災害のときの災害用の資金というのは国から示されるというのがありますから、そこも一つ強力な要請をしながら本当に負担が少なく、早く復旧しながらこれからも持続できるように環境づくりにしっかり努めていきたいなと思いますので、改めて町が資金繰りを調達する、またその融資制度をつくるということではなくて、そういうしっかりとした環境がありますので、そこと一緒になって対応していくと、こういうことで御理解いただきたいなというふうに思います。

今、現地施工というか、自力施工の話がありました。今までもこのようなことは、じゃぶじゃぶというのですか、本当に土の中が例えて言えばサウナ状態になって、雨が多くて湿害でというのは何度か経験ありました。それはやはり基盤整備やっているところと、基盤整備がまだ十分に行われていないところの圃場の差というものはっきり出たということも今までの調査の中で明らかになっていますが、それをまず超えるような今回はずっとこの台風が四つもということで、これだけの雨量があったものですから、それは引く暇もなく、それはじゃぶじゃぶの状況でありますから、それらの被害状況というのは非常に大変な状況だなというふうにももちろん思っていますから、これについてもしっかりと対応させていただきたいということと、あとは今回も直接、圃場が荒らされたというところであれですけれども、被害を受けたというのは4圃場8カ所なのです。これも、きのうまでの調査では自力で復旧するという人も中には何人かいるということも事実なのです。

それは、いろいろ書類つくったり何かするのも、申請する暇があったら自分で重機で圃場整備してしまうと、そういう人もいますけれども、それは被害の面積が大きい

とか少ないではなくて、それぞれの自力の重機を持っているとか、いろいろその技術力があるとかという、そういう人もいますし、またそれでは全然進まない、本当に流木が大変な量が流れて、畑一面が砂利、がれきになっているということも含めてありますから、こういうところと一緒になりません、それはその被害の状況にあわせてしっかりと支援策をとっていくということで、とにかくそういうことを含めてやはり激甚災害の指定というのは一番大きな要因でありましたから、ここをひとつ突破口にして、それでも激甚でも1割負担は絶対に出ますから、その1割負担も今、国に求めているのは、その1割負担をするということになれば、それは被害の大きい自治体にとっては大変な負担ですから、それは個人も含めてですから、それは別枠で激甚にしていた部分については、別枠の災害対策の資金をぜひ持っていただくようなことも含めて、さらに特別交付税などいろいろな話もちろんですけれども、特別交付税も交付税の中の6パーセントぐらいしかありませんから、全部で1兆円あるかないかですから、これ九州から含めて日本列島全部の災害入れると、それぞれ金が残っているのかというぐらい、それぞれ大きな災害が日本列島吹き荒れていますから、そういう中ではこれも特別枠の資金を別に用意していただければ、十分な対応はできないということも含めて、これも協力要請をしながら北海道と一緒にこういう要請をしていくということにさせていただいていますので、何とかそれらの対策を国に求めながら、そして多くの視察をさせていただいていますから、視察団には皆さん共通でその話もさせていただいて、その視察いただいた行政機関や国会議員の先生方もそれは共に国に向かってそういう方向で努力しましょうということになっておりますので、しっかりとその対策は講じていきたいなと思っております。

きょうもあすも、またそのまた次もいろいろな立場の方々が本町にも十勝に視察に来ていただいていますので、その中でもまた最終的に願いが通じるように強力な要請を続けていきたいなというふうに思っています。

2点目の市街地の改善箇所ではありますが、特に今、御質問あった部分については、実は今までも改善ありまして、平成15年の台風のときも水が出たということもありまして、そのときも地域からの要請が当然あります。私もすぐ現地に行きますからありましたから、要するに上流から流れてくるのには、やはり管が小さかったと、そういうこと含めて管を大きくして、そして本当は明渠ですとあったのですが、明渠にするとそれぞれいろいろな家庭の雑排臭含めて流れるので、そのときまだ全部が全部、下水道が普及しているということもないところもあったみたいで、そういうことを含めると、どうしてもたまると臭いも出るし、蚊も出るので、そこはふたをしてほしいということで全部、厚いコンクリートのふたをしたのです。そうすることによって、住民の皆さん方の願いはそこで、その願いのとおりだったのですが、今回のこの雨では時々担当も行って、上流を見て流出物がないか、詰まりはないかを調査しているのですが、事前の調査ではなかったのです。

でも、今回のあれだけの水量の中では流木もそうですけれども、抜根が流れて、管をふさいだということで、そこから水路以外に道筋がついて、そこから溢れて、皆さん方に大変な迷惑をかけたということになってしまいますから、地域の人方も今までの願いでもらったけれども、今度はふたしている部分があって、詰まったら、そこから流木がとれないと、支障物が、今度はそこを開けておいてほしいと、開けておけば自分たちも協力するし、もちろん我々のほうも普段からそういうもし詰まっていれば取れるということで、そうすれば今回みたいなことはなくなるだろうと。

だから、できる限りそういう詰まるようなところのふたは外してもらって、そしてまた土砂のたまる下流のほうは浚せつもしながら、そういう管理をして我々も地域の中でできる限り対応、そういう話もいただいて、そのような対応をさせていただいて、流れた土も、それから畑、それが玄関先に行っていますから、それらもできる限り、少し乾いてから、時間かかりますけれども、それも徐々に少しずつ撤去させていただきながら、地域の皆さんと一緒に少しでも元のような、少しでも菜園ができるような、また花が植えられるような、そういう環境を整えていくということでお話させていただいています。

また、特に南4丁目から含めるとアロケーション、水路もあるのでありますが、あそこもかなり砂がたまって、春先の大水だとか、台風のときには必ずすぐ警戒水位だったのですが、これも上流で大きなますをつくって、そこで、土砂がそれ以上下流に行かないように工夫をしながら努めてきましたので、そこら辺もかなり改善されてきました。

いろいろ地域の中で要望の出たところは、それぞれ事業の中でその事業ができると、工事ができるところについてはしっかり対応してきていますから、なるべく一度起きたところはもう二度とそういうことの起きないような工夫をしながらそれぞれ努めてきておりますので、また今回のような突発的にこの漂流物がそこで詰まって上を走るということは、これはまた本当になかなか想定もできないことかもしれませんが、そのようなことも少しでもなくなるような工夫を凝らして、地域の皆さんの要望も含めてしっかりと対応していくということで、実はもう自治会長も立ち会いいただいて、地域の人も立ち会いいただいて、その部分については協議を進めさせていただいていますので、それも新しい管理、通路なども作りながら、それぞれ不在地主の方もおられますから、そこも地域の皆さんもしっかり連絡をとっていただくということでありますから、うちの担当のほうでも不在地主の皆さんに連絡をとって、その通路を開けてもらったり、一時、その土砂上げなどにも使わせてもらえるようなことも含めて対応しておりますので、地域の皆さんとともにこのような災害の中で、また同じようなことが起きないようにしっかり対応していくことにしておりますので、また御理解いただきたいなと思っています。

あとはそれぞれ今まで、また農業被害、そしてまた住民の被害含めて大変なことに

なりました。そうになりましたけれども、7号、9号、11号、本町にとってはいろいろ視察に来られた方も隣では住宅が浸水して、床上、床下で大変だと、被害が住宅だったけれども、自然災害では本別がすごいですねというぐらい、一部ですけれども見てもらっただけであれだけの被害、そのほかにまだ美栄、拓栄それから西仙美里だとか、美里別のほうもありましたから、それらは全部、写真つきで全部調査の中で一冊にまとめてあります。

きのうは、JAからも本当に大きな写真でそれぞれの圃場の状況なども全部いただきましたので、それもこれからも有効に使わせていただきながら対応させていただきたいと思います。

改めてこの台風の全道的に被害があって、本当に南富良野もそうですし、羅臼もそうですし、また清水町もそうですけれども、尊い人命が失われたり、まだいまだかつて行方不明の方々がいるということ含めて、被災された皆さんに改めてお見舞いを申し上げたいと思いますし、また、うちの職員も別な立場で給水支援などにしっかりとボランティアで出掛けたりさせていただいていますし、そういう頑張りにも改めて感謝しながら、本当に被災された地域、我が町もそうですけれども、1日も早く復旧できるようにまた願いながら、また行方不明になっている方々の調査も私どもも十勝の活性化期成会の名の下に、また国などに含めてしっかりと強力に要請して、1日も早い救出発見のために努力いただきたいということさせていただきますので、本当にこのような今までに経験のないような、この台風の被害については、でも温暖化ではひょっとしたらあってはならないけれども、このようなことというのはどこかでまた起きるのかなという、そんなこともちょっと脳裏をかすめるのでありますが、とにかくそういうような不測の事態にも十分に対応できるようなインフラ整備をしっかりとやっていかなければならないということを改めて、しっかりと肝に銘じながら対応させていただきたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それぞれ答弁をいただきましたけれども、農業被害に関しての町独自の融資制度をという基本的な考え方は、今、町長お話あったように特に畑の流木や土砂の被害を見たときに、先ほど私申し上げたとおりあそこは国有林からの被害ということです。

それで、もちろん自然災害ですから人の力で押さえ込むということにはなかなかならないというのは十分承知なのですけれども、だけでも国有林からの被害で、個人負担が多い少ないは別として、個人負担の中で畑を現状復帰するということは、どうしても僕の中では違和感が禁じざるを得ないのです。

ですから、せめてその個人負担が先ほど自力がやった方は逆に直すと約5万ぐらいになるのでしょうか、そういう金額なのですけれども、それはものによっては違うし、

前例の個人でやった方の場合は自分の畑だから畑の隅に土砂や何か除去したものを堆積できるとかという、そういういろいろな制約のない部分もあったということでは、そういう例を挙げたのですけれども、いずれにしてもそういう国有林からの被害という国との責任みたいにとられてもちょっと困るのですが、いずれにしても自然災害とはいえ、そこからのものということになると、やはり町長、今おっしゃるように個人負担の部分を、これはまた国のいろいろな資金対応において求めていきたいと、それはそのとおりだと思ってしまうのですけれども、私が先ほど来、申し上げているのは国に求めるのももちろん結構なことなのですけれども、例えば町では中小商工業者に対する貸し付け制度というのはありますけれども、あのような基本的な考えで町としても支援策は持っているよという場合があってもいいのではないかとこの考えから、町の融資制度を設けてはというふうにしたわけでありまして。

もちろんそれらの融資制度というのは返すお金ですから、一旦、例えば町でそういう制度を設けたときにお金を貸し出しても例えば10年とかそういう中で返していただくものですから、財源として一定のものがあれば十分対応できるのではないかなというふうに思っております。

それから、かつての長雨被害などの冷湿害対策資金ということで、私も実は受けたのですけれども、来年の営農にかかわる肥料とか農薬を最優先にやってくれという中身ですから、一般的な畑作農家だと200万円からのそういうものの200万円を超えるような経費が必要ですから、当然、大いに助かったわけなのですけれども、今回のように例えば畑の修復をしたと、それで自己負担が一定額来たよと、それに対応できるものがあるのかなというときにちょっと悩む状態だというのが現実だと思うのです。

ですから、そこでももちろん町ではなくてももちろんいいのですけれども、町としてもそういうのはあっても僕は本別の基幹産業を守る町という立場では私はあってもいいのではないかと、中小企業への貸し付けとはまた意味が違いますけれども、別に町が融資制度を設けること自体は何ら問題はないというふうに思うものですから、その観点で再度どうかなというふうに伺いたいというふうに思います。

先ほど町内の被害箇所、柏木町を例にしたし、実際に見たり話を聞いたのはその箇所なので、その点で申し上げたわけですけれども、今、町長から話があったとおりこれまでのいろいろな要望に基づいて、あのふたなんかは町長おっしゃった以外にもおそらく十数年前はまだ小さい子供たちがいっぱいいた地域だと思われるので、当然、安全対策としても柵なりふたなりという話になったのではないかなと、これは想像しますけれども、時代とともにでもその必要性というのは変わってくるということを先ほど町長がおっしゃったというふうに受けとめております。

そういう点では、繰り返しになりますけれども、地域に住む皆さんの生活実感というのは、これはなかなか的を得たものの中にはあるということで、その当時から立て

られた防災計画等の一部の見直し等も含めて、今後そういう生活者の皆さんの声をそういうものに反映させていくような検討も必要になってくるのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてもあわせて伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 町としての融資制度と先ほども答弁したけれども、JAと協議をしてどういう資金対策、例えば資金が必要だとしたらどういう対策が必要だとかと決めますよね。でも、その資金の出所はあるのですよ、JA、金融担当常務がいるからあれだけれども、しっかりとした資金が貸し出しできる、そういうお膝元にそういう立派なのがありますから、そのことがちゃんとあるから、そこと一緒になってあとはどれだけ軽減をさせていただくか、支援ができるかというのが、それは新たにJA本別町と本別町役場とのそれぞれの協議になるというふうに思いますから、町が融資制度というのではなくて、ちゃんとそういう協議の中で一体となってJAと町がしっかり対応できるよと、そういうことになっていけば、私どもはそれが一番ベターでないのかなというふうに思いますから、それはもっともっと金融機関ありますけれども、直接JAのそういう資金を貸し出す仕組みも制度もありますから、そういうことで対応していくということで、もう一度言いますけれども、その中で自己負担の軽減策をしっかりとっていくと、こういうことにぜひしていきたいなというふうに思いますので、その辺はぜひ御理解いただきたいなと思っております。

あと防災計画含めて地域住民の皆さんの声というのは、これはもうそのとおりだと思いますから、それはそのときはそのときの対応としてやってきたことは間違いなくやってきました。その前は、あそこは明渠で金網のフェンスがありました。しばらく昔ですけれども、でもそれがいろいろ臭い対策だとか、また蚊だとか虫が出るとかいろいろなこと、安全対策だとか、そういう衛生面含めふたをしてほしいと。ただ、最初は鉄板のふたをしていたこともあったのです。それからやはり頑丈で、誰が渡ってもというか、簡単に開け閉めできないように、たまたま開けてなかった大変だということ含めて、あれだけ重たいやつにしたということでもありますので、そのように地域の皆さん方のその暮らしに寄り添った対策ということで、これは実施しておりますで、それを防災計画の中にしっかりとまた生かしていくというのは、これは一番やらなければならないことだと思いますので、それら含めてしっかりと防災計画にそれぞれ毎年、いろいろな部分で見直し、全体会議もありますから、しっかりと、より強固な防災計画がマニュアルができるように対応していきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 柏木町の関係なのですけれども、先ほど町長からも例えばコンクリートのあの重いふたを撤去することにしたというような趣旨の話もありまし

て、現時点ではそのほかのどのような対応をされることが現瞬間で決められているのか、いずれ補正等に出てくるのかなというふうには思いますけれども、もし現瞬間でそういうことが決まっていれば若干伺いたいなというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 担当も行って話をしているのですが、最終的にはどうつくる、このようにやるということは、まだ最終決定はしていません。

とにかく被災の原因になるところをきちっと整理をして、できればふたも取るのは全部取るのか、住宅のある中間まで取るのかなど含めてもありますから、そこら辺はこれから地域の方とも、自治会長さんもいち早く立ち合っていていただいて全部見ておりますので、一番流末の出口のところまで含めてどうするかというのは、より住民の皆さんの願いも含めてしっかり対応していきたいと、こう思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、2問目の質問を行います。

本別高校支援と「福祉でまちづくり」を合わせてということで伺います。

今回の行政報告で介護職員初任者研修に本別高校生7人を初め、町内事業所勤務者、一般町民の方など、計13人が申し込まれたとのこと。大きな可能性があるというふうに考えますけれども、見解を伺います。

かつて、本別高校支援に関連し、その特色づくりとして「福祉でまちづくり」を掲げる本別町が本別高校に福祉に関するコースを設けるような取り組みを行い、「福祉でまちづくり」とリンクするような、関連するような考えはないかという趣旨の質問をしました。もちろん簡単なことではありませんが、今回の取り組みはその第一歩だと私は期待をしております。

少し余談になるのかもしれませんが、以前、下川町に研修したときに、うちのまちづくりは木なのです、木材なのですというお話を町長はされました。生活、産業、福祉、教育、あらゆる分野で下川町においては木材を中心にまちづくりを考えていきたいのだという話をされていたのが印象に残っております。

本町は、「福祉でまちづくり」を掲げている町です。可能な限りこのことをつかんで離さず、まちづくり根幹の一つとしていく、これは非常に重要なことだと私は思っております。

今回の初任者研修の取り組みは、高校生の皆さんが福祉や介護の仕事に関心を持ち、

職業選択のきっかけとなるような機会になり得ると考えております。前回の質問のときに私もたまたま自分の子供もそうですが、そのとき同時に受けた何人かの同級生の皆さんが関連の仕事に就いたというふうなことがあるものですから、これはやはり夏休みの期間中だけだったというふうに記憶しておりますが、非常に重要な取り組みだというふうに感じておりました。

そして、しばらくこの受講者がいないという現実も予算審議や決算審議のときに伺ってきたわけですけれども、今回、それらを一掃するように本別高校生7人の方がこの初任者研修、昔は初級ヘルパー研修と言っていたと思いますが、そういうことを行ったということで、非常に私自身は非常に希望を持っているわけです。

このことによって受験先に本別高校を選んでもらえる、あるいは学校に入ってから職業選択の一つのきっかけになるような、そういう機会になり得るのではないかということで非常に私自身は期待を持って行政報告を聞いていたところです。

今後、この取り組みを大いにPRしながら、高校とも十分打ち合わせが必要だと思えますが、本別高校支援、生徒確保の対策、さらには介護職員不足の解消、これは本町のみならず、ほかの町にとってもそういうことにつながる、そういうふうになるように力を入れるとともに、今後、工夫をしていくべきだというふうに考えますが、見解を伺いたいと思えます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の2問目の本別高校支援と「福祉でまちづくり」合わせての質問の答弁をさせていただきます。

ただいま御質問ありますように、本別高校支援に関連をして、その特色づくりとして「福祉でまちづくり」の取り組みとして、リンクをさせて本別高校に福祉に関するコースを設けていくということではありますが、現状では大変厳しい問題だというふうに考えておりますが、今回、取り組んでおります介護職員の初任者研修につきましては、本町における介護人材の育成、確保を図るとともに、本別高校も対象とすることにより、特色ある本別高校の教育指針の一環として実施するものでもあります。

実施に当たりましては、4月に本別高校のPTAの総会において研修の内容について事前説明会をやっております。さらに、5月31日は希望する生徒と保護者の皆さんを対象に介護の仕事をするためのミニ講座、これを開催をして生徒12名、保護者の方が3名の参加をいただけてきたところであります。

また、全校生徒を対象に介護職員初任者研修受講意向調査を行いました。全校生141名中、113名から回答を寄せられましたので、ちなみにこれの結果の報告を概要ですが、この介護のイメージについての質問でありますけれども、この結果の報告をさせていただきますが、まず介護職場というのは仕事がきついと答え人が64.6パーセント、給料が安いと39.8パーセント、やりがいがあるは23.0パーセントとなりまして、福祉、介護の仕事に興味があるかとの質問に対しては、あると答えた

方は18.8パーセント、どちらでもないが46.4パーセント、ないと答えたのは34.8パーセント、さらに福祉、介護は将来の仕事の選択肢にあるかとの質問では、あると答えた方は4.5パーセント、考え中が27.7パーセント、ないが67.8パーセントという結果になりました。

なぜ、初任者研修の前に家族だとか、保護者も交えてやるかというのと、やはりこれはどこでも今、介護の問題については議論されるのはまず大人社会の理解がまず一番大事だということなのです。特に4Kだ3Kだと言われることできつい、そんなところに行くのという一声で、子供たちの選択の希望がほとんどそこで失われてしまうと、そういうことって本当にそれでいいのだろうか、本当にそれだけ待遇処分は全部悪いのかなどなど含めて、そんな協議をするのですが、そのためにはこれから進む未来の子供たちの希望として、そういう環境や条件をしっかりとつくっていかなければ、これは将来、介護をする人たちが育っていかないと、これは全国的な問題です。ということを含めてやりました。

中には日本国内だけではだめだから、外国からのということも言いますけれども、地元の、国内の中の対策が十分でないのに、外国から来てもらってもただ安い労働力をということでは相済むものではないと、それこそ人として何十年といういろいろな経験をしてきた方々の高齢になった人たちの尊厳にもかかわることなので、そのことはしっかりと生き方、そしてまたそれぞれの歴史をしっかりと理解できるような、そういう教育も含めて、そして保護者や周りの方々の理解も含めて介護の職というのはそういう崇高な職業ですよということも含めて、しっかりとした認知をしていただけるようなことでないと進む人たちがいないということでありまして、それら含めてうちの本別町との対応、担当が介護職員の初任者研修ということで高校生からそれぞれ始めたということなのですが、ちなみにこの介護職員の初任者研修、12月28日まで開催されますけれども、今回の取り組みをしっかりとまず検証させていただいて、アンケートの結果も踏まえて来年度も開催する際には、前段での生徒と保護者への周知や福祉、介護の仕事に関するミニ講座を開催することで、まずは保護者の皆さんも含めて福祉や介護の仕事に関心を持ってもらう、そういう機会にしようということ考えているところでもあります。

この介護の職員の初任者研修初めに8月に開催いたしました福祉セミナー、この取り組みを通して本別町にある介護職場を知ってもらい、福祉介護の仕事への理解を深めてもらうことで本別高校生の生徒の皆さんの将来の選択として可能性を広げるものにつながってくるというふうに思っておりますので、その結果、本別高校の支援にもつながると、こういうことで考えておりますので、この後についてはまた特段の御理解をいただきながら、また今後も御支援いただければと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 今回の内容を検証し、また参加者のアンケート等をとって、さらに充実を含めて取り組んでいくという趣旨だというふうに理解をしたところです。

決算か予算の審議だったと思いますが、初級ヘルパーと呼んでいた時期に、その当時は社会福祉協議会が主体となって開かれていたということで、社会福祉協議会が若干の経費の持ち出しがあるというふうに伺っていて、そのことをその予算、決算のときの質疑の中で町として考えられないかという話をしたときに、考えていくという趣旨の答弁があったというふうに記憶しているわけですが、それとあわせて今回、本人も若干の負担があるかというふうに予想されますが、その辺について今後、どういうふうにしていく考えなのか伺いたいというふうに思います。

議長(方川一郎君) 飯山地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長(飯山明美君) 阿保議員の御質問にお答えします。

今回の初任者研修につきましては、やはり幅広く受けていただきたいというところをまず前提に置きましたので、高校生の皆さんと60歳以上の元気高齢者の皆さんにつきましては受講料無料ということで受けていただいております。

それ以外の事業所に勤務されている方ですとか、一般の方につきましては1万円の受講料をいただいてということで、いずれにしましても帯広での養成校みたいなところに通うよりはかなり安い価格の設定になっています。

以上です。

議長(方川一郎君) 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 今回は高校生と高齢者の方が受講料無料ということで、その他の方は1万円の負担になったということでこの形、とりわけ高校生については今回の私の質問の趣旨がまさにそこで本別高校ではそういう研修が無料で町のほうで責任持ってそういう研修やっていますよということの一つは、私はこれは大きなプラスになっていく、わかりやすく言うと売りになるのではないかというふうに思うわけで、そういう確かに側面支援ではありますけれども、いろいろな情勢を絡めて考えたときに私は重要なことではないかなというふうに思うのですけれども、今後、そういう方向性も含めて検討する必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点について再度、伺います。

議長(方川一郎君) 飯山地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長(飯山明美君) 初任者研修を高校生の皆さん、希望する方には無料で受けられるというのは、これからの職業選択ですとか、自分の将来を考えていくときの一つの方策の一つと言ったら変ですけども、いろいろ幅広く考えたときの一助になるのかなというふうに思っています。

やはり、この研修さえ受ければ全てがいいというわけではないのですけれども、研修を通して専門学校に行って、また深く勉強したいというお子さんもいらっしゃいますし、進学というよりは高校の段階で資格を取ってということで、高校卒業して地元

に勤めたいというような、いろいろな選択肢がこれから可能になっていくのかなというふうに思います。

進学をした方々がまた本別に戻ってくる仕組みも非常に大事なかなというふうに思っています、そのつながりとしてやっているのがことし初めた福祉セミナーの部分です。

やはり、町外に出て行った子供さん、生徒さんにまた本別という現場を学生のときに知ってもらって、やはり本別で勤めたいというような気持ちになってもらうというところでは、この初任者研修、そして福祉セミナー、一体的な中で人材確保を考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、こういう取り組みを少しでも理解をしていただくというところで前段にもありましたように、やはり保護者の皆さん、生徒の皆さんにこういう取り組みをしていることですか、あるいは福祉の仕事の中身というのはこういうものですよということを幅広く地道に周知をしていくこともすごく大事なかなというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 考え方は十分にわかりましたけれども、高校生に対して今回のような形で1万円の負担は要らないですよというか、そのことは今後も考えていく方針なのかどうなのか、現時点でどう思っているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 飯山地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長（飯山明美君） 受講された皆さんの感想も聞きながらとは考えておりますけれども、受講料につきましては基本的に継続をしていくような考え方で現時点ではおります。

以上です。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 議長の許可を得ましたので、通告をいたしました2問について質問させていただきます。

まず1問目でございますが、台風7号、11号、9号災害の対応についてでございます。

相次いで上陸した台風7号、11号、9号、さらに10号とこれまでにない台風上陸により、北海道十勝各地で大きな被害を受けました。本別町における災害への対応について、以下2点についてお伺いします。

1点目でございますが、本別町では台風7号により7自治体、台風11号により2自治体に避難勧告が発令されました。特に、7号による被害が大きく、避難に当たっては降雨、道路への濁流、土砂流木等の流出のため避難が難しかったと聞きますが、

避難勧告による避難経過について、まずお伺いしたいと思います。

また、これまでの降雨災害でも本別町における避難勧告については土砂災害警戒区域が多いことから、避難に当たっては関係自治体の取り組みが重要だと思っています。

そのためには、本別町地域防災計画にもあるように自主防災組織などにより行政と自治会が連携をし、避難誘導することが安全に避難することにつながるのではないかと思います。

さらに、高齢者などの避難に当たっては、要援護者への支援が求められています。今回の避難経過を踏まえながら土砂災害警戒区域に関する自治会を初め、自治会全体で自主防災組織の育成強化、要援護者の支援活動の推進を図らなければならないと思います。

また、土砂災害警戒区域に係る自治会にある避難所は降雨量によって濁流や土砂流出などにより災害を受ける可能性があることから、気象情報や降雨量によっては次の段階へと避難する箇所を明らかにして臨む必要があるのではないかと思います。この点についてそれぞれお伺いします。

2点目であります。台風7号により隣町足寄町では足寄川が超水し、住宅45戸が浸水するという被害がありました。この越水については、仙美里ダムの下流域の放流の増量を要請し、断られた後に起こったと言われています。

このことに関連し、十勝総合振興局はダムの周辺や流域自治体などを含めた関係機関が対応できる枠組みをつくっていく考えを示していますが、本別町としてはどのように考えているのか、以上2点についてお伺いをします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の台風7号、11号、9号の災害の対応についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、本町における台風災害の対応につきましては、台風7号の影響によりましては8月17日、午前10時32分に本別町に大雨警報、土砂災害、浸水害が発表されましたので、その後、被害の発生が予想されますことから、同日の17日の午後2時に災害対策本部を設置してきました。

その後、午後3時17分に洪水警報が発表されまして、さらに台風7号が北海道に上陸をして、午後6時8分に避難行動を促す目安となります土砂災害警報情報が発表になりましたことから、土砂災害警戒区域であります町内7自治会の対象世帯に対して、午後6時30分に避難勧告を発令して避難所として中央公民館、ふれあい交流館、本別生活館の3施設を開設いたしました。

住民への伝達の方法であります。防災行政無線、広報車のほか、防災情報システム、Lアラートによるテレビでのテロップ及び携帯電話のエリアメールによります避難情報を流し、さらに土砂災害警戒区域内の住民に対しましては災害対策本部の避難

誘導班が戸別に周り避難の声かけをしてきたところでもあります。

錦町自治会におきましては、自主防災組織の中であらかじめ災害避難場所として決めていた錦町会館へ6世帯、15名の方が避難をされたところでもあります。

また、土砂災害警戒区域内に居住をしますデイサービスや訪問介護サービスを利用されている方など、避難に支援を要する方々につきましては社会福祉協議会との連携によりまして10世帯、12名の方が清流の里に避難をされました。各避難所に避難されました住民はキャンプ場などの旅行者32名を合わせますと224名となりました。

御質問の道路への濁流などの影響による避難の状況についてでありますけれども、避難所として開設いたしましたふれあい交流館へのルートの中で、町道向陽町川沿通りですけれども、ここは山側から奥、濁流が泥流が流出したことによりまして、この車での走行が厳しい状況になったということでありまして、これらについては今後は避難経路の状況などにも十分注意を払いながら開設をしていきたいと考えております。

また、東町からキャンプ場までの道道も山側からの泥流で終わりましたし、特にキャンプ場から義経の館一体は泥流が膝の高さまで堆積して、車も通れない状況でありましたから、ここにいるキャンプ場や御所を利用されている方々がおりましたので、28名おりました。これを職員が3名体制で公用車によりそれぞれ膝までのところですが歩いて避難誘導して、館までそれぞれ誘導して、そこから車で避難所にそれぞれ避難をしていただいたと、こういう経過もありました。

続きます台風11号の接近に伴いまして、8月20日、これは午後0時57分に本別町に大雨警報、土砂災害、浸水害が発表されまして、これまでの降水量と今後の断続的な降雨の影響を考慮しながら、中央公民館に臨時避難所を設けました。

特に危険度の高い朝日町と東町、この一部の世帯にキャンプ場、または利用者に対して自主避難を呼びかけて、キャンプに来ている方々など11名と町内の10世帯、22名が避難されたところでもあります。

8月21日には、朝日町と東町の一部がまだ危険な状態にあるという判断をして、午後2時、早目に災害対策本部を設置して、午後2時30分に中央公民館に避難所を開設して、避難勧告を発令し、キャンプ場などの旅行者11名と町内の10世帯22名の方が避難をされましたが、測候所の情報を勘案して、翌日の9時30分には避難勧告を解除したところでもあります。

さらに、8月22日の台風9号によります影響では、午後9時39分に本別町に大雨警報、土砂災害と浸水害が発表されましたので、警戒区域内外から、内から1世帯、また警戒区域外ですけれども、ここから8名の方がそれぞれ中央公民館に自主避難をされておりまして、8月23日、雨ももうやんでおりましたが、測候所からの情報も勘案して、午前8時に対策本部を解散をしております。

その後、8月29日から30日にかけての台風10号の接近に際しましては、土砂

災害に非常に危険感を感じられておられる町民の方もおられますことから、山手町、朝日町、東町の土砂災害警戒区域の居住者55世帯に対しまして道の駅多目的ホールを自主避難所として随時開設する旨のチラシを事前に配布をさせていただきました。

8月30日に4世帯11名の方々が道の駅に避難をされてきたところであります。

次に、自主防災組織の要援護者対策につきましては、大規模な災害発生時には地域における被害をより小さく食い止めるためには、地域の住民の皆さんによる自主防災活動が極めて重要でありますから、今後も自主防災組織の関係自治会の御意見も伺いながら、要援護者の避難態勢なども含めた協議をさせていただきたいと思っております。

組織の充実に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

また、区域内の避難所のあり方についての再検討という御質問であります。本町の市街地は御承知のとおり利別川とこの山に挟まれたという土地柄の形成でありますから、北海道開発局、さらには北海道が利別川上流の3日間の総雨量を203ミリと想定して、公表いたしました降水時の浸水想定区域はかなり広範になるために、今、御質問にありましたように多くの指定避難所が浸水箇所となり得ますので、そのときの災害の状況に応じて避難所を指定していきたいというふうに考えております。

次に、仙美里ダムの関係ですが、9月7日に電源開発株式会社上士幌電力所の職員が来庁され、台風7号、11号、9号、10号時の仙美里ダム、活込ダムの経緯について説明を受けました。

仙美里ダムにつきましては、発電に使用するため最高水位、常時満水が80.9メートル、これは海拔でありますけれども、そのほかに低水位が80.2メートルで、利用の推計が0.7メートルしかないということではありますが、この最高水位は基本的には常に保っていなければならないところであります。上流から流れてきた水が最高位を超えるものについては全部ストレートで流すことになっているのです。調整ダムではありませんから、来たやつは全部流す、そういう方式のダムになっているものですから、先ほど下流域に断られたという話だということなんですけれども、下流域が断るなんていうことはちょっと考えられない話なんですけれども、何かちょっとやりとりがあったみたいで、隣の町からもちょっと聞きましたけれども、全部流したら下流が困るということを行ったと言わないとかという話はありませんけれども、それはまたよくわからない話なんですけれども、困るとか困らないではなくて、本当に最高位を超えた水位については全部ストレートで流すというのが仙美里ダムの方式だと、これは以前からも、開設のときから私どももよく理解しているものでありますから、そういうことになっているということでもありますので、ちなみに活込ダムについての利用の水位は6.5メートルということで、非常に深い幅がありますから、この活込ダムについては一定量の貯水は可能となっておりますし、活込は調整ダムでありますから、非常にそう

いう面では仙美里ダムの放流と活込ダムの放流の調整がうまくできていけば、かなりまたそういう浸水域が少なくて済むと、こんなことになっておりますので、この2カ所のダムを放流する際には、そういうことの調整も含めて、特に下流域の我々の自治体はお願いをしているところであります。

今まで何度もそんな経験をしてきましたけれども、今回はこのことをきっかけに振興局がダム周辺の流域の自治体や関係機関との協議に入るということのお話をいただいているところでありますから、これは本当に今回の上流の足寄町の水害も含めて、また下流域のあり方も含めて、大事な場面だというふうに思いますので、それぞれ会議が招集されたときに、その中でしっかりと協議をさせていただきながら、より安全な水処理の方法を含めて、それぞれ対応させていただきたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） まず1点目ですが、今回の台風による避難についてでありますけれども、土砂災害警報情報による避難勧告については発令をされていますが、ただ、防災計画によると、この土砂災害警戒区域等における避難勧告の発令基準というのがありまして、例えば大雨警報、土砂災害が発表された場合には、避難準備情報というのを発令しなければいけない、さらに土砂災害警報情報が発表されたら避難勧告と、土砂災害が発生した場合は避難指示というふうに、この発令基準がなっています。

しかし、今回の発令を見ますと、この避難準備情報と避難指示というのが実はないわけですが、避難準備情報というのは、ここに書かれているように避難の準備を促すと同時に、高齢者や障がい者など、避難が難しい人の避難を推進するという、実はそういう目的も持っているわけでありまして、そういう意味では今回の一連の避難勧告の中でどういう経過だったのかお伺いしたいと思います。私は先ほど言いましたように要援護者で社会福祉協会が把握している部分は、それは社会福祉協議会でやりますけれども、在宅福祉ネットワーク等で実は高齢者の要援護者というのを対象にして、支援活動というのでも取り組むことになってはいますが、その中にはやっと歩けるような人というようなことを大変、やはり時間のかかるような人もいるわけですし、そういう意味では、この避難準備情報とやはり先ほど言ったように自治会の要援護者も含めてのあり方というのは、私はどうなのかなという思いが一つ。

それと、福祉施設、向陽町で言うと特別養護老人ホーム、柏木町でいうとあさひの里、これは土砂災害警戒区域にあさひの里はちょっとわかりませんが、なっていないとしても、今日の雨の状況、先ほど町長も言っていますが、例えば大きな被害を受けた南富良野町、清水町、新得町は500ミリを超える雨が降ったわけです。本別町の場合は300ミリで、この被害ですが500ミリとなると、より大きな被害を受ける可能性というのは十分あるわけですし、ただ、そのときには浸水の問題というよりも浸水というか、利別川の問題もないわけではないですが、何といたってもこれまでの

経過からいくと、この土砂災害警戒区域というのがやはり一番危険なわけですから、そういう意味では、その辺の特別養護老人ホームやあさひの里に対する福祉の関係に対する考え方をできればお伺いしたいと思います。

それは、申し上げるまでもなく、岩手県岩泉町のグループホーム、あそこはテレビによりますと、避難準備情報かもしれませんが、いわゆる責任者に連絡をしたところ、あれを見ると後ろに何階建てかの建物があるので、それだから大丈夫だという返事をしたということで本人が謝っていましたが、しかし結果として避難できなかったと。

それと南富良野町、私事ですが、私と妻の故郷でありまして、大変、残念に思っていますけれども、心配をしていたのはあの避難所があって救助していましたよね、その裏に実は障がい者施設、特養、グループホームと一連の福祉施設があるのです。それで、それがどうなったのかということで実は心配をしていたのですが、これは新聞報道ですけれども、特養に避難準備情報を出したけれども、その50何人の入所者を避難させるだけの対応ができなくて、その避難できなかったと。そのうちに浸水をして、幸いに床上20センチの浸水だから入所者を椅子や机や小上がりに上がらせてしのいだというようなことが言われていまして、そういう意味では、この本別町の場合も先ほど言いましたように、この区域に特別養護老人ホーム、これは前からそういう声がありましたけれども、あさひの里あるわけですが、これらも含めて避難準備情報とそういった要援護者、あるいは福祉施設の関係、避難勧告も含めそうですが、件についてお伺いしたい。

もう一つは今回、土砂災害が発生をしていますが、避難指示というのは出ていません。これは経過があるのでしょうか、その辺の経過についてはお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど言いました避難するときに自治会の取り組みというのが大変、重要でして、新得町で1名亡くなられた方もテレビによると最初、避難勧告が出たので避難を促したときは、おれはまだ行かないと言って、次に避難指示が出る間に避難したら橋が決壊してて、車が落ちて亡くなったというようなことが言われていました。

そういった意味では、きょうは傍聴に来ていますが、その自治会の人に余り重くということではなくて、やはり行政と自治会が連携をして、なるべく多くの方が避難勧告の対象になった人はやはり避難をしていただくという意識付けをしなければ、先ほど言ったようにもっと大きな降雨災害になったときに大変、悲しい結果になり兼ねはないかということもあるものですから、その辺について改めてお伺いします。

また、避難所の関係についても、答弁でありましたけれども、今回、柏木町もその前、一部水が走ったとか、それから向陽町もそうです、ですから、警戒区域にはなっていないけど、上からそういう土砂流が流れてくると避難施設に及ぶ可能性もあるわけですから、そのときに次、どこに避難するかということのをこれは検討していただき

たいのですが、ぜひ検討してもらおう。

例えば1次避難はどこ、2次避難はどこみたいな形で検討していただければと思います。これは、前に申し上げましたけれども、平成15年のときにも私は向陽町にいましたけれども、避難しましたけれども同じような状況があって、今回、南富良野町のあの大きな施設、たまたま2階ですから避難者は難を逃れたということですが、ああいう状況等も考えられるので、その辺のところも検討していただけないかと思います。

それと2問目の仙美里ダムの関係ですが、率直にお聞きします。足寄の一部の町民の人は、足寄の洪水は本別町が断ったから起きたのだというような、まことしやかなことを言っている人がいるそうです。でも、本来は、あの放流するか、先ほど言うように放流をするといっても、それは大量の雨量に対する措置というのは限られているということですし。電源開発が基本的にはもっとやるのですけれども、何かそういう声がちらほら聞こえてきますが、率直に聞いて、そういった本別町にもちろん打診なんていうのではないと思うのですが、その辺のところ、お聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 前後になりますけれども、仙美里ダムのほうだけ申し上げたいと思いますが、先ほどちょっと言いかけたのですが、余りにも隣の町なので影響あるかなと思ってちょっと差し控えていたのですが、今までも私どもも、私も平成10年から仙美里ダムの放流、1年置きぐらいずつありましたから、河川敷も流された。そのときは、一番最初のときはたっぴりためた、言い方もあれかもしれないけれども、たまったやつを一気に放水したのです。

そうしたら、普段流れなくてもいいところまで流れてしまって、仙美里ダムの下流の人達なんかかなりごう音とともに大変な恐怖感を持ったなということもあったのですが、予想できるのですよね、雨はある程度。そのとき降るか降らないは別にして、ですから降水期になったら、なるか、ならないかというのはわかる。徐々に流しておけばということはずっと話しておきました。これは活込ダムも同じ。活込ダムは容量も大きいですから、調整ダムですから。仙美里は今、質問がありましたように降水期以外のやつは全部、ストレートで流さなければならないことになっていますから、ためられませんから、そういうことであるとすると、今回は足寄町も、これは直接聞いた話ですけども、ここに水が溢れてどうにもならないからもっと流してほしいと仙美里ダム。

そうしたら、下流に迷惑かけたら困るから流せないと言ったのです、話が。それで、要するに首長もかなり激怒して、自分が電話に出ているいろいろなやりとりをしたというのですか、本別町が断ったなんていうことは、まずそんなことは打診もないし、本別町断れるものでも何でもありませんよね。基準どおりやるのですから。

そんなことがまことしやかに言われる自体が大変な話であって、私どもはこれだけ

の大きな堤防を持っているわけですから、ですから堤防の俗に言う堤外敷地、わかりやすく言えばこの河川敷があれだけあるわけですから、それが超えるなんてなったら、それはかなり心配して、いろいろな対策を要請しますけれども、それは例えば芝生の芝公園がどうこういっても、これは河川敷の中ですから、そんなことで断ったり、足寄町は人命にかかわるかもしれないといったときに、そんなこと、本別町がいよいよ足寄どうでもいいから本別町、被害受けたら困るから流したらだめだなんて、そんなことを絶対にあり得ないですから、改めて今、この場をかりて、そういう本当に不名誉なことは絶対あり得ないし、そんな人の命にかかわるようなことをまた、それを無視してなんていうことは絶対あり得ませんので、それはもう明確に言っておきたいなというふうに思います。

それよりも、もう一つつけ加えて言わせていただければ、仙美里ダム、しっかりと管理していただければ、このようなことが起きるのではないかと私は、それは強く言いたいし、隣の足寄の町長もそのことはしっかりと電源開発にはしっかりと申し入れをするというふうに思っています。

取水口のすぐ前から中島があって、木が生えて、そういう島が何ほもできて、あの中、まっすぐストレートで流れてこれなくて、ずっと山際まで降水域が広がって、やっと取水口が来る、取水口満開に開けて満開に水が出ていかない、流れ込む量が少ないから。

だから、属に言うのです。高速道路の料金所と同じだと。どんどんゴールデンウィークのような利用者の多いときは高速がつまるものだから、どんどん後ろに渋滞が広がっていく、ああいう状況になったのではないのかと、私はそんなこともちらっとお話をさせていただきますが、やはり中のしゅんせつをしっかりといただいて、ストートに流されるようにしておかないと、お金がかかるとか何とかということですずっとそれをしないで放置しておく、このような結果になってくるのではないかと思います。

アオサギや小鳥のコロニーになっているような、そういうダムの中のそれはやはりちょっと管理上の問題としてはやはりかなり厳しいのではないかと思っています。あの土はぜひ取ってください。取った土は本別町でちゃんと受けますから、ぜひそれも私ども有効に活用させていただきますような話も実はしていたのは、ついこの春でありました。

こんなことになりましたから、あわせて申し上げますけれども、ぜひ J - P O W E R の立場というよりも、私どもがそのような要請を受けたとか、連絡があったということは一切ありませんので、そこら辺はぜひそういうことで御理解をしていただきたいと思えます。

ほかにつきましては担当のほうから。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

質問がかなり多岐にわたっておりますので、もし漏れておりましたら御指摘をいただきたいと思います。

私ども今回の災害に当たりまして、基本的なやはり平成15年8月の台風10号、これに非常に類似した内容となっております。

その中で、この15年のときの教訓として三つほど意識した部分がございます、一つは御指摘のとおり自主防災組織を警戒区域のある自治会全部に何とか設置をしていただく、二つ目は土砂災害警戒区域は知事が指定をします。ここを指定をすることでしなないところあるのですけれども、本別町としては、やはり危険なところは危険なところとして指定をいただいて、避難とか日常的なリスクを町民皆さんもそこに辺に住んでいる皆さんも理解していただいて、我々行政もではどこをどうするということに、地区がはっきりしていますから非常に取り組みやすい、ということでこの指定を進めてきました。今現在、21地区、特別警戒区域が15ぐらい指定をされています。

三つ目は防災資機材の備蓄が、これは自治会も含めて少ないのではないかと御指摘をいただきましたので、これは25年から3年かけて集中的に整備をしたというのが基本的なところでございます。

今回の四つの台風が上陸をしたわけでございますけれども、この中で一つ情報の関係、警戒情報を出さなかったけれども、これはなぜかと言う分でございます。警戒情報はそういうお年寄り含めて避難勧告をするちょっと前に早目に出してそういう人たちを早目に避難をしてもらおうというのが趣旨でございます。

私どもが考えたのは二つございまして、一つは避難情報という言葉がきちっと理解をされているかどうかということが非常に意識をしました。きょうのマスコミを見てもみると避難情報の定義は全く国民に周知されないということで、国はここを見直すという報道がありましたけれども、そこが一つです。

そこは自主避難ということで、そういう言葉で対応したほうがわかりやすいと、住民がわかりやすいというのが1点です。そして2点目は土砂災害情報出るようなレベルのちょっと前に、そういう避難をしてもらうというのは正しいのかどうなのかというのが一つ判断しました。

今回、自主避難の皆さんを受け入れしたのは、大雨注意報で例えばどうも自分で非常に不安、危険を感じるとか、そういう人も含めて方針でうたっている、基本法でうたっている情報のレベルよりももう少し幅を持って対応させてもらったというのが理由でございます。

それから、勧告の指示が出されていないということでございますけれども、これは避難勧告、一番厳しかったのは17日です。これは、6時8分に土砂災害情報が出まして、私ども6時半に災害対策本部を設置した後すぐ避難勧告いたしました。

そしていろいろな気象情報を見ますと、その後一気に雨はやむという状況をつかん

でいましたから、8時ごろにはもうお月様が出てくるという状況になりました。そういうことで指示まではまだ至っていなかったらと、対策本部としては判断したところでございます。

それから、福祉避難所は現在13カ所設置をしております。

そして、いきなり皆さんが福祉避難所に殺到すると混乱したというのはほかの災害地で発生をしております、内地のほうです。

それで、考え方はちょっと1回指定をした避難所に避難をしていただいて、この方は普通に避難所で待機してもらうのには無理だと、介護とかそういういろいろなニーズがあるという場合には、その避難所の責任者からそれぞれの福祉施設にこういう方を受け入れをしていただきたいということで進めております。

そして今回、これから私どもも検証しながらいろいろな反省点を整理しようと考えておりますけれども、その中で今回は介護事業者が社協が車椅子を含めて迅速に対応した経過がございますけれども、ここだけで要避難を必要とするお年寄りの皆さんが避難し切れたのかと、ここはちょっと検証しないとだめだろうと考えておまして、その辺はより充実する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(方川一郎君) ここで台風被害に伴い、関係機関が正午に来庁されますので、一般質問の途中ですが、ここで休憩をさせていただきます。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

高橋利勝君。

9番(高橋利勝君) 再々質問をさせていただきます。

先ほどもいろいろ質問いたしましたけれども、基本的には現在の降雨災害というのは非常に警報発令とかされてから、そう遠くなく災害が起こるといって、非常に短時間のうちに災害までいくという中で、どう安全に町民の皆さんに避難してもらうかということだと思っております。

そういう意味では、早期避難ということが大事だと思いますので、本別町だけではなくて十勝、そして上川の大きな被害というのは先ほど言いましたようにいろいろな教訓を示しているのではないかとということで、そういう意味では防災計画の見直しに当たって先ほどいろいろお話ししましたが、そういうことも含めて検討するべきではないかと思いますが、その点について最後にお伺いします。

議長(方川一郎君) 砂原副町長。

副町長(砂原勝君) お答えさせていただきます。

今回の対策本部の中でも、これだけ大きな台風が四つもきたという、未曾有の体験

をしたということで、これは1回、きちっと検証する必要があるだろうということを確認しておりますので、ちょっと落ち着いた段階で検証を本部全体でしながらもし必要なものが出来れば当然、防災計画の中でも修正、訂正をかけていく必要があるだろうと考えておりますので、その辺を踏まえて今後、対応していきたいと考えております。

以上です。

9番(高橋利勝君) それでは、2問目に入りたいと思います。

環太平洋連携協定(T P P)に対する取り組みについてでございます。

政府は、26日招集予定の臨時国会でT P Pの承認を目指していると言われております。改めて、本別町としてT P Pにどう臨むのか伺います。

政府が承認を目指しているT P Pは依然として不明な点も多く、国民の疑問は解消されているとは言えません。関税撤廃による影響を大きく受ける農業関係者にも不安があると言われております。

これまでの政府によるT P P対策のリスクを前提としたものであり、不安を払拭するには至っていないと思います。

また、消費者への立場から見ても海外進出した企業が投資先で不利益で被った場合は、相手国の政府に賠償を求め、訴えることのできるI S D S条項、これは前の私の質問の中でも町長は答弁されていましたが、この条項によって我が国が法規制をしている食の安全とか、環境の確保などを初めとする国内のあらゆる法規制をゆるがしかなない懸念があります。

改めて、T P Pについて、その内容を町民の皆さんに明らかにするためにもT P Pについて学ぶ場、また今日ではそれぞれさまざまな意見がございますから、それぞれの立場から議論する場をつくっていくべきと思いますが、考え方を伺います。

議長(方川一郎君) 高橋町長。

町長(高橋正夫君)[登壇] 高橋利勝議員の第2問目の環太平洋連携協定(T P P)に対する取り組みについての質問の答弁をさせていただきますが、28年、ことしの第1回定例会にも高橋議員からの質問をいただきましたけれども、T P P交渉の取り組みについて、国は特に農業問題なのです。対策打つから大丈夫とは言ってくれていますが、何が大丈夫なのかということを含めて農業問題だけではなくて、当初24分野と言われるものが本当に明らかになっていないというのが現状でありまして、国民の知ることがなかなか困難であると。私どももそれをあわせて、どれをどう取り上げてするかということも非常に難しい問題になってきているということだというふうに思うのです。

国会での審議も資料がほとんど明らかにされていないというか、開示されていないような状況の中ですから非常に難しいのですけれども、ただ今まで取り組んできた、特に本町もいち早くこれは町民集会も含めて学習会もやってきましたし、それぞれ十

勝での4,500人の大集會も経たり、また十勝で連絡協議會をつくって30団体が一堂に會してTPP、まさに十勝の未來に向かつてしっかりとTPP問題に取り組んでいこうという30団体の總意でオール十勝の取り組みをしているところではありますが、その中でもこの基本合意ということの形になりましたから、非常に基本合意になってから随分終わってしまったようなことに勘違いする部分もあるかもしれませんが、あくまでもまだまだ、これからのことでありまして、そういう意味では私どもも一貫して求めているのは中身がいいか悪いかということだけではなくて、本当に何が問題なのか、どこを推進するのかなどを含めて、本当に国の未來を占うという大事なTPP交渉ですから、それをしっかりと開示をしていただいて、國民の未來に不安のないような情報開示というのは必要でないのかということはずっと私ども求めさせていただいております。

これはどこの団体もそうですし、特に北海道は北海道知事初め、みんながその気持ちの中で一つになって取り組んでいこうということでもありますから、特に十勝は農業分野、基幹産業の農業ですから、第1次産業がTPP交渉のように言われるような条件など入ると、本当に壊滅的な打撃を受けるということを含めて、そういうことを含めてとにかく今の基幹産業を守るためにも、未來の十勝を守るためにも、とにかく情報をしっかりと開示していただいて、特に農業政策は食料として、やはりこれからも安心して持続継続できる、そういう対策を国にしっかりと求めていくという、こういう考え方の中で実はずっと進んでいます。

その中でどこに食の安全・安心というものについては、なかなかこれは表に出されない取り組みについては、特に遺伝子組みかえなどを含めても、これは標準ではなくなるとか、また添加物や農薬、ポストハーベストの問題など含めても、本当に今は逆に日本は安全・安心な食料をしっかりと海外に売っていくと、こういう戦略で、成長戦略、産業にすることなのですが、でも本当に60パーセントも輸入している国がそれで本当に成り立つのかということ、決してそういうことはないと思うのです。逆に、安全・安心なものをしっかりと海外に提供して、割と安全・安心から少し遠のいたような条件が緩和されるようなものが逆に國民の目の前にあらわれているということは、非常にやはりこれは食料だけではなくて、やはり医療から、医療費にかかる問題としてもやはり問題だろうと、こういうことがたくさん指摘するわけでありまして、そういうような本当にまだまだ、それぞれの見解が分かれるような状況の中で、このTPPが批准されるということについては、やはりまだまだ拙速であろうと。そういう意味では、しっかりとした國民の議論をできるような、そういう条件や環境整備をしていただきながら、本当に真に未來に向かつて何が大事なのかということがしっかりと國民の前に明らかになれるような、そういう国としての責任を持った政府の対応が必要であるというふうに私どももそのことについては今も、またこれからもしっかりと要請をしていかなければならないと思っています。

特に食の安全・安心だとか、環境の安全については、これはＴＰＰ交渉によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行わないと言っていますが、日常生活を送る住民の身近なことでありますから、これを決して手をこまねいて見ていることなく、ＴＰＰ協定によって起因する、また看過できないような事案が生じた場合については、これは特に先ほど申し上げましたけれども、オール北海道もちろんですが、しっかりと十勝も、この本別も、そういう安全・安心、将来の問題についてはさらに国や道への適切な対処を求めるために全力を尽くしていきたいなと思っております。

そういう意味では、十勝は農業会も商工会議所も商工会も含めて、全て３０団体がここでやはりそれぞれの立場の中で、また十勝をしっかりとこれからも発展させるためにみんなでスクラム組んで頑張っていこうということでもありますので、このことについてももしっかり努力していきたいなと思っております。

御質問にありましたように、改めてまたその勉強の場だとか、議論の場ということになるのですが、なかなか現状ではそのようなことも含めて実証してきていますけれども、これからまたどういう場面でどうしていくかについては非常にまだ、ちょっと私どもの今、取り組みの中ではちょっと考えづらいのかなと思いますが、そういうような状況が生まれることのないようにまた要請するのはもちろんですが、しっかりとまたそのような改めて理解をいただくようなことも考えながら対応していかなければならないのかなと思っております。

そのようなことも含めて、今までこの取り組んできた各種集会や各種の言ってみれば影響だとか、勉強会含めて、さらにまた応援を起こしていただきながら今後のこのＴＰＰの交渉含めて政府に求めて、やはり国の将来としてしっかりと国民が安心して暮らしていける国のあり方を求めていくように最大限の努力をしていきたいなと思っております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

９番（高橋利勝君） 今、答弁にもありましたけれども、なかなかその内容についてわからない、不明確だということではありますが、これから審議を進めるにしたがって明らかになっていくことを期待しているわけですけれども、これまで議論するときには総じて例えば農業関係とか、今言う食の安全とか、そういう形では懸念ということは言えるのですが、問題はそれが具体的にどうなるのかということがやはり町民にとっては大事なことだと思うので、難しい面もあると思いますけれども、やはりその節目節目で何らかの形でＴＰＰが町民にとってどういう影響を与えるのか、またどういう方向になっていくのかというようなことを取り組んでいくことが必要ではないかと思うのですが、その点についてももう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今までの少ない情報の中で明らかになっているものもたくさ

んあると思うのです。それら含めて、特に御質問にありますようにI S D S条項なんていうのは、これは12カ国のほとんどは国の対応でありますけれども、アメリカは多国籍企業ですから、今の大統領選挙の候補と言われる両候補もこのT P Pについてはやはり相当慎重な対応をするというようなことですから、必ずしもそれは国益に叶ったことではないということも、それは私どもはマスコミだとかしか知り得ることはできませんが、そのような情勢になっているようであります、ですからそういう面からすると対国と企業という感じになりますと、前に第1回定例会ですか、答弁させていただきましたけれども、一つだけ例にとるとカナダとの協定の中でI S D S条項でそれぞれ異議を申し、要するに裁判になったら全敗はカナダなのです。ほとんど勝利は企業側なのです。それはほかの国もそうなのですが、そういうことが実際に行われているということですから、例えば我が町には、我が国はこういうような薬品の表示はだめですよとか、こういうものを使ってはだめですよと言っても、協定を結んだ以上はそれは公平に扱わなければならない、そうしたら、それはこういうものを使っていますよという表示の意味がなくなる。日本で一番問題なるのは遺伝子組みかえを使っていますか、使っていませんかという表示をしなくてもよくなる。

こうなったときに、本当にそれが表示されるようなことになったりわかたりすると、売り上げがどっと減ると私はあなた方の国のおかげで私の企業が自分の企業の利益に影響を与えたからということと訴えることができると、こういうことが今、アメリカだとか、両国間でやられている交渉の中では非常に起きている。韓国もそうですけれども、そのようなことが現実には起きないかなどなどの心配がたくさんあるのです。

そういうことも含めて、やはり何回も言いますが本当に国民の暮らしがどうなるか、これは労働も医療も保険も含めてですから、24分野が本当に知的財産だとか含めて、本当に国のあり方が問われるということですから、そのことはしっかりと国民の前に明らかにして、将来の国の進み方を開示していくべきものだというふうに、誰しもそのとおりだと思うのですが、そういうようなことで、その国民の暮らしだとか、我々十勝本別の暮らしにとって、またそのような重大なことが起きるようなことがあれば、もちろんそれはしっかりとした情報だとか求めて開示して、そして全体の協議の中でまたいろいろ学習する中で、しっかりとした対応をしていくと。これは将来のための大事なことだと思いますので、それは真摯にしっかりと開示を求めながら努力していきたいなと思っています。

多くは質問にいただいたように節目節目、いろいろな大事な場面についてはそのような対応をするように、また努力させていただければと思います。

以上であります。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しがありましたので、通告しておりました2問に

ついて質問させていただきます。

まず1問目の災害対策について。8月17日の台風7号からの暴風雨、豪雨による影響で十勝でも多くの方が被災されております。犠牲になった方々の御冥福をお祈りいたします。

本別町においては、合計224人の町民が避難されたと報告があり、生命を絶たれた重大な犠牲者が出なかったことについては幸いを感じるところです。また、避難行動要支援者に対して戸別訪問をして福祉避難所に移送したことなど、連日、職員の不眠不休の対応と災害復旧や避難支援活動にかかわった地域の人々の力も大きかったことと思います。

まず、早期周知、早期避難、速やかに安全な場所に避難することが大事であり、避難所運営は大変重要と考えられます。避難勧告区域であっても避難しなかった人に理由を聞くと、不安ではあったが障がい児を抱えていること、乳幼児や子供がいて避難所で迷惑をかけるなどを考えたという声がありました。道路の冠水を見て驚いて移動できなかったなど、予想を超える事態に負担を抱いていた人が多かったのではないのでしょうか。

災害時要援護者が安心して速やかに避難できるように、福祉避難所の充実と適切な避難場所の指定や危険箇所の周知、啓発、情報の発信について伺います。

一つ目に、障がい者の特性から集団生活が困難な方のために、障がい児者とその家族の一時避難所として通いなれた福祉施設やプライバシーに配慮したスペースがある施設を開放する考えはないか。

二つ目に、乳幼児や就学前児童がいる家族や妊産婦にも適用した避難所についての考えはないか。

三つ目に、災害時の情報発信手段としてSNS、ツイッター、フェイスブック、ラインなどを用いた情報発信をしては。

四つ目に、小学校での災害教育について本別町の取り組みは。本別町の災害の状況や復旧の様子を写真や映像で残して授業などに取り入れる考えはないか、以上、4点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の災害対策についての御質問の答弁をさせていただきますが、まず福祉避難所の指定でありますけれども、老人福祉センター、健康管理センター、それからふれあい交流館、一般避難所を借りておりますが五つの一つが養護老人ホーム、勇足いきがい館、総合ケアセンターの3施設、合わせて計8カ所の公共施設とあいの里の交流センター、清流の里、ゆうあいの里、陽だまりの里、それにアメニティー本別の民間2事業所、5施設を合わせた13施設を福祉避難施設とさせていただきます。

御質問にありますように、まず災害発生時にはまず安全に避難してくるのが一番で

すから、早目早目の対応をしています。それは、なるべく時間的に予想されるなど思ったら暗くならないうちに災害対策本部を設置して、避難の周知していただくと、そういうようなことも含めて相当、安全な避難の方法について考えさせていただきながら、今回、対応させていただきました。

御質問にありますように、その中でも障がいを持っている方に配慮した施設の避難ということですが、それぞれの障がいを持っている方の症状というのですか、俗に言うそれぞれの持っておられる障がいの中身についてもそれぞれ違いはありますけれども、中には今、御質問ありましたように、なれないところへ行くとよりパニックになってしまう人もいたり、落ち着いていれば何とものないところが、こういうところで場所がかわるとまたそこで一緒に時間を過ごせないと、そういうような方もいることも明らかになりましたので、これら含めてしっかりと十分にいくかどうかというのはまた別ですけれども、最大限そういう人がしっかりと避難できるような方法だとか、場所についても対応していかなければならないと思いますし、特に乳幼児を抱えておられる方については、やはりその赤ちゃんを連れていくとみんなに迷惑をかかるとはならないだろうかとか、またいろいろと赤ちゃんも落ち着かなかつたら、また授乳の時間だとか、おむつの時間だとかいろいろありますから、そういうことも含めて、そういう特にしっかりと安心して避難できるような、そういう場所も含めて十分に対応していかなければならないなというふうに思っています。

それと、先ほど言いましたように早目の避難をして、できるだけ明るいうちに可能な限り、有効な避難の対応をしていきたいなという考えであります。

そのことについては、御質問のとおりだというふうに考えておりますので、今回の事例もそうでありますけれども、避難のそれぞれ手続きに行っても住宅に残られている方も、もちろんそれはいろいろな条件の中でおりますが、もしそういうような子供たちと赤ちゃんのどういうことが理由で避難できないということであれば、それはやはり家族用の間仕切りをしっかりと設けるとか、またできればそういう場所の中で家族でいれるような、そういうスペースがあるところに優先して避難していただくとか、そのような対応をとってまいりたいと思っております。

先ほどの質問から申しあげましたように、1回は指定したところに避難をいただいて、そこからそれぞれの事情に合わせた避難の、第2次避難の仕方もあるということにさせていただきますので、そのようなスペースもまたプライバシーに配慮した対策を講じてまいりたいなというふうに考えています。

3点目の災害時のSNSなどの活用についてですが、町では先ほど高橋議員の質問でも答弁させていただきましたけれども、防災の情報システム、これLアラートというのですが、これによってテレビでのテロップだとか、携帯電話のエリアメールによって情報発信をしています。

SNSにつきましては、東日本大震災のときに電話もメールもつながらないという

のが一時ありましたから、そういう面では、これはSNSを利用することができたということで行方不明者が発見されるなどの事例もあったというふうに聞いておりますので、有効に使うことができればなというふうに思っています。

主な利用の目的は友人、知人との交流でありまして、利用者間のコミュニケーションを図るために利用されておりますけれども、利用者の多くはほぼ毎日利用しておりますので、閲覧のみに限らず書き込みを通じて情報発信をしている利用者も多く見受けられますので、SNSの災害時の活用手段としては道路などの通行止め箇所や避難所の開設などの情報発信などの有効と考えられますので、書き込みも自由にできることから、混乱を招くような事態もないとは限りませんが、今後、調査研究は十分にこれらこれらの活用も前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

4点目の災害教育でありますけれども、各教科ともに小中学校の学習指導要綱に従いまして、適切な教育課程を編成をしながら授業を進めておりますけれども、災害教育を含めた防災の教育につきましても社会科などの授業の中で各種資料の映像を活用しながら、地域の自然災害に応じた防災対策が必要なことを教授しておりますので、今後におきましても本町の災害のみならず、幅広い資料を活用しつつ防災教育を進めていく所存であります。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

まず、一つ目と二つ目に関係していることなのですが、自然災害が起こり得る時期とか規模の想定は難しく、災害時の備えとして障がい者や妊産婦、乳幼児や児童に特化した避難所、特定の開設があるという、平常時においてもあるということが不安のない安心した生活が送れるのではないかと思います。

また、先ほど町長も言っておられましたが、まず1次避難所といいますか、一度一般の避難所に行ってから、適用されない人は福祉施設、そういう施設に移ってもらうというお話がありましたが、また暴風雨、豪雨がどのくらい続くかというのわからない中で、乳幼児や障がい児を抱えて避難施設を点々とするのはちょっとまた大変なのかなという思いもして聞いておりました。

早期に移動するという意識を持つことが大事であり、そういう備えがあるということが大事なのではないかなと思って聞いておりました。

離れている場所、発達障害児や就学前児童についてはなれている場所、適用できる場所というのがあればいいと思いましたが、おもちゃや絵本などあり、安心して遊ぶことができる、子供に対応したトイレが設置されていることなどから健康管理センター、子育て支援センター、発達支援センター、言葉の教室、ふれあい交流館につじの園が入っております。保育所や幼稚園、学校などがいいのではないかと思います、福祉事業所と連携をとって受け入れる体制をとれないのかという考えを伺います。

また、災害を想定して長期化すると新たな問題が出てくると考えられますので、各支援施設の想定、利用する避難者を想定したルールづくりなどが有効ではないかと思っておりますが、本別町はどのように考えているのか伺います。

3点目のSNSを使ってはという、使うことを検討されるという御答弁がありましたが、災害メール、Lアラートのエリアメールですとか、東本別地域においてはエリアメールで避難勧告が入らなかったために避難をするのがおくれたということがありまして、避難勧告地域になっていなくても情報がとれるという情報手段、考えられる媒体を使った情報発信を考えていくべきだと思っておりますが、東本別では16時間停電になったということでテレビの情報も入らず、避難行動がおくれたという方もおります。

また、災害準備情報なども町独自の情報、災害準備情報を出す独自の基準というのを設定するべきだと思っておりますが、本別町の考えを伺います。

四つ目ののですが、連日のようにテレビや新聞で災害の状況や復旧の様子が報道されておりますが、先日も南富良野町の災害を取り上げて住宅や土地の被害が大きかったのに1人も犠牲者が出なかったことを検証する番組がありました。家庭でも災害について子供と話しをしていると思っておりますが、本別町の子供たちは何人その報道を見て、どう感じているのかというのがとても気になりました。

本別町でも、災害の状況や地域の人々の安全を守るための関係機関の働きやそこに従事している人の工夫や努力を知り、考えることで自助、共助の精神が養えるのだと思っております。授業の中でニュースや災害番組を見る機会があるのはいいと思っておりますが、考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、それぞれ災害のときの避難場所は乳幼児含めて、それぞれの特化した避難場所を用意するべきだということですが、それぞれ避難場所、今現時点である避難場所を先ほど言いました。その中で、どこがどのような方向をとれるか、それらも含めて十分に検証する必要があるのかなというふうに思います。

新しくつくるとか何とかではなくて、今ある施設の避難所の中でそれぞれすみ分けをしながら、それぞれの状況に対応できる、そういう避難所としての機能を持つような方法をぜひこれからの取り組みの中でできていければなというふうに考えておりますので、それもこれから落ち着いたらその分を次々、しっかりとまた検証をして、また検討していきたいなと思っております。

4点目のことについては教育委員会のほうから答弁をさせていただきますが、あとはそれぞれ情報発信の関係ですが、町民全体ということになると停電なんていう状況ももちろんあるわけですから、なかなか全部、満度にできませんが、考えられる対応策については先ほどのSNSの活用だとか、それは入らないとか何とかと言われたら

それまでかもしれませんが、テレビだとかラジオだとか、さらにまたそれぞれ今、携帯電話でも今いろいろなことができるわけにありますから、そういう発信も含めて、その情報というのは細かくできるようにすると。

特に、避難の必要なところについては、今回も実施しましたけれども、予告だとか何とか以前に、もう既に各戸訪問しながら、直接このチラシを手渡ししながら、そして避難だとかの呼びかるといふ、こういうことが一番大事なと思いますので、これらも徹底してこれからもないことが一番いいのですが、こういう事態が起きたときには、速やかにそのような対応をとれるように努力していきたいなというふうに思っています。

総体的には、速やかに対応できるように、また安心して安全で避難できる体制を次からつくるように、さらにまたそれぞれの避難する方々の病状だとか、また乳幼児など含めてのそういう家庭の事情だとか、そういうことにも対応した避難所のそれぞれの避難をしていただく場所をしっかりとつくるということでもあります。

教育の部分については、教育委員会のほうからどのような教育も含めて今、現状も含めてしっかり答弁させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 小中学校の災害、あるいは防災教育についてでございますが、先ほど町長が答弁しているとおりでありますけれども、災害教育、防災教育につきましては学習指導要領、つまり教科書に沿って指導をしているということでございますが、その指導するに当たって教科書以外についても、これは防災教育、災害教育ばかりではなくて、その担任の教師の裁量による工夫も必要でありますから、その指導をするに当たって地域の、あるいは本町の自然、あるいは環境、そしてその災害等についても適切に指導していただくこともその工夫の一つでないかなというふうに思っております。

ただ、それを強制するというにはなりませんから、学校現場に対して本町の例えば今回の災害につきましても資料を提供しながら、工夫をしながら指導していただくというようなことも学校等に対して話をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 1問目終わらせていただきます。2問目の質問に入らせていただきます。

本別町の胃がん予防について質問いたします。

発表されている機関によっては数パーセントのずれはありますが、日本人の胃がんの98パーセントはヘリコバクターピロリ菌が原因とされています。ピロリ菌保菌検査が若い人の間で広がってきております。中高生にピロリ菌検査を行っている自治体

は、道内でも年々ふえ、平成27年度は14市町以上になり、平成28年度はさらにふえていると思われます。

中高生のピロリ菌感染率は約5パーセントと言われており、検査で見つかった生徒が除菌すると胃がんや胃や十二指腸の潰瘍になるリスクが大幅に減少することとなります。

大人のピロリ菌をめぐる状況は平成25年2月から検査と除菌治療が健康保険を使って受けられるようになりました。現在、約150万人が受けていて、これが10年間続けば年間5万人いる胃がん死亡者が約3万人に減るとの予測もあります。

平成27年3月の定例会において一般質問を行っていますが、再度、以下について伺います。

一つ目に、中高生を対象にピロリ菌検査を行い、陽性者には早期除菌治療を進めるべき考えますが。

二つ目に、専門的な方を招いて町民向けの医療講演会を開く考えはないか、または学校保健師やPTA、生徒に医療講演会を聞く機会を、以上2点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の本別町の胃がん予防についての質問の答弁をさせていただきますが、今、御質問ありましたように以前にも質問をいただきました。実に難しい質問だなと思っておりますけれども、難しいというのは御質問ありましたように中高生でピロリ菌の検査をすると、ピロリ菌の発症率というのは変ですけども、率が非常にまだ中高生は低いのですね。低いところで、それはもちろん低いから有効でないということではないのですけれども、それをやっているのは今、道内で17自治体です、検討しているのも少しありますけれども、35歳でやっているのが本別町と音更町、ここが35歳で実施しているのですが、ピロリ菌は年齢を重ねることによってだんだんピロリ菌の保菌率というのですか、これが非常に高くなって、やはり60を過ぎるとかなりピロリ菌というのは影響を与えるということなのですが、ただ、中高生で実施したときに、例えばピロリ菌の治療が必要だよということになると、内視鏡検査だとか、いろいろな検査が不随してくるのです。御承知のことと思いますが、そのことがその中高生のピロリ菌検査のときに、逆にリスクとしてならないのかなと、こういうことも含めて実は大変、庁内でも協議をしているところなのですが、それで本町は35歳以上の町民の皆さんに町民ドックで受けていただくことに今しているのですが、さらに今年度については40歳以上の方々を対象にして集団健診として町で実施をしている子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん検診のときにあわせて便検査によるピロリ菌の抗体検査も新たに導入したところです。

御質問のピロリ菌の検査に関しましては、厚生労働省のがん検査のあり方研究会、これは平成27年9月に出した中間報告なのですが、現時点では死亡率減少への効果があることを示す根拠や証拠の検証の結果がないために、さらなる検証が必要である

とされておりまして、除菌の効果についてもさらなる知見の収集が必要であると報告されています。

御質問にありますように10代から感染した人にアプローチすることによって、その後の胃がんの発症を抑制する効果が高いという意見も承知をしておりますけれども、ピロリ菌の感染は50代以上で高いこと、また胃がんのリスク要因としてはピロリ菌以外にも塩分の取り過ぎだとか、喫煙だとか、過剰な飲酒やストレスなど、これらも環境の要因にかかわってくるということに大きく考えられているところです。

ピロリ菌が陽性だった場合については、内視鏡検査を経て、また除菌の治療となりますけれども、その後も胃がんのリスクがあることには変わりありませんので、引き続き定期的な内視鏡検査により胃癌検診を受けなければ病気の予防にはならないということでもありますから、中高年から検査を受けて、早い段階で陽性者を発見した場合についても、その後も継続して健康管理を行っていく必要がありますので、今後のがん検診のあり方研究会における議論だとか、既に行っている市町村の状況を踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えるのですが、このピロリ菌の検査をするときには中高生のみならず、やはり保護者だとか、親御さんの理解もいただいて検診をするということがやはり必要だというふうに思うのです。

ですから、中高生についてそれぞれ将来の食生活の改善だとか、そういうピロリ菌を多く発症しないだとか、保菌しないところの必要性というのは十分に私も理解をしますから、そういう意味についてはこの検査をするかしないかも含めて、やはりPTA、保護者の皆さん方の理解を第一にいただかなければ、なかなか進まないことではないかと思しますので、そこをまず、そういう親御さんたちの御理解も得た中で、その中高生のどの時点にするか、また別ですけれども、そういうしっかりとした検査ができるかできないか十分に検討していくということのほうが、まず第一ではないかなというふうに考えております。

御質問の2点目でありますけれども、医療講演会ということでもありますけれども今後も健康管理センター便りだとか、また情報提供、関係機関とも連携しながら適切な保健指導に一層努めていくことにさせていただきたいと思っておりますし、効果的な予防対策もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校における取り組みに対しましては、学校の保健指導の範囲で行うべきものと考えていますので御理解をいただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても大事なことでありますので、この検診がしっかりとスムーズに受け入れられるような条件というのですか、それを整えていくことをまず優先に考えながら、まだどこの時点で取り組むかは別ですけれども、そういうような条件が整えば有効な方法を考えていきたいなというふうに考えておりますので、まず申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

ピロリ菌のほとんどが幼少期に感染して、持続性感染という長い時間をかけて徐々に胃をあらし、胃炎や胃がんを引き起こすため、なるべく若い時期に除菌治療することで胃がんなどの病気を予防する効果があると考えられております。

検査を実施しているところでは除菌治療にほとんど成功していると聞きますし、感染者数は減ってはいるものの、中学生は約5パーセントいると言われているのは、決して少なくはないと私は思っております。

また、現在、本別町が行っている胃がん検診ではペプシノーゲン検査は胃がんを早期に発見するための胃がんの前がん病変である萎縮性胃炎の度合いを示す検査で、国立がんセンターと現行研究センター、予防研究グループのヘリコバクターピロリ菌感染と胃がんの罹患との関係、ペプシノーゲンとの組み合わせによるリスクという研究結果によると、ヘリコバクターピロリ菌の陰性者を基準とした陽性者の胃がんリスクは萎縮性胃炎で、ヘリコバクターピロリ菌が陽性の場合にはリスクが10倍になるという研究が発表されております。

あくまでも胃がんにならないための予防という観点から検査、除菌、治療の必要性を説明しております。

また、ステージによって違いますが、胃がんの治療にかかる費用は平均で1人103万円かかる試算が出ております。仮に、除菌治療により胃がんのリスクが大幅に減り、胃がん患者が1人減ったとします。保菌検査、中学生二、三年生を対象とした場合、その陽性者が5パーセントとして除菌検査を行った場合、かかる費用は尿検査、呼気検査、除菌治療で尿検査の場合は700円掛ける、本別町の中学校二、三年生で113人おりますので7万9,100円、呼気検査、除菌治療で約6,000円掛ける5パーセントで6人いるとして3万6,000円、合計で11万5,000円、検査、除菌治療にかかります。

1人がん治療にかかる費用103万円からピロリ菌検査除菌治療にかかる費用を引くと91万4,900円と、これは医療費の大幅な削減になると思いますが、本別町の考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 金額も細かくいただいてありがとうございました。

もちろん金額のこともあるけれども、この中高生のときに除菌がということで、本当に医学的検証で有効であるとなれば、それは健康第一ですから取り組むことは何のやぶさかでもないのです。

時々話題に出るのが昔のギョウ虫検査ってありましたよね。ギョウ虫検査になると便を持ってきて検査するのですけれども、それがそのギョウ虫がいるとなったら、またいろいろなリスクがあったり何かしたりするわけですから、このピロリ菌についてもそういうことを含めて、町でこういう取り組むよということが、先ほど申し上げま

したように保護者の皆さん方含めてちゃんと理解をいただけるということがまずなければなかなか子供たちにそれを受けなさいよということになっていかないのではないだろうか、このことが一番心配するのです。

ですから、このことがしっかりとまず理解をいただくようなことになれば、それは有効にそのピロリ菌検査もいろいろな検査の方法ありますけれども、それは取り組んでいけるのではないだろうか。

ただそれは、小学校6年ですか、中学校3年生ですか、高校生ですかは別にしても、それぐらい毎年同じことをやらなくていいわけですから、節目節目でその新入学生になるのか、卒業のときになるのか含めて対応すれば、それはきちっと結果で出ることですから、それは非常に御提案のとおり進めることについては何もやぶさかではないのですけれども、その環境をどうつくっていくかということについて、少し検討しながら進めていければなというふうに思いますが、また何かいい方法がありましたら教えていただきたいと。

冗談でいつも言っているのですけれども、これは冗談でなく本当の話なのですけれども、我が町の明治乳業で画期的にL G 2 1というのができたのですよね。これ、テレビでも検査なんかも出ましたけど、ピロリ菌がガラス張りの中にあると、そこにL G 2 1の菌を入れるとばあっと浸食して一気にピロリ菌が消えていくと、こういうことになって。だから学校給食の中にもヨーグルトを出したらいいのではないかというように、そんなことも勝手に思いながら言ったことがあるのですが、そういうことも含めてありますけれども、ただ本当に除菌が確実に進んで、それが子供たちの検査の過程においてリスクも余りかからないということであれば、その方向に向かって検討していくということも十分に私のほうも考えていきたいと思えますし、もう一度言いますが、それにつけても保護者の皆さん方の御理解をいただく、その方法をまずとりながら、理解いただければそういう方法も十分に検討していきたいと、こう思いますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきますたいと思えます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再々質問をさせていただきます。

前回質問したときもL G 2 1の宣伝を含めた御答弁がありましたが、あわせて除菌治療、検査、また食生活の改善も含めてあわせてすると、より予防になるのかなと思っております。

また、親御さんを含めた生徒に向けてですけれども、理解を深める、勉強する機会というのをつくっていただけるととてもいいのかなと思っています。専門的な方を招いて、やはりこういうことがあるという、学習する機会をつくっていただけると、特に学校保健師の方もとてもいい検査だと言われている人もいますし、また帯広は任意で受け入れするということも決まっているということなので、どんな方法でもいいのでまず勉強する機会というのをつくっていただけたらというふうに思いますが、その考

えを伺います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 藤田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今、前段で食生活の改善、そういったお話もいただきました。今、健康管理センターのほうでもがんの予防対策の一環として食生活の面ですとか、そういったことはしっかり取り組んでいきたいということで当然、考えておりますし、2点目のほうの勉強する機会は研修会ですとか、講演会、そういった部分ですけれども、実際、中高生にピロリ菌の検査を入れた自治体等の状況を見ますと、まずそういったものを機会としながら保護者の方への説明会、そういったものを開催をして取り組んでいっているという事例もお伺いしておりますので、この辺はちょっと検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

2番（藤田直美君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 議長の許可をいただきましたので、通告しております1問について質問させていただきます。

本町の天候不順による本町農業への支援策ということについてであります。午前中にも2名の議員からそれぞれ質問がありましたけれども、若干重複する部分あるかもしれないけれども、質問要旨としまして、ことしは5月の強風、6、7月の曇天、長雨、8月の台風の影響による異常気象により農作物の収量減と品質低下による農家収入は大幅減が予想されます。これらのことから、本町農業に対する支援策について伺います。

一つ目でございますけれども、ことしは先ほど言ったように春先の強風によるビートであるとか、デントコーンの播種作業のやり直し、それから収穫時の長雨、複数の台風の上陸の影響による防除作業のおくれというようなことから、バレイシヨの疫病であるとか、ビートのかっぱん病である等が蔓延しているということが見られるかと思えます。

それと、畑地の滞水による農作物の品質低下、収量減により大幅な減収が見込まれます。これらのことから、作付奨励施策なり、種子や農薬などの資材品に対する支援策が必要と考えますが、JA本別町と協力して実施する考えがないかお伺いします。

2点目でございますけれども、台風上陸による畑地の流出であるとか、土砂や倒木の流入が地区により大規模に発生しております。これらの現状復帰するためには多大

な費用がかかると思われませんが、新聞等でも言われているように激甚災害ということで今、言われておりますけれども、激甚災害に指定されますと農地の復興の費用に対する災害復興費用に対する対応ということになりますけれども、その補助、対象限度額に対する自己負担額について、資金借入れをする農家には利子補給などの支援策が必要と考えますけれども、この辺についての町としての考え方を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 矢部議員の天候不順による本町農業への支援策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の天候不順と台風被害で大幅な収入減が見込まれることに対する作付の奨励、種子や農薬などの資材の支援策についてでありますけれども、現在、農家経営の安定にするための国で実施をしています経営所得安定対策で畑作4品、麦、大豆、てん菜、バレイショにおいて、その年の営農に向けて農地の保全、営農を継続するために必要最小限の経費が賄える水準として、数量払い時に控除されますが面積払い、営農継続資金として10アール当たり2万円の支払いが受けられることになっております。

この制度の活用を基本にしながら、来年に向けた営農支援につきましては、本日の関連質問でも答弁させていただいていますが、今後の営農上、必要な資金の融資だとか、融通としてはJA本別町と協議、検討しながら、また協力を図りながら対応に努めることとさせていただいておりますので、融資における負担軽減策としては利子補給の実施なども考えてまいりたいというふうに考えております。

2点目の台風による土砂流木の、我々は流木と言うのですけれども、専門的というか、担当の人は流れ木というのですね。きょう初めて聞いたのですけれども、立っているかどうかもわからない流木というのはということだと思っておりますけれども、流木ということの流入などで、大規模な被害を受けた畑地がありますから、これらの畑地の復旧、これに伴う資金の借入れ、御質問のとおり営農支援策についてですが、今回は災害復旧事業の対象となります被災地は4戸で8圃場でありますので、北海道と連携をして、調査を行いながら該当する生産者の方々の事業内容だとか、積算額、また負担額を示して補助事業での実施などについて調整を進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、1点目もそうですけれども、この台風の被害を含めましては、それぞれ昨日も懇談しましたがけれどもJAとしっかり協議を詰めながら、この営農に必要な今後の政策については協力して、実施をしていくということにしておりますので、以上を申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 再質問させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、ことしは畑作全般について天候不順なりで被害を受けているということでございます。なかなか支援策といいましても換金不作物に対する収入減に対する支援策というのはなかなか特定の個人に対する支援ということで難しい面もあるかと思えますけれども、今、町長の答弁の中にありましたように、農家の経営所得安定対策のお話もちょっと出ましたので、このことについてちょっと触れたいと思うのですけれども、確かに畑作4品について国の施策によってそれぞれ数量払いであるとか、営農継続払いだとかという部分は支払われております。

ただ、この中でビートについては64万トンのルールがあったり、澱原バレイショについても澱原量60パーセントのルールがあったり、小麦につきましても15パーセントのプラスマイナスの面積要件がありまして、その経営所得安定対策で守られてはいるよと言いながら、なかなか国の施策によって十分に我々に対するお金というか、収入がならないということがあろうかと思えます。

いい例が去年の話になりますけれども、27年産のビート、これは64万トンのルールによって農家の方々が94.5パーセントしかお金にならないと、お金にならないというのは数量払いが約5.5パーセントの部分が支給されないと、ちょっと荒っぽい私の試算でありますけれども、8万2,100トンですか去年は。それに対する平均糖分17.3パーセントでちょっと割り返した数字でございますけれども5.5パーセントが支給されないと、数量払いは全く支給されませんから、これで見ますと約3,300万円ほど農家の方々が収入が減ったと、収入がなくなったと、それとそれに伴って品代も5.5パーセントの部分が通常であれば1万1,000円か2,000円ぐらいで売れるものが、今、まだ決定はされておりませんけれども、この9月の道の会議で決定されると思うのですけれども、約4,500円ぐらいではなかろうかと言われております。

ですから、この6,000円ぐらいの差、ないし7,000円ぐらいの差で見ますと約3,000万円以上の減収ということで、この経営所得安定対策で我々は守られているよと言いながらも、そういったルールがあるがために、昨年、ビートで言えば減収ということになってございまして、私の質問事項にありましたように、この作付奨励なり種子な農薬などの資材費の支援策ということで書いてございますけれども、これについてはことしなかなかこれからの対応というのが難しいと思えますけれども、そういったことも含めてビートのそういった27年産でちょっと申し遅れましたけれども、品代については今月、多分、末ぐらいに本生産ということでかなりおくれた中で委託確保という形をとった中での販売になりますから、かなりおくれた生産になるかと思うのですけれども、そういったことも含めて28年、もう終わろうとしています。29年に向けての作付奨励なり、種子代とか農薬の対応はできないかと、支援策がないかということで、作付奨励につきましても農協で今現在、ヘクターで2万円ですか、これの作付増産対策というのをやっています、これは28年で終わります。

すけれども、先ほど午前中の町長答弁の中で基金の話もありましたけれども、新規作物であるとか、作付奨励もその中に含まれるのかということもあろうかと思えますけれども、それらも含めて29年に向けての支援策ということで、その辺の考え方を伺いたいと思います。

それから2点目の資金借り入れに対する利子補給ということで、これは激甚災害になった場合の、私の表現でも補助限度額ということでありましてけれども、これは農地を復興するために反当たり67万円ほどの限度額というのを設けられているそうなのですけれども、これに対する激甚災害での補助率の割合によって67万円を下回る支給率ということになりますと、その差額、例えば90パーセントしか対応しないよということになりますと、6万7,000円なりが手出しになるということで面積もかなり大きく、先ほど言ったように4戸で8圃場という話でありましたけれども、その辺の面積が大きくなれば、個人負担も大きくなると、反当たり67万円で復興できればいいのですけれども、それより上回る部分については全く個人負担ですから、そういったことも含めて、この災害による減収、借り入れの増、それと災害による品質悪化による収入減ということで、なかなか分けることは難しいと思うのですけれども、そこら辺も含めて、もし農協なりで天災資金等が創設されましたら、先ほども言ったように利子補給なり、償還猶予でも構いませんけれども、そういったことでも農協と協議をしていただいて対応する考えがないか、その2点についてちょっと伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 矢部議員の2問目の再質問でありますけれども、この収入減に対するその保障とか何とかというのは、これは非常に難しい問題だから、なかなかそうはいきませんけれども、ただ施設だとか、営農にするだけの条件だとか、いつも言いますが環境整備だとかという部分については、もちろんこれは農業政策としてそれぞれいろいろな方法を駆使しながら、また支援をさせていただくということですが、直接被害の流木だとか、土砂災害だとか、こういうものについては激甚の中での事業の説明もさせていただきながら、それぞれ地権者の皆さん方とどういう方法でやるかということでありまして、それに対してその最低限の負担で済むような方法は、これはJAとも十分に協議して、協力してやっていくということにさせていただいていますから、たまたまビートの例も出てきましたけれども、ビートの例は去年から糖分取り引きも17.4から16.3までにしてもらって、非常に生産に対する意欲というのが出てきましたから、これはまた別な問題として、64万トンを超えるなんていうことを想定しませんでしたけれども、64万トンを超えるだけの、これだけの生産量があったということですから、決して減収になったということではありませんので、それはもともとのルールでありますから、それはしっかりと受けとめていただきたいなと思いますが、そのようなことも含めてぜひ午前中から答弁させていただいていま

すが、しっかりと営農に必要な対策については、それぞれJAと協議させていただきながら対策を進めていくということには変わりありませんので、そのとおり答弁させていただきます。

また、激甚に当たりましても限度額60万円を超えるか超えないかという部分についてですが、担当課長のほうからそれぞれ答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） それでは、激甚災害の部分につきまして、今回、本別町で流木土砂等で被害がありました箇所につきましては、先ほども町長お答えさせていただいていますけれども、戸数については4戸、農地については8圃場が今回の農地災害復旧事業での今回の台風災害での事業の対象となっております。

面積的には、この8圃場で約5.4ヘクタールが土砂の流入、あわせて流木の流入等含めてあるということになっております。

これまでも担当のほうで北海道のほうと調整をしながら該当農業者の方々に一定の積算額、それに伴う負担額等も示しながら、事業での復旧、基本的に災害事業は現状復旧ですので、乗った土砂、流木を取り除くというような状況の事業となりますが、その中で現状のところ2戸で2圃場については今回の災害事業で実施をするという形に今現在なっております。面積的には2.5ヘクタールということで今、現状進めているという状況になっています。

今回、激甚災害の指定がされるという状況にありますけれども、そのことによって矢部議員おっしゃったように、この災害事業には事業の限度額、10アール、1反当たり67万円という限度額があります。ですから、例えば1ヘクタールであれば670万円の事業費ということになります。

基本的に補助率が2分の1ですが、今回、激甚に指定されると基本的には90パーセントが国から補填をされるということになりますので、1割負担ということ。あわせて今回、国のほうでどういった流れになるかわかりませんが、それ以上の国からの支援ということもある場合もありますので、それは現状を見据えた中で対応させていただきたいと思っています。

基本的に実施をするその圃場につきましては、限度額は超えません。今のこちらの積算の中では限度額の中でやるので、限度額を超えた場合については100パーセント個人負担になりますが、その部分についてはございません。現状の工事の中でどのぐらいの負担額になっているのだということはちょっと現状の中では個人情報でもありますし、今後、入札等も工事控えておりますので、明らかにはできませんけれども、一定程度の負担がありますので、これは先ほども町長が答弁で申し上げているとおり、これまでの災害復旧の中で農協と協議をしている中では、そういった個人負担も含めて今後の営農にかかわる部分についてきちんと借り入れ等の措置をしながら対応して

いくということを協議をしておりますので、その点につきまして、町長のおっしゃっているとおり農協と協力しながら対応してまいりたいと。内容についても利子補給等も含めて検討して考えていくという形で進みたいと思っております。

以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1 番（矢部隆之君） 再質問させていただきます。

先ほどのビートの話でございますけれども、てん菜の話でございますけれども、昨年は豊作だったからよかったというような、ちょっと認識、町長と私ちょっと違うのですけれども、せっかくつくった作物がお金にならないという観点から私はこのお話をさせていただきましたけれども、そういったことも含めてせっかく農家さんが一生懸命つくったやつが100パーセントお金にならないという部分での施策、支援策がないかなということで質問させていただきましたけれども、あわせてもう1点、支援策についてでありますけれども、激甚災害に関連する部分あるかと思っておりますけれども、シカ柵の関係でございますけれども、今現在、激甚災害で対応となるような圃場の近くにシカ柵が設置をされていると思っておりますけれども、なかなか被害に対する、経費に対する考え方といいますか、これはなかなか国の事業がないかなとか、これは全く個人の所有だからあなた方でやりなさいとなっているのかどうか、その辺の協議、林野庁等なりどういう話をされているかわかりませんが、かなりの年数もたっておりますし、残存価格から見ても小さな残存金額でしかないのかなというふうに思っておりますけれども、このシカ柵についての実損傷の長さといいますか、距離といいますか、5キロなのか6キロなのか、10キロあるのかという部分もありますけれども、これについてメーター当たり5,000円ないし6,000円ぐらいの材料費等かかるかと思うのですけれども、これに対する支援策といいますか、午前中農業基金の残高の話もされた議員いますけれども、こういった部分で全町的なシカ柵というか、全町的なことでありますし、シカ柵の設置されているどちらかという本別、山間部分に多いわけでございますけれども、そこに農家さんが畑なり、牧草地なりをつくって、我々市街地に住んでいる町民にとっても、それが畑なりつくっていただいているおかげで洪水にならないとか、恩恵それぞれあるかと思うのですけれども、そういったところにつくっている、シカ柵についての支援策といいますか、そういったことについても、これ当然、町なり農協なりということで協議が必要かと思うのですけれども、そこら辺の考え方についても1点伺いたい。

それから、先ほど言ったビートの関係で若干、支援策ということなのですが、なかなか本別町は土場も設置をされていないということで、集荷時期、天候が悪いと泥が付着したり、なかなか集荷するのも困難、圃場も痛めるということもありまして、そうなりますとビートなんかにも土砂がついて土砂引きということで所得も少なくなるのかどうか、ちょっと計算したことございません。

そういったことで、そういった土場なり、ストックポイントなりを設置する考え、町なり農協なり北糖さんなりとの協議が必要かと思うのですけれども、それについての今後の取り組み等について考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 3回目の答弁をさせていただきますけれども、せっかくつくったものがお金にならないということは、できたからいいということは言っていないので、それは誤解のないようにしていただきたいと思いますし、あれだけできたということは逆に大変、ありがたい話で、ことしもできたらそのぐらいの出来秋が、ビートだけではないのですけれども、昨年と同じという、そういう願いを持っていたのですが残念ながら6月からの低温、また降雨でこんなことになりましたから、非常に残念だと思っているのですが、その中でも今、御質問ありましたように、シカ柵の対応についてですけれども、シカ柵先ほども答弁させていただきましたけれども、シカ柵は個人だとか、その地域だけの問題ではありませんから、いつも申し上げましたようにあれだけの頭数が北海道の中にいるわけですし、またそこに羽のあるものとか、足のあるものとかとよく議論になりますけれども、本別だけで張っても効果がないということもありますから、それは広域でずっと陸別も津別もずっと張って、また浦幌も逆に南側の白糠もそうですけれども、ずっとずっとずっと張ってあるものですから、これはもう全体的にやらないとならないことですから、言ってみれば本別町に張っているやつは本別町全体のこのためにこのシカ柵というのはあるということの位置づけですから、それはしっかりとどういう事業でできるか、国の基準としてはやはり耐用年数含めてもほとんど本町はかなり時間がたっていますから、それらの評価というのは非常に評価額が低いということになっていきますけれども、ただ、新しいとか古いとかではなくて、やはりそれを機能としてシカ柵がなければならないということですから、そこら辺もしっかりと現状を訴えながら対応させていただくのと、またそれは農業のほうでなるのか、どこでやってもらうのか別ですけれども、今、国の鳥獣被害対策の部分ではそんなにお金はないですけれども、多少はあるのではないかなということでありまして、それをやったとしても本町だけではないですから、それは結構、厳しい予算の内容にならざるを得ないかなというふうに思いますので、抜本的にこれらも含めて対応すると、万が一そこが対応できなければ、申し上げましたように昨日も協議させていただきましたけれども、JAと町でこれは基金の対応も含めて全体に及ぼすことですから、それらも検討すると、検討するまでの話になっておりますので、そういうことも申し伝えさせておきたいと思います。

5キロでどうだということで、5キロ、6キロでいくと、細かくはできませんけれども、今、確実に5キロということになりますから、きのうの懇談の中でも6キロぐらいとしたら3,000万円以上の当座の資金は必要だろうと、こういうことになっ

ておりますので、それらもにらみ合わせながら検討していきたいなと思っております。

また、ビートの土場の関係でありますけれども、これらかねて北糖のほうから土場、どうしてもこういう天候のときだから集荷時期になるとぐしゃぐしゃになって、火山灰引くだとか、本当にブルドーザー持って行って引っ張らなければならないぐらいなことたびたびあるということでした、そうなったら圃場が相当傷むということも含めて、また経費もそうですけれどもできれば農家の皆さん方に協力いただいて、それぞれ搬出、搬入しやすい場所に土場を一定程度確保していただきながら、それを北糖も町も農協も一緒になってそれを促進しながら、よりスムーズな搬出入のできるような、そして圃場を痛めないような、そういうような対応をできればなということで今、検討させていただいていますが、現実、やはり農家の皆さん方も少しでも耕作地がやはり少なくなるということについてはかなり厳しいということも口々には訴えがおりますけれども、ただいろいろな角度から考えると、そこでその面積が一見少なく見えるかもしれませんが、やはりトータルで考えると非常に有効な、それはビートだけではなくてほかの資材などの運搬の出し入れ、また基地にもなるということでないかなと思っておりますので、それらも本当に含めて、ただ問題なのは1枚だとか、2枚続いている畑ではないですから、点在しているとまたそこから集めてくるというのは、そういうところも結構ありますので、北糖も農協も心配しているのはそこら辺でありまして、そこら辺の条件もいろいろ違う条件ありますけれども、何とかできるところからそのような方式をとっていければということで今、協議を進めさせていただいております。

以上を申し上げて答弁とします。

1番（矢部隆之君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問について質問をいたします。

冒頭に先月17日からの4つの台風などにより、亡くなられた方々、大きな被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。それでは、質問に入ります。

災害の対応と防災について伺います。

先月17日からの台風7号、9号、11号、さらに10号により、本町において多大な被害がありました。一連の台風災害の対応と各種災害に対処すべき防災に対する考え方を伺います。

1点目といたしまして、災害対策本部を設置したとの行政報告等がありましたが、対策本部の設置基準及び解散基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、災害対策本部を設置した時点で、職員の皆さんの勤務態勢はどのような体制になるのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、災害を未然に防ぐためには日々の維持管理が重要と認識し

ておりますけれども、町長の考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の災害の対応と防災についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の災害対策本部設置及び解散の基準についてですが、災害対策本部の設置及び基準及び解散の基準につきましては、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づきまして、本別町防災会議が策定しております地域防災計画に定められております。

設置基準であります、一つ目には暴風、暴風雪、大雨、大雪、もしくは洪水警報または土砂災害情報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。

二つ目には、主要河川について氾濫注意水位に達し、または達する恐れがあるとき。

三つ目には、大規模な火災、爆発などが発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき、四つ目には町民生活に重大な影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるときの、いずれかに該当する場合で町長が必要と認めるときには災害対策本部を設置することとなっております。

また、解散につきましては、一つ目には災害発生の危機が解消したとき、二つ目には災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき、三つ目には町民生活に障がいとなる状況が解消されたときと認められたときのいずれかに該当する場合で、廃止後においても救済策の実施を要する場合はそれぞれの本来業務を所掌する部局に業務を引き継ぐこととしております。

今回は台風が四つ続けて上陸しましたがけれども、この間、対策本部を2回設置をしております。

1回目の設置は、台風7号による大雨の影響によりまして、浸水害や土砂災害発生の危険性が高く、住民に被害が及ぼす恐れがあったことから8月17日、午後1時15分に全課長を招集して、課長会議を開いて、現在までの被害状況を確認し、午後2時に対策本部を設置をして、今後の降雨予想と対応について協議をしております。

その後、午後6時8分に土砂災害警報が発表されまして、午後6時30分には土砂災害警戒区域を持つ七つの自治会に対して避難勧告を発令をし、避難所の開設とともにほぼ全職員が登庁し、それぞれの避難所の設営、受け入れ準備や避難誘導、広報などの受け持ち業務に当たっております。

なお、同日の午後9時26分には土砂災害警報が解除されましたので、これまでの被災情報を確認し、今後の対応について各課長に指示をして、午後10時15分に災害対策本部を解散したところです。

大雨警報は継続中でしたので、関係する住民課、建設水道課、農林課、総務課、ケアセンター、そして企画振興課の各課長及び一部の職員は職場において待機をさせま

したほか、建設水道課職員は道路パトロールや浄水場管理などの現場対応を続けていきました。

2回目の設置につきましては、台風11号の接近によりまして、これまでの土壌の雨量がかなり高まっていますことから、大雨被害の拡大が想定されるために、課長職にあっては20日から職場待機をかけて、20日午後3時、21日の午前零時、午前4時、午前8時15分、午後2時に課長会議を招集し、その都度、気象状況の確認や避難勧告発令時の職員の出動体制の確認をしてきました。

その後、今後の雨の予報によりまして朝日町、東町の一部が危険な状況になるという判断のもと、8月21日、午後2時に早目に対策本部を設置をして、朝日町、東町の一部に対して避難勧告を発令して、避難所開設に伴い担当職員が避難所に張りついております。

その後、雨がやみましたので、測候所の市町村担当防災被災者用のホットラインの情報を勘案して、22日の9時30分には避難勧告を解除して、対策本部を午前8時に解散をしております。

なお、この時点では、大雨警報はまだ解除されておりましたが、住民課防災担当職員はそのまま職場で関係機関との連絡調整をとっておりますし、建設水道課の職員はそれぞれ道路などの被害箇所の応急措置に当たっております。

2点目の災害対策本部に設置をしました職員の勤務態勢につきましては、本別町の防災マニュアルによりまして、職員の配置体制が定められて、大雨の場合は規模により3段階に分けております。第一段階は大雨警報、台風の接近などの場合は住民課長、防災担当が登庁します。建設水道課、農林課、総務課の全職員と教育委員会の次長、課長につきましては自宅待機の態勢となります。

第2段階は、1時間の雨量が20ミリ、24時間の雨量が70ミリ、ダムの放水量が毎秒500トン以上、台風の直撃、洪水警報発表の場合は、住民課については環境生活担当と主査以上、建設水道課は副主査以上、農林課、総務課、教育委員会は主査以上、その他の職員は状況に応じて適宜招集となります。

第3段階、これは土砂災害警報情報の発表、1時間の雨量が40ミリ以上、24時間の雨量が120ミリ以上、ダムの放水量が1,000トン以上の場合は住民課、建設水道課、農林課、教育委員会の全職員、総務課、企画振興課、こども未来課、保健福祉課、ケアセンターは主査以上、その他の課は補佐以上が登庁し、甚大な被害をもたらす災害が発生、または発生する恐れがある場合は、全職員を招集することとなっております。

ただ、今回は台風が相次いで上陸し被害が拡大する恐れがあったということでありまして、台風11号の接近によりましては20日の大雨警報が発表になった段階で住民課長、総務課長、農林課長、建設水道課長、企画課長、ケアセンター所長を登庁待機させ、被害が発生する恐れがある場合は迅速な対応がとれる体制をとっております。

た。

3点目の災害を未然に防ぐためには日々の管理が重要としておりますが、その考えについての答弁になりますが、まさに道路管理につきましては側溝などの草刈りや土砂の撤去、ますの掃除を行っており、水の流れを遮らないように維持管理を行っております。

河川の管理につきましては、土砂の埋測状況を確認して、定期的に土砂の撤去を行い、事前管理を行っているところであります。特に、市街地を流れる南4丁目のペンケキ口川には土砂の埋塞を防ぐために大きなますが設置をされておまして、そこにたまる土砂を定期的に除去しており、排水に土砂を流さないようにしているところです。

また、今回、被害のありました柏木町を流れる柏木川についても、先ほども答弁もさせていただきましたが、上流域の排水内において土砂や排水の障がいになるものがないか十分な管理をしておりましたが、このような急激な雨の中でその流木が埋塞して、それぞれこの排水があふれたということが本当になったという結果でありました。

特に台風の前には災害対応の準備を含めてパトロールをしておりますが、今後も地域の方々の情報、また協力もいただきながら万全の体制をとっていきたいと思っております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 再質問をいたしますけれども、町長から細かく答弁をいただきました。

対策本部云々、防災会議の私ども資料はいただいております。これを読みますと、どこでどうするということは今、町長の答弁のとおりだというふうに認識はしております。

私がここで申し上げたいのは、町民の皆さんに先ほど来から出ております避難勧告、または重要な案件になりますと避難指示というような段階と思っておりますけれども、日本全国あちらこちらで自治体の指示等々がおくれているというような部分もマスコミ等々で報道されております。

本別町では、経験の長い町長ですからそういうことはないと思っておりますけれども、その辺、防災会議での基準だけではなくて、今回みたいに四つも続けて来るとするのは1週間後までの気象関係の天気予報でわかることになってございますので、その辺は柔軟に対応すべきではないかということでございますので、それらを含めてどのようになっているかということもお聞きしたいという中身でございます。

2点目でございますけれども、これはパトロールのお話までしていただきました。今回も十勝管内で亡くなられた方は特に道路関係の、橋梁部分のところでございます。川で行きますと右左になりますけれども、そこが必ず水が当たりますと土を持って行かれて落ちてしまうと、道路が落ちてしまうと。それが安全柵、バリケードがないと

ということになりますと、非常に夜の通行には支障を来すということでございます。

先ほどの避難指示、勧告と同じでございますして、町道440キロ程度今あるかと思えますけれども、それを160橋ほど、橋もあろうと思えます。その中で、1時間、2時間程度のパトロールで全てを網羅するということはなかなか難しいかとは思いますが、少ない職員の皆さんの中で、気がついたところについては簡易的な交通止めを施した中での本部に連絡をし、町民の皆様には周知をし、橋が崩落している状況を見逃さないということも大事ではないかということでございますので、この辺もどのように考えているかお伺いするところでございます。

それと、3点目の未然に防ぐためには日々の維持管理、これは私があえて質問しなくても、これは皆さん御理解されていると思えますけれども、この維持管理というのはなかなか行き届かない部分が往々にしてあろうかと思えます。これは、町民の皆さんの中でもいろいろ各地域を回られる方の職業があろうかと思えます。

例えば、宅配でございましょうとか、郵便の配達業務だとか、いろいろな部分があるかと思えます。その都度、その都度、例えばでございますけれども、道路のマンホールに土がたまっていて、ちょっと草が往々に茂っているというようなことも情報として必要でないかと思うものですから、この質問をさせていただいてございますので、その辺、町長の考え方を3点について再質問するものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 維持管理含めては担当のほうから答弁させていただきますけれども、まさに勧告の指示などというのは今回の日本列島、いろいろな災害の中でも、やはり一番は河川の堤防の崩落で大変な被害ですね。ここは、ほかは全部ありましたけれども、私どもはそういう河川の氾濫というのはないというだけでも本当に助かったかなと思うのですけれども、山の斜面は滑ったり何かして、また小河川で溢れたということもありますから、この辺の対応もそうですけれども、先ほどから何度か答弁させていただきましたけれども、6月に入ってからずっと天気悪かったですから、だからよく例えるのですがスポンジに水がどんどん含んで、本当に飽和状態になって、そこにどっと来るから今までないような斜面が流れたり、排水が溢れたりするという事で、きょうも林野庁から来ていただいて、東本別地区の話をしたら、やはりまさにそのとおりで、今まで流れなくてもいいような層になっているところが、木の生えている根っこの下からずっと滑って全部流木になって、大径木が一瞬にしてああいふ雑木になってしまうということの見解も聞かせていただきました。

そのようなことを含めて特に勧告、質問にありますように指示については柔軟な対応をすべきということですが、やはり私どもも何度か先ほど言いましたけれども、なるべく早く対応できるように、そしてまた一番は被害状況の把握ですから、これは大住議員も現役のときからよくやっていただいたように、早目早目といって、今回、13班でチームを組んで、必ず複数で行って組んで、そして必要な機材、ゲートだとか、

ロープなどを持って危ないところは通行止めをかける。そのほかに自治会の皆さん方に連絡をいただいて対応をする、また民間の建設業の方のボランティアもいただきながら、本当に多くのパトロールや被災地の現状の把握をできましたので、これは本当にありがたいかなというふうに思っています。

また、橋の状況などもそうですけれども、さらに日常からの部分については民間のそれぞれ民間だけではありませんが郵便局の皆さん細かく地域を走るわけですから、その人たちの情報だとか、宅配業者の情報だとか、それは本当に必要だと思いますから、いずれはそういう郵便局との協定も結んでおりましたから、今、宅配業者についてもそういう、この前も宅配そのものの業者の協定を結ばせていただきましたから、それも着実にそういう情報が集まるように対応しながら、よりどこに住んでいてもすぐ連絡体制がとれるような、そういう体制をとっていきたいなと思っています。

特に、連日、十何人ということですから、本当にこれでもか、これでもかというぐらいの時間での短さで課長等会議を開いて、逆に職員の皆さんも寝る時間もないぐらいやりましたから、そういう意味では本当によく頑張ってくれたなというふうに思うのですが、逆に余りそこに行ってしまうと疲れてまた事故になっていくということに、2次災害ということになりかねないなということも、少しは反省の中にながら、やはり極力早目早目で、御質問にありますように柔軟な対応をしながら、より安全な方法に持っていきたいなというふうに思っています。

また、維持管理につきましては言いましたように担当のほうから日々の管理に含めての答弁をさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 町長の答弁と重なるかもしれませんが、町内にあります施設におきまして、大雨による被害の危険性のあるところも含めて全域を事前に管理を行ってきております。普段から行ってきております。

また、先ほど大住議員からありましたパトロールの件でございますけれども、橋梁部分の橋のたもとだとか、河川の崩壊による危険性があるところにつきましては事前に我々の道路管理者でありますパトロール、うちの車両センターのパトロール体制で事前に回っております。

その後、防災マニュアルに基づきまして速やかに建設水道課と農林課が班編制をして、13班体制で現地の確認をし、先ほど大住議員が言われましたように交通規制に関しましてもバリケード等を張りまして、安全確認をしてやっております。

また、維持管理の情報ということのお話でございますけれども、以前から自治会連合会の研修会等で普段、自治会の皆さんに道路の補修だとか、穴ぼこ、被害のあるところについて情報をいただくお願いをしております。

今後は今、町長も言っていましたけれども各関係機関、郵便局だとか、農協だとかいろいろなところ含めまして、そういう情報の提供をいただきたいというふうに考え

ておりますので、今後もそういうもの含めましてパトロールの強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 担当課長のほうからもパトロール体制についての答弁をいただきました。

町長の言っていること、私も質問していることもほとんど同じことになるかと思いますが、何回もくどいようございませけれども町民の皆さんの命と財産を守るのは行政の当たり前でございまして宿命でございませ。なるべく早くの判断と、これは高度な判断でございませから非常に大変かと思ひませけれども、道路の通行止めの判断、町の管理河川、北海道の管理河川、国の管理河川も含めてですけれども、本別は川の多い町でございませから、その辺の決壊してはならないこととございませけれども自然相手とございませ。いち早い判断は常に求められていることとございませるので、防災計画並びに、これは各戸配布しているガイドマップとございませけれども、先ほど町長答弁の中でこれらを見直していかなければならないだろうというようなお話もありました。

こういうものについては、町民の人たちも一つのバイブルといいませか、当然、自宅に置いて見ている方が当然おられると思ひませるので、こういうものについてもいち早く今回の災害を教訓として、余り大きな災害なかつたかと思ひませが農地、道路等々は相当傷んでございませ。それらについても、なるべく早く対応すべきでないかと思ひませけれどもその辺の見解をお伺ひしたいということとございませ。

それと今回、災害対策本部を設置して、解散してまた設置しているということとございませ。これは、ルール通りですからいた仕方ないと思ひませけれども、町民の方々もいろいろな部分で1日、2日たつて水が引けてから相談事もあると思ひませるので、それは担当課のほうに電話をすれば済むこととございませけれども、先ほど言ったように天気予報で1週間後ぐらいまではおおむね想定されることとございませるので、四つも五つも上陸するということはこれからはないこととお祈りしたいのですが、そういうことも想定した中で1回、規則どおり解散して、また設置するというのではなくて、今回のことに発しますと四日、五日ぐらいは続けてあつてもよかつたのではないかなというような気がしまさせけれども、その辺の考え方2点についてお伺ひいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 早目の道路河川、本当に御質問のとおり河川が多いですから、大小含めて、やはり今回も改めて気がついたというのは、先ほど仙美里ダムの話もありましたけれども、やはりこの流域の築堤の整備の状況だとか、ちょうど上本別地区だとか栄町地区、この辺もまだ十分な対応ができていないなというのは、本当に改め

てしっかりとした降水の築堤をつくってもらい、さらにまた本別公園のこの前いろいろシカ柵の問題も言っているのですけれども、やはり河畔にあれだけの小河川というか、こんな白樺が生えたり、こんな柳が生えているようでは、これでは流れが全く阻害されるのは当たり前ですから、これは十勝の連携会議も開発だとか振興局だが入っているのです、いつも申し上げているのですが、逆にああいうのが洪水のときに障がいになるし、いろいろなもの引っかかるし、さらにまた普段はシカの住みかになっているということも含めて、やはりちゃんとした適切な河川管理をしてもらうということも改めて本当に、これをきっかけにまたいいチャンスにしっかりやってもらえると、築堤ということも改めて感じたところでもありました。

今申されたようにマップについては、きょうの質問がありましたように、それぞれ避難所はあるのですけれども、それが降水期のときは浸水する地域だということもあるし、それが最近の雨の状況もあって、気象庁もそれをふやしましたから、その量をそうすると面積が拡大するものですから、そこに避難所が面積に入っているというのもありますから、それらも含めてちゃんと今度の防災会議のときには、全部提案をして見直しをするということで、より確実な避難所の情報が町民の皆さんに行き届くような、そういうことをぜひしていきたいなというふうに思っています。

対策本部の関係ですが、対策本部をつくるということについて、人命だとか、いろいろ含めて、災害の状況を含めて大事なことなのですが、それでいくと非常に夜中が多いのですね、どうしても。なるべく今回は夜中でなくて早目に対応しました。

その対応して青空が出てきてもまだ解散しないのか等もあって、例えば今回は特にそうだったのですが、対策本部つくる前から自衛隊の方が夜来ていただいて、ずっと朝まで一緒に待機していただくとか、その対策本部できるだろうなという予想で来てくれている、そういう関係機関もそうなのですが来てくれて、そこでやはり1回けじめをつけるということは私どもも大事かと思ったのですが、今回みたいに来るとなったら、ある程度、余裕を持って、対策本部は対策本部でしっかりしておいて、いつでもその対策本部が機能できるような体制にしておいて、御質問のとおり解散して、また解散ではなくて、やはりある程度の期間、それこそ長期のアメダスや気象予報で様子が変わるというのがありますから、こっこの南にいた台風まで戻ってくることぐらいわかるのですから、そういうことを含めて本当に先ほど言ったように柔軟の中でもより確実な、無いよりもしっかりつくっておいたほうがいろいろな対応もスムーズにできるということでもありますから、それもまた一つの今回のいい教訓として、しっかりそのような対応をとっていきたいなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 相当、前向きな御答弁をいただきました。

多分、最後の質問になろうかと思えますけれども、これらのことを考えまして防災

会議等々もございます。

今後、先ほど来、今回の一般質問は全ての議員が災害関連の質問でございます。それらをかながみまして激甚災害の指定云々ということもマスコミを相当にぎわってございます。

あとは町長の高度な政治判断、行政判断も伴うと思いますけれども、激甚災害指定になる前から職員の方々は17日からですから、もう2週間も3週間も大変な思いで作業をしていただいているのは敬意を表するところでございますけれども、これからは激甚災害指定にすべく、当然、尽力いただきまして町民の方々の一日でも早い原形復旧、精神的にも、物理的にもそういうことだと思しますので、その考えの一端をお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 激甚災害、今までの数度の大雨、洪水含めて経験してきました。

一般災害と激甚災害の違いというのは、わずかな差かもしれませんが、その効果というも非常に違うということも体験してきましたので、何としても今回は、それこそ個人の畑も救うとなると、これはもう激甚しかないと、それからシカ柵やら含めてですけれども、でもそういう判断の中で、何としても本別全体、言ってみれば本別だけではなくて十勝になりましたから。そうして、それも行政機関や国会議員の調査団の皆さんに要請しました。

その中でもやはり最終的に北海道の副知事は、これは十勝、北海道だけではならぬいかもしれないから、これは台風10号が多分勢力強いので、喜ぶことでも決して絶対ないけれども、どこかまた災害になるかもしれない。

そのときは東北と北海道を合わせて国に激甚災害の指定で、強力をお願いしようと、そういうことで実は前に申しあげましたけれども、それ対応してきました。

私どもは本音としては本別だけでもいいからと言いたいのですけれども、そうはいきませんので、そこに台風10号という大変な災害が来ましたから、これは間違いのない思いながらも、災害の基準というのは台風の一つ一つの基準ですから、7号なら大したことない、9号大したことないなんて言っていて、10号だったら全然該当しないなんてことになりかねないのですけれども、今回のようなこの異常な台風の動きから見ると、全部まとめてやってくださいということで、きのう防災担当の松本防災担当大臣が激甚という言葉を使ってくれました。この後、総理が見えて、それぞれ現場視察をして、そして閣議の中で決定をしていただく、その大事な視察に来ていただいて、私ども懇談もという予定もしていただいて、確定ではありませんが、そのような計画があります。あすは農水大臣が本町に来ていただいて、夜は帯広で町村長、また代表含めてJAの組合長さん方と懇談をしながら、この対策をしていくということでありまして、ここでまた激甚災害、この間の道連の吉川会長初め、幹事長室の皆さん

来ていただいたときも激甚でお願いしました。

激甚もただの激甚で行ったら1割の負担があるから、例えば全国ではもう災害がいっぱいで、その予算が少ないと、それだったら別枠の予算を組んでもらわなきゃだめだから、とにかく別枠の予算を財務省にお願いしても国にお願いして、そして十分な体制がとれるようにということで頑張ろうと、そういうことで一緒になって国も北海道も、十勝も本別町も一緒になって頑張ろうということでありました。

そしてもう一つは、その激甚の中でも特別交付税、これも交付税のうちの6パーセントしかありませんから1兆円ぐらいしかないようですから、もう引っ張り合いになっていますから、それも特別枠でやってもらわなければ北海道の枠がないと、こんなことも含めて、何としても、少しでも多くの財源を確保して、本当に復興に弾みがつくような対策をしていただきたいなと思いますので、その中でも激甚は絶対に欠かせないことですので、ほぼ間違いのないかなというふうに基本的には思っているのですが、確実にまだということではありませんので明日、きっと総理が来て、南富良野も十勝も見てくれる予定になっておりますので、そこで強力な要請をしながら、何としてもこの激甚という言葉が閣議の中で決定していただくような、そんなことも含めて全力でつくっていききたいなと思いました。

以上を申し上げて答弁とします。

4番(大住啓一君) 終わります。

散会宣告

議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告(午後 3時39分)

平成28年本別町議会第3回定例会会議録(第4号)

平成28年9月15日(木曜日) 午後1時37分開議

議事日程

日程第 1		行政報告
日程第 2	議案第71号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第10回)について
日程第 3	同意第 2号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第 4	同意第 3号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第 5	意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
日程第 6	意見書案第7号	高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書
日程第 7	意見書案第8号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 8		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 9		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第10		議員派遣の件

会議に付した事件

日程第 1		行政報告
日程第 2	議案第71号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第10回)について
日程第 3	同意第 2号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第 4	同意第 3号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第 5	意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
日程第 6	意見書案第7号	高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書

- 日程第 7 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 10 議員派遣の件

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	選管事務局長	大和田収君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

開議宣告（午後 1時37分）

開議宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第1 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 台風7号などによります施設の被害状況及び農業被害状況並びに農作物の生育状況について報告をさせていただきます。

はじめに、土木施設の道路、河川の被害状況についてですが、町道の被害につきましては、町道484路線の内93路線138カ所におきまして路面や路肩の一部の崩壊し、また、護岸部分が崩壊する橋りょうの被害が1カ所、倒木の被害も多く出ておりまして、これらに伴い22路線におきまして通行止めの措置を行っております。

河川施設の被害につきましては、本別市街地の東方面の山側から流れております柏木川、二の沢川の2カ所におきまして、土砂や流木などにより河川が埋塞して住宅地や道路に土砂が流れ出し、特に二の沢川におきましては山際の住宅の敷地内に流木や土砂が流れ込む被害が出ております。

公園施設の被害状況につきましては、本町の一番の観光施設でもあります、本別公園におきまして、ゴーカート場のある交通公園やヒョウタン池、公園の緑地などが土砂や流木による被害があり、また、ステージ横の山側も崩れ、危険な状況となっており、義経公園と静山公園におきましても、キャンプ場2カ所の駐車場やパークゴルフ場、公園の緑地などの被害を受けたところです。

これらの施設における現在の復旧状況につきましては、8月24日に専決処分させていただいた予算により、道路、河川におきまして緊急に対応しなければならない箇所につきましては、業者による直接作業となりますオペレーター付きの借り上げ作業により復旧してきており、軽微な被害箇所につきましては直営による復旧作業を早急に進めております。

なお、9月14日現在の通行止め箇所は10路線で、この内主要な幹線道路は3路線になっておりますが、1カ所は近日中に復旧予定であります。もう2カ所は被害が大きいことから、現在も迂回路などによる対応となっておりますことから、地域の皆様には御理解と御協力の周知をさらに図ってまいり所存であります。

次に、義経の里本別公園の復旧につきましては、流木処理と土砂撤去の作業を現在進めておりまして、本別公園に流れ込みました流木処理につきましては、東部十勝森林管理署において除去をしていただき、流木除去後においては町による土砂の撤去を行い、おおよそ9月中には一定の公園利用が出来るよう進めております。なお、現在の復旧予定箇所は、交通公園のゴーカート場、ポート場、キャンプ場、遊具や広場となっており、ステージ側

の復旧は、その後随時進めてまいりたいと考えております。

現在の復旧予算額につきましては、道路、河川で2億8千万円、本別公園で2千2百万円の予定であり、これらの経費につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業を活用しながら復旧を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業被害の状況ですが、被害額の調査につきましては、町営農指導対策協議会により、台風7号が通過した直後の8月18日に農業被害状況調査を行い、その後、立て続けに11号、9号が上陸し、8月30日には10号の影響もありましたので、2度目の被害状況調査を9月6日から8日にかけて実施をしております。

この調査を基に、農産物における被害額について算定した結果について報告をいたします。

まず、冠水や停滞水、土砂流入などで収穫ができない圃場、湿害による腐敗や発芽、色流れが多く製品率が低いなどの被害が非常に多く、その被害が甚大もしくは重度と判断される圃場は766ヘクタール、また、湿害や倒伏、病虫害の発生が見られるものの、ある程度の収量は見込まれるような軽度、中度と判断される圃場は1,057ヘクタールとなっております。甚大から軽度まで合わせた全被害面積は1,823ヘクタールに及び、被害金額に換算しますと8億200万円の試算となります。主な作物の被害額といたしましては、豆類で2億7,600万円、てん菜で2億2,400万円、馬鈴薯で1億4,000万円となっております。

次に、農地、農業施設の被害復旧額についてですが、土砂や流木の流入による農地の復旧に4,200万円、明渠排水施設の復旧に1,700万円、水路、明渠等の排水の土砂上げ、柵、配水管の補修などに500万円、鹿柵の補修、新設に3,700万円など、あわせて1億100万円となりまして、農作物の被害額とあわせました農業被害総額は9億300万円に及ぶと試算をしております。

次に、農作物の生育状況についてですが、本年の気象経過は、植え付け時期の5月の気温は高温で経過をし、日照時間は平年を上回り、降水量が少なかったため乾燥傾向で推移をいたしましたが、6月に入ると一転して低温と極端な日照不足、平年比150パーセントの降水量となりました。また、5月8日の強風被害、6月2日の霜害などもあり、農作業の遅れや生育遅延などへの影響が出たところでもあります。

7月に入り気温は平年並みに回復いたしましたが、下旬には長雨があり、8月は高温で推移をいたしましたが、下旬に台風が3つも上陸したことによりまして記録的な降水量を記録するなど、積算温度は確保できたものの、日照不足と多湿が大きく影響し、圃場に機械が入れなく、防除や管理作業ができなかったため、収量や品質の低下、病虫害の発生や雑草の繁茂、収穫作業や小麦の播種作業への影響が懸念されています。

その中、小麦につきましては、6月の曇雨天や収穫時期の降雨があったため、収量減や品質低下が心配されたところでしたが、JA収穫による作業が8月2日に始まりまして8月7日に収穫を終えたところです。その結果、全量が1等Aランクで、乾麦で9,123ト

ン、平均10.3俵、製品の歩留まりは82パーセントと平年作を確保したところでもあります。

9月12日に営農指導対策協議会が実施をいたしました定期作況調査によりますと、大豆はさやが少なく平年収量より6.8パーセント減となる軽い不良、小豆は湿害によります生育遅延で平年収量より33パーセント減となる著しい不良、大正金時は色流れや発芽、腐敗が発生しておりまして平年収量より13.8パーセント減となる、かなりの不良、手亡はさや数、粒数ともに少なく、平年収量より27.5パーセント減となる、かなり不良となりまして、豆類全般におきましては遅速の日数は2日から4日遅れているところでもあります。馬鈴薯につきましては、個数、大きさは平年作で、作柄は並となりますが、台風による湿害の影響などにより腐敗が進み、収量が減少することが予想されます。てん菜は根周が大きいため遅速日数は2日早いとしていますが、多雨で防除作業ができなかったことによる病害虫の影響が大きく、平年収量よりも13.8パーセント減となる、かなりの不良と予想をしております。

飼料用作物につきましては営対協による作況調査は実施しておりませんが、普及センターからの情報によりますと、デントコーンは台風による倒伏や日照不足による実入り不足で、平年の収量より5.1パーセント減となる軽い不良、牧草につきましては収量が高かったため平年収量より22.4パーセント増となる良としていますが、1番草、2番草ともに品質は平年を下回っているところであります。

現在のところは、各作物とも春先からの天候不順や台風の影響を大きく受け、生育の遅延や湿害によります大幅な減収が想定されておりますが、これからの収穫時期に向けて、好天に恵まれ作柄が回復することを願い、少しでもよい出来秋となることを期待しているところであります。

以上、台風7号などによる施設の被害状況および農業被害状況並びに農作物の生育状況についての報告といたします。

議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

なお、本日気温が高くなっておりますので、上着をとってもよろしいです。

日程第2 議案第71号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第71号平成28年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第71号平成28年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、子育て支援医療給付事業費の増額及び農業用施設災害復旧事業の追加によるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,753万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出でございますが、4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費20節扶助費13万2,000円の補正は、子育て支援医療給付事業として、未熟児養育医療費が増になったことによるものであります。

次の段、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費15節工事請負費1,500万円は、この度の台風により被害を受けました農地に対する復旧工事に伴うもので、別添の予算説明資料をお開きください。

右側の事業説明ですが、事業名、農地災害復旧事業、施工場所は、東本別、斎地先、面積は2.5ヘクタール、総事業費1,500万円となります。

左側の事業費、内訳でございます、補正額1,500万円、財源内訳は、道支出金1,200万円、その他300万円であります。

以下、この資料の説明は省略いたします。

予算書にお戻りください。

3ページ、4ページをお願いいたします。

1、歳入ですが、上から2段目、11款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金1節災害復旧分担金300万円、及び下から2段目、14款道支出金2項道補助金8目災害復旧費道補助金1節災害復旧費補助金1,200万円は、歳出で説明いたしました農地の復旧工事に伴うものであります。

戻りまして、13款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金6万5,000円及び次の段、14款道支出金1項道負担金3目衛生費道負担金1節保健衛生費負担金3万2,000円の補正は、これも歳出で御説明いたしました未熟児養育医療給付に対する負担金であります。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第10回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 一点だけ、お尋ねいたします。

災害復旧費でございます。1,500万円、今の説明では本別沢ですか、斎さんの地先の2.5ヘクタールということでございますけれども、予算説明書によりますと道支出金が1,

200万円、その他が300万円ということでございます。これの財源の内訳といいますか、どういういきさつで、応急的にやるのか、工事の内容も含めて。私も現場見に行っ
て来てますけれども、畑がほとんど使えない状況の中での2.5ヘクタールということでござ
いますから。上の土砂を取り除くのか、土まで入れ替えるまで考えているのか、土砂だけ
取り除くのか、木も取り除くのか、それを搬出してよそに持って行くのか、横っちょに置
いとくのか、その辺を今ある程度積み上げしていると思いますので、細かい部分はいいで
すけれども、北海道の金の流れと、300万円はまあ自分のところのお金だと思いますけれ
ども、その辺のお金の流れと、応急的にやる考え方、これが国の災害査定も受けるのか受
けないのかも含めてですけれど、お知らせいただきたいと思います。もし課長のほうで即
答できなければ、相談していただいて、答弁いただければ結構です。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいまの大住議員の御質問にお答えいたします。

今回の農地の災害復旧事業での予算として、事業費1,500万円という形になっており
ます。

基本的には、今回の災害復旧事業につきましては、現況復帰というのが事業の内容にな
ります。ですので、上に、畑に乗りました土砂、あわせて流木、それを取り除くという形
になります。

土の入れ替え等については、事業の内容としては実施できないということですので、基
本的には流木を処理をして、乗った土砂につきましては取り除いて運搬するという形にし
ております。

今回、査定前着工ということになりますので、応急的なということではなくて、もう事
業が全て完了するという形で実施をいたします。この場合、査定を受けておりませんので、
いつも一般質問の中でお話ししていましたが、この事業、畑の面積にあたり、限度額が1
反あたり67万円というのがありますので、今回運搬の最大限を見て、査定前ということ
もありますので、そういった状況を鑑みて、限度額いっぱいの中で予算を組ませていた
いております。

お金の流れにつきましては、歳入で国道補助金が1,200万円、そして負担金というの
は受益者の負担金ということになります。今回まだ激甚のほうが出ておりませんので、基
本的には、基本の補助率が50パーセントですが、今回の災害の歩数ですね、事業費によ
ります、増高手続きという形の手続きがありますので、その申請により、現在のところ8
0パーセントは国が見るということになっておりますので、今回20パーセントの負担額、
事業費についても先ほど申したように最大限の限度額で見ているということでこの額にな
りますけれども、今後激甚災害が指定された場合については最大90パーセント、国から
ということで、今の負担額の半分になる。今後の中身については、まだまだ国の補助のほ
うも含めて、手立ても含めて、お願いをしてまいりたいと思いますので、そういうこと
で御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 職員の皆さんも、非常に多忙の中で積算をし、予算を計上するということになると、非常に大変なことと思います。ただ、一般質問でも質問させていただきましており、昨日総理も十勝入りしてございます。激甚災害指定に明日の閣議で云々というようなマスコミ報道もございます。その中で、農家負担を極力少なくすべくですね、この予算説明資料にも負担金ということで300万円計上されております。これがどこで持つようになるかは別としましてですね、極力、今課長の答弁にもありましたとおり、農家負担を少なくしていくというのは我々考え方一致でございますので、これから再度詰めていただいてですね、北海道、また国等の折衝も図っていただいた中で、ほかの施設災害等も出てくることも考えられますので、そのときには地域、皆さんとよく協議をした中で、激甚災害の適用を利用するべきでないかと思っておりますけれども、その辺の見解も含めてお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） はい、お答えします。今、議員おっしゃられたとおりだと私たちのほうでも認識をしております。ですので、これまで多くの議員の方含めて、副知事も含めて視察に来ていらっしゃると思いますので、今後またそういう数々の方も通じながらですね、行政としての機関も通じながら強く要請をして、農家負担が最大限低くなるような努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今回、視察にたくさん来ていただいてですね、昨日はまた大臣がずっと来ていただいて、夜も本当に時間とっていただいて行ったのですが、その中でも現状を見てですね、ここはというのは、あまり全体的にないのですが、特にですね、うちが認められたというものは、まだ激甚の指定は昨日総理が、質問にもありましたけど来てですね、十勝を見て、16日の朝ですね、閣議決定という話しを実はマスコミにも発表していただいて、地域の説明にも行って来ました。激甚に多分、本当にしていただくというふうに我々も思っているのですが、そうなればまたこの補助率が2割、3割上がりますから、そういう面では非常に負担も少なくなると。うまくいけばもっと、というようなことも腹の中にあるんですが、そんなこと含めて、ただ、この査定前に着工させていただくというのはこれ異例中の異例ですね、非常に私どもも、職員ももちろん頑張りましたし、地域の人の願いもしっかりと受け止めていただいて、この異例の査定前着工でやって、あとは何とか頑張ろうと、こういうような話しをそれぞれして、来ていただいた視察団の方々が言っていたことがですね、このような結果につながったのかなというふうに思っていますから、そういう意味では、あの現状を見たときに、流木もすごいですし、瓦礫もすごいですし、また本当にいつになったら、自力ではとてもじゃないけど復活するといったら難しいなというような状況でしたけども、こういうような判断をしていただいたおかげで流木も、森林管理署が中心になってやってくれますし、また畑地災害は5割ですけども、

それをまた査定前着工ということで大変な配慮をいただいて事業ができると。そしてこれがまた激甚に、間違いなく指定になるだろうと思っておりますが、そうなればまだまだ負担が少なくなって、また復興に弾みが出るということですから、これら本当に毎日のように、明日もまた明後日もありますけども、来てくれることでそれぞれほかの被災地ですね、非常に復興に弾みがつくというふうに思っておりますので、何よりも畑が来春から作付ができるようになりますね、これについては非常にありがたいと思っておりますので、ほかの被災を受けたところも、今後どうなるかわかりませんが、それぞれ地域の皆さん方とまた協議をしながら、それぞれの箇所含めてですね、復旧に向けて努力したいと思っております。以上であります。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） ただ今の災害のところで質問させていただきます。

私も査定前の着工というのは、なぜされることになったのですかということ伺いたかったですけれども、今町長のほうからね、御説明がありましたので大体理解はできたような気がします。

あとですね、町内には3カ所の、ひどく災害を受けられた所がありますが、今の御説明からいきますと、激甚災害の指定を受けてからそちらのほうの工事は取りかかるんですよというふうに受け止めさせていただいてよろしいのかどうか、その点をちょっと確認させていただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 昨日の一般質問でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、自力でやりますよという人もいますね。圃場整備ね。でも自力でやるのはもちろん大事なことですけども、ただこの激甚になるかならないかの判断というのも大きいと思うんですよ。激甚になったなら、答弁させていただきましたように、担当もですね、それぞれ被災を受けた方々の所に出向いて、激甚ということも説明させていただいて、どういう具合な工事をするか、こういうことも含めてしっかりやっていきたいなと思っておりますから、せっかく激甚になった部分については、自前でやるのか、激甚のどっちがやりやすいのか。そんなにかわらなかつたら、いろいろ手続するよりも自前のほうがいいなという、中にはそういう方もいらっしゃるみたいですが、それは間違いなく被災を受けた方々の所には出向いてちゃんと協議をしながらですね、いい方法をとっていきたいなというふうに思います。

議長（方川一郎君） 山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 一点確認させていただきたいのですが、今回こういう早い対応の中で、これに乗った方がいいか乗らないでいいかということ迷った方も中におられるのではないかと思いますよ。今の町長の答弁いただくと、今回判断し切れなかったけど、次回激甚になれば、またそうやって周っていただけるということであれば、判断する余裕というのですか、そういうこともありますので、また判断もしやすいかと思っておりますけど、

当然ここに自己負担というのは、当然個人の負担のことを言われてると思うのですが、やっぱり最終的には、被害にあわれた方が自己資金的なことを大変心配されて、いろいろ模索してると思うのですよね。だからこのことと同時に災害資金というのですか、復興するのに自己負担これ位かかりますよと、それはただ災害資金という長期的なあれで対応もしますよというような、そのことはその中には絡まってこないのですか。単費で自己負担を払う、負担をするようになるのですか。災害資金みたいなもの出るのですか。その点ちょっと。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） まず自己負担の分ですけれども、基本的には自分の、いわゆる、なされた生産者の方が支払うということになります。ただ事業上、その支払いのときというのは完了後という形で、今回事前着工ですので、事業的には早く終了するというようになりますが、早くても年明けや年度末の支払いという形になろうかと思えます。

それで、一般質問のときにも御答弁させていただいておりますが、資金としては農協と協議の中で、今回の台風での被害の負担、合わせて先ほど報告した農業被害の状況も合わせて、来年の営農に向けた資金が調達できるようにという形で借入れ等も含めて対応していくという形で一応協議をしておりますので、そういった今回の事業負担につきましても借入れの対象としながら、そういった場合につきましては利子補給等の支援策を打ってまいるという形で進めたいと思っております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ないということですので、これで質疑を終わります。これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第71号平成28年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号平成28年度本別町一般会計補正予算（第10回）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 同意第2号

議長（方川一郎君） 日程第3 同意第2号教育委員会委員の任命について同意を求め

る件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第2号教育委員会委員任命についての同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年10月20日をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、
にお住まいの布施耕一さんを人格、識見とも適任と判断し、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

なお、任期期間は、この法律の任期の特例によりまして、平成28年10月21日から平成30年10月20日までの2年間となります。

御同意をいただきますようによりしくお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者11人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第2号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

日程第4 同意第3号

議長（方川一郎君） 日程第4 同意第3号教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年10月20日をもちまして任期満了となります教育委員会委員につきまして、
にお住まいの鈴木清志さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

なお、任期の期間は、この法律の任期の特例によりまして、平成28年10月21日から平成31年10月20日までの3年間といたします。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者11人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第3号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

日程第5 意見書案第6号

議長（方川一郎君） 日程第5 意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

6番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保、拡充と就学保障の充実、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保、拡充と就学保障の充実、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書案。

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7パーセントに対し3.5パーセントと大きく下回り、加盟国中、最下位となっています。その一方で、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明するものです。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3パーセントと約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6パーセントと

2人に1人以上となっています。このような状況の中、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、教育の機会均等は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっています。

地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じています。また、高校授業料無償制度所得制限や、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念することに繋がるなど、教育の機会均等に影響を及ぼしています。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。2016年度文科省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られました。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望します。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保、拡充を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。

5、経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの子どもの貧困を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充するとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うこと。

6、高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）以上でございます。議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案第7号

議長（方川一郎君） 日程第6 意見書案第7号高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第7号高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案の理由については、案文の朗読をもってかえさせていただきます。かぎ括弧、括弧については省略をさせていただきます。

高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書案。

少子高齢化などの社会の急激な変化の中で、我が国が引き続き成長・発展を持続するとともに、個々人が豊かな人生を実現していくためには、一人一人の能力や可能性を最大限

引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠です。

そのためには、世代を超えて、全ての人たちで若者を支えることにより、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力のある全ての若者が質の高い教育を受ける必要があり、我が国の成長、発展と個々人の豊かな人生の二つの価値を実現するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要です。

そもそも、日本国憲法は、全ての国民は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを明記しているところであり、この憲法の規定を受け、教育基本法において、国等に対して、「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と定め、教育の機会均等を確保することを規定しており、さらには、昨年1月に施行された「子供の貧困対策の推進に関する法律」の趣旨も踏まえると、経済的に困難な状況にある者に対して、教育面も含めた支援の一層の充実が求められているところです。

よって、国においては、OECDに加盟する多くの国で大学授業料の無償制度や給付型奨学金制度が導入されている現状なども踏まえ、意欲と能力のある学生等が、学校の種別、設置者の別にかかわらず、高等教育段階への進学を断念することなどがないように、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に基づき、無利子奨学金をより一層充実させること。

2、諸外国の例や我が国の雇用の実態等を勘案し、返済月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還奨学金制度の導入を着実に進めること。

3、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するとともに、先進諸国では、ほとんどの国で給付型奨学金制度が実施されていることを踏まえ、制度対象者や受給基準等を検討した上で、大学生等を対象とした授業料減免制度の拡充や給付型奨学金制度の早期創設を図ること。

4、学び直しへの対応や海外留学、大学院生などへの経済的支援のあり方について、早急に検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。以上でございます。議員各位の賛同を、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第7号高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書案第8号

議長（方川一郎君） 日程第7 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案の理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。括弧、かぎ括弧については省略をさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を強力的に推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上でございます。議員各位の賛同を、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規程によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第10 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

散会宣告(午後 2時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月15日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

平成28年本別町議会第3回定例会会議録(第3号)

平成28年9月14日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第58号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第9回)について
日程第 3	議案第59号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について
日程第 4	議案第60号	平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について
日程第 5	議案第61号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について
日程第 6	議案第62号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)について
日程第 7	議案第63号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について
日程第 8	議案第64号	平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)について
日程第 9	議案第65号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第66号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第11	議案第67号	本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について
日程第12	議案第68号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第69号	町道の路線認定について
日程第14	議案第70号	団体営土地改良事業の施行について
日程第15	認定第 1号	平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 2号	平成27年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 3号	平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 4号	平成27年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 5号	平成27年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決

日程第 2 0	認定第 6 号	算認定について 平成 2 7 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	認定第 7 号	平成 2 7 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 8 号	平成 2 7 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 2 3	認定第 9 号	平成 2 7 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について

会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 5 8 号	平成 2 8 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）について
日程第 3	議案第 5 9 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 4	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 5	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 7	議案第 6 3 号	平成 2 8 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 8	議案第 6 4 号	平成 2 8 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 9	議案第 6 5 号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 6 6 号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 6 7 号	本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 6 8 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 6 9 号	町道の路線認定について
日程第 1 4	議案第 7 0 号	団体営土地改良事業の施行について
日程第 1 5	認定第 1 号	平成 2 7 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 2 号	平成 2 7 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17	認定第3号	平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第4号	平成27年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第5号	平成27年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第6号	平成27年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第7号	平成27年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第8号	平成27年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第23	認定第9号	平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君

選 管 事 務 局 長 大 和 田 収 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君 総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

報告第13号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第13号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告いたします。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており該当はありません。

実質公債費比率9.5パーセント、将来負担比率20.6パーセント。

参考といたしまして、早期健全化基準、及び財政再生基準の各比率を記載しておりますが、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下であります。

次の2、資金不足比率。

水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考といたしまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0パーセントであり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

日程第2 議案第58号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第58号平成28年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第58号平成28年度本別町一般会計補正予算(第9回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収納業務不適切処理に対する再発防止対策事業、とかち東北部広域連携事業、緊急通報装置・介護ロボット等導入支援特別事業、北海道6次産業化トライアル事業、消費者対策事業などの追加、介護給付・訓練等給付事業費の増額などが主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,484万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,240万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出でございますが、一番上の段、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費10万6,000円の補正は、収納業務不適切処理に対する再発防止策として、時間外、休日用の全庁統一した手書用領収書作成に伴うもの、1つ飛んで13節委託料35万円の補正は、同じく再発防止策として、コンプライアンス研修いわゆる法令遵守についての職員研修会を実施し、公務員としての資質向上に努めるものであります。

次の8目企画費9節旅費19万2,000円の補正は、地域産品新規流通等実証調査研究事業推進協議及び打合せを行うためであります。

次の19節負担金補助及び交付金25万円の補正は、とかち東北部広域連携事業として地域づくり総合交付金を活用し、十勝東北部移住サポートセンターの首都圏におけるプロモーションで使用するPRグッズを購入するものであります。

2つ下、17目諸費19節負担金補助及び交付金23万円の補正は、自治会への街路灯維持交付金を平成27年度実績により精算するものであります。

2段下、3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金181万4,000円の補正は、個人番号カード関連委任事務に対するJLISへの本町負担金です。

下段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費340万円の補正は、介護給付者の増によるもの、次の23節償還金利子及び割引料110万7,000円の補正は、障害者自立支援給付負担金など、実績に基づき精算するものであります。

次の28節繰出金16万6,000円の補正は、国民健康保険特別会計事務費として、国保制度広域化に伴う説明会出席によるものであります。

次のページをお願いいたします。

2項老人福祉費1目老人福祉総務費12節役務費35万1,000円の補正は、新たに緊急通報装置を購入するにあたり、現在の緊急通報装置65台分の設定変更によるもの、その下、18節備品購入費1,263万6,000円の補正は、地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用し、緊急通報装置100台を購入するものです。

その下、19節負担金補助及び交付金89万7,000円の補正は、介護ロボットなど導入支援事業特例交付金を活用し、アメニティ本別に対し、見守りセンサー付き介護ベッド3台購入に伴い、補助金として助成するものであります。

これらの事業につきましては、予算説明資料3ページ以降に記載をしておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

2列下、3目介護保険費28節繰出金中介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業82万円は前年度精算分として、その下、事務費99万1,000円は在宅医療連携の充実・強化事業として、講師謝礼及び打合せ等の旅費及び新規事業といたしまして、介護職員を確保するため、就業支援在宅準備等に対する補助として本別町介護人材等就業支援補助制度を創設することによるものであります。

次の段、4款衛生費1項保健衛生費3目予防費13節委託料72万円の補正は、予防接種法の一部改正により、B型肝炎ワクチン接種の拡大によるものです。

その下、6目環境衛生費11節需用費20万円は、火葬場修繕を行うものであります。

下段、3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金96万6,000円の補正は、勇足増圧ポンプ場、勇足浄水場等修繕による収支補てんによるものであります。

次のページをお願いいたします。

1番上の段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金88万5,000円は、北海道6次産業化トライアル事業として、新商品の開発、商談会出展、PR経費をJA本別町へ事業費の2分の1を補助するものであります。

その下、6目営農用水管理費12節役務費42万2,000円の補正は、美蘭別地区営農用水における専用水道確認申請によるものです。

次の段、7款1項商工費3目観光費13節委託料137万円の補正は、地域づくり総合交付金を活用し、とかち東北部広域連携事業としてDMO設立に向けた先進地調査を行うものであります。

その下、6目消費者対策費106万1,000円の補正は、北海道消費者行政推進事業採択による消費者被害防止研修会の開催及び啓発グッズを購入するものであります。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費11節需用費130万円の補正は、公営住宅などの修繕が増となることによるものです。

次の段、10款教育費3項中学校費1目学校管理費18節備品購入費46万5,000円の補正は、本別中学校電話機不能のため更新するものであります。

次の段、4項社会教育費3目図書館費11節需用費19万円の補正は、図書館2階暖房システム機器故障のため修繕を行うことによるものであります。

一番下の段、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費13節委託料250万円の補正は、今回の台風などの被害について、8月24日以降に新たに発生した災害に対応するため、災害復旧事業調査設計を委託するものであります。

次に、4ページ、5ページにお戻り下さい。

1、歳入です。1番上の段、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金170万円及び1つ飛びまして、14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金85万円の増額は、歳出で説明いたしました介護給付者の増によるものであります。

1つ戻りまして、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金181万4,000円の増額補正は、個人番号カード関連事務に対する補助金であります。

次の、2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金1,089万7,000円の増額補正は、地域介護・福祉空間整備推進交付金として、歳出で説明いたしました緊急通報装置導入及びアメニティ本別への見守りセンサー付き介護ベッド3台購入への助成に対する補助金であります。

1つ飛びまして、14款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金1節総務費補助金20万円は、歳出で説明いたしました、とかち東北部広域連携事業として、地域商品・新規流通等実施調査研究事業に対する補助金であります。

次の5目商工費道補助金1節商工費補助金239万3,000円の補正は、これも歳出で説明いたしました、とかち東北部広域連携事業及び消費者行政推進事業に対する補助金であります。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第9回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 一点だけ確認させていただきます。

歳出15ページの農業用施設災害復旧事業委託費250万円でございますけれども、この部分については農業施設災害復旧の委託費でございますから、明渠排水か何かと思いませんけれども、路線数と、場所はわかってると思いませんけれども、場所と本数、わかれば報告を願いたい。

議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

農林課長(菊地敦君) ただいまの御質問でございますが、災害復旧事業の調査設計費として、明渠排水の2カ所についてメーター数につきましては48メートルになりますが、その調査設計と、法面が崩れた形になっておりますので、そこを災害復旧も含めた事業と合わせまして、修繕するための調査設計となっております。

詳しい場所につきましてはもう一度確認をして報告をさせていただくということで、よろしく願いいたします。申し訳ありません。

議長(方川一郎君) 大住啓一君。

4番(大住啓一君) 施設災害ですから、法面といいますと明渠排水の法面部分という解釈でいいのか、畑ではこれ農地災という扱いになるうかと思えますし、その辺ちょっと24日以降の部分ということでの当初説明がありました。それはそれでいいんですけども、場所、今説明員が控えていれば、場所と排水の調査設計なのか、これは農業用施設災害復旧として災害査定を受けるものなのか、単独費で行うための調査設計なのか、その辺も考え方として進んでいると思えますので、その辺の執行者側としての考え方を報告願いたい。

議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

農林課長(菊地敦君) 場所につきましては、今報告あり次第報告しますが、この2件につきましては明渠排水の法面の崩れになります。合わせて、今のところ農業施設災害の復旧事業で1カ所、2カ所のうち1カ所で、もう1カ所については単費で、一般会計のほうで修繕ということに向けた調査費という形になります。

2カ所についての場所ですが、1件につきましては西勇足の大泉さんの所の地先になります。もう1件につきましては負籐の方川さんの地先という2カ所の明渠排水でございます。以上です。

議長(方川一郎君) 大住啓一君。

4番(大住啓一君) 大変細かくわかりました。確認ですけども、1本は農業施設災害復旧の国庫補助を目指すべく災害査定を受けるということ、もう1本は町単独費で行うための、合わせて2路線についての法面等々についての調査を行うという考え方よろしいのか、その確認1点だけで。

議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

農林課長(菊地敦君) はい、おっしゃるとおりでございます。以上です。

議長(方川一郎君) ほかに、ありませんか。

小笠原良美君。

7番(小笠原良美君) 11ページの老人福祉費の中で、緊急通報システムを新たに100台購入するというような説明と、合わせて65台についてはシステムをかえるための作業をするというような説明を受けたと思いますが、実際のところですね、この緊急通報システムをつけておられる方が現在どの位おられるのか。

あとですね、こういう方法があるんですよということを雑談の中でお話しする機会があるんですね。そうしますと私もつけてほしいという方がいて、その方は御主人と2人で暮らしておられて、御主人が施設に入っておられるというような方でした。でもそれは簡単にはつけていただくことはできないんですよという説明をしてはおきましたが、改めましてね、この緊急通報システムというのは、どういう方々が対象になってね、取り付けがされるのかってということもですね、町民の皆さまにお知らせをする必要があるかなというふうに思ったりもしますので、詳しい説明をですね、この際いただけないかなと思います。

議長(方川一郎君) 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 小笠原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回補正をさせていただいておりますのは、今現在使用しております緊急通報システムを新しいシステムに更新をしていくという内容でございます。

それで、今の現行システムというのが、85台の端末がございまして、今現在御利用されているのが60台という状況でございます。

それで役務費の、まず手数料の部分なのですが、今現在利用されている方、それと機器を更新していくまでに新規で御利用される方を見込みまして、その65台、それを新しいシステムに変更していくときの手数料ということで35万1,000円計上しております。

備品購入費ですが、今現在あります85台を新しいシステムに置きかえて100台を購入したいというふうに考えております。

今御質問にもございましたけども、緊急通報システムを御利用いただける方の考え方なのですが、一人暮らしの高齢者の方などで病弱、虚弱等で日常生活動作に支障があるなど、緊急時の通報手段の確保が困難な人というふうにあるのですが、いろいろなケースがございますので、うちの職員が面談等をいたしまして、そして審査会というのがございますので、そちらの中でつけることがどうかということをちょっと検討させていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） そうしますとですね、基本は一人暮らしの方が基本ですけども、場合によったらそうでない場合もあり得るというふうに捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 御本人の状況ですとか、あるいは御家族がどういう状況にあるのかということも勘案をいたしまして、判断をさせていただいております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 一点は今の緊急通報システムの更新の関係ですが、今の答弁だと、既に85台あるうち60台が使われているので、その65台を更新するということですね。今設置してあるものを更新するという。

それでこの新たな100台ということですが、この100台というのはどういう経過で100台なのかというのが一点と、できれば新たにということになると、昨今の技術向上からいくとですね、現在の通報システムと比べて改善できている所があるのかどうか、その特徴的な所をお伺いしたいと思います。

もう一点は、その下の介護ロボットの関係ですが、アメニティに補助金として、見守り警報付きベッドですか、3台ということですが、その経過についてお願いします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、緊急通報システムの関係なんですけども、今所有してるのが85台で、これを全て新しいシステムにかえます。それで100台購入をしたいということで考えております。新しい機器に変更していく際に、今現在使われている60台と、今後見込まれる件数等を勘案して65台分の変更していくための手数料というのを計上しております。

今回、新しくするシステムの特徴なんですけども、現行のシステムというのが、緊急ボタンを押しますと、通報が今消防署のほうに入るようになっておりますけども、今回新しくするシステムにつきましてはコールセンター方式を採用いたしまして、コールセンターに一度通報が入って、コールセンターのほうで御本人に状態の確認、そして必要であれば119番通報をするというような方式をとっております。今、十勝管内の状況を見ましても、直営でされてる所、そしてコールセンター方式、委託をされてる所というのは大体半々という状況で、今後はコールセンター方式がふえていくのかなというふうに捉えております。

もう1つが、安否確認の関係で人感センサー、今のシステムもございまして、人感センサーを置いて、その方の住宅の中での動きというのをデータ化をしています。ただ、今のシステムですと前日までのデータを1日1回確認するような状況なんですけども、新しいシステムにつきましては、24時間リアルタイムで動きというのを確認できるような内容になってございます。ですから、それを例えば御家族の方が携帯ですとかスマートフォンですとか、そういったものを使って、今現在、例えばお父さんお母さんが部屋の中でどういう状況にあるのかというのを確認できるようなシステムになっております。

もう1つが、挨拶ボタンという機能がついておりまして、これは例えば御家族の中で、毎朝起きたらボタンを押してくださいという、例えばそういう決めごとをしてたときに、ボタンを押すと御家族の方の携帯ですとかスマートフォンに、今挨拶ボタンが押されましたというメールが入るようになっております。ですから決められた時間に例えば、そういうものがなければ、御家族の方が直接電話をするなりをして、どうしたのというような、そういうやり取りができるような、そういった機能も持っております。

次の介護ロボットの関係でございまして、これは国の補正予算で計上された事業で、介護職員の負担を軽減するための事業ということでありました。今回アメニティ本別さんに入れました、見守りセンサー付きの介護ベッドなんですけども、この事業自体が、例えばベッドの単体だけを購入するのは認められておりませんので、介護負担を軽減するためですから、今回入れるベッドというのがナースコールとつなぐことができまして、ベッドに寝てらっしゃる方が動いたようだとか、そういった情報がナースコールを通じて職員のほうに伝わるようなシステムになってるんですけども、そういったシステムでなければ補助の要綱に該当しないということでしたので、最終的にはアメニティ本別さんが申請をされたベッドのみが今回採択となったという状況になっております。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 緊急通報システムの関係ですけど、ちょっと勉強不足ですが、コ

ールセンターというのはどこにあるのかお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 今回契約いたします会社が、M2Mテクノロジーズ株式会社という所の絆 ONEというシステムを今検討しておりますけども、コールセンターは大阪のほうにございまして、緊急通報が入ると2人体制で対応して、常時30人のスタッフが常駐をしながら対応するという事でお聞きしております。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 8ページ、9ページの歳出、総務費の関係であります。

13節委託料、コンプライアンス研修で35万円ということで、今回の補正予算に出ますけど、これは今回いろいろ特別委員会等もありまして、当たり前のことが当たり前にできていなかったというようなことだと思うのですけれども、こういう問題につきましては、今回の補正予算でわざわざ35万円計上しなければいけないということではなくて、毎年こういった一般会計のほうで当初予算で計上するべきものじゃないかなと思うのですけど、ちなみにこれ35万円の研修の内容ですね、講師を呼んで実施するのか、資料代でかかるのか含めて、内容についてお知らせください。

総務課長（大和田収君） ただいまの御質問ですけども、このまず研修内容につきましては臨時職員以上の全職員を対象といたしまして、午前午後と2回予定をしております。その経費となっております。

法令遵守は当然ですが、地方公務員としての道徳、それから倫理、そういう部分も含めて幅広く公務員として資質を求められておりますので、その辺を再度勉強していきたいというふうに思っております。

なお、こういう研修につきましては、毎年職員研修等も実施しておりますので、そういう研修計画の中に入れながら、毎年継続しながら研修会をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ないということで、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号平成28年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号平成28年度本別町一般会計補正予算(第9回)については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第59号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第59号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)につきまして、提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,451万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,457万1,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費16万6,000円の増額補正は、国の広域化に伴う札幌で行われるシステム改正等の説明会出席に係る旅費でございます。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費19節負担金補助及び交付金600万円の増額は、療養給付費の増によるものです。

次の2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費19節負担金補助及び交付金180万円の増額は、高額療養費が増になったものによるものでございます。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費12節役務費18万5,000円の増額は、町内の病院に通院されている方の同意を得ながら、町内の2医療機関から健診用データの提供をいただき、特定健康診査の受診率向上に役立てるもので、郵便料は対象者600人に同意書を送付する経費、手数料は医療機関に対し1件当たり2,700円、50人分の手数料を計上したものでございます。

9款1項1目基金積立金6,463万8,000円の増額は、平成27年度決算により、剰余金を基金に積み立てるものでございます。

積立金の状況ですが、27年度末現在3,653万2,000円、今回の積立金6,463万8,000円の計1億117万円となっておりますが、28年度当初予算で取り崩しを3,640万円計上しており、今後も更なる取り崩しを想定しております。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金1,172万1,000円の増額補正は、療養給付費等負担金1,126万9,000円などの精算償還金でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳入ですが、4款1項1目療養給付費等交付金1,028万7,000円の増額補正は、退職者医療給付費に係る現年度分交付金780万円と過年度分交付金精算金248万7,000円でございます。

11款1項繰越金2目その他繰越金7,387万2,000円は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

以上、議案第59号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第59号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号

議長(方川一郎君) 日程第4 議案第60号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第60号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億1,498万6,000円とする内容でございます。

補正の内容につきましては、平成27年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは歳入のほうから、事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目繰越金8千円につきましては、平成27年度決算に基づく繰越金でございます。

次、歳出ですが、5ページ、6ページをお開きください。

3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金8千円につきましては、平成27年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

以上、議案第60号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきましての説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第60号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第61号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長(村本信幸君) 議案第61号平成28年度本別町介護保険事業特別会計

補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、在宅医療介護連携の強化充実、介護従事者就業支援等補助金、平成27年度の決算に伴う精算が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,455万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,961万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費35万9,000円の補正は、在宅医療介護連携の強化充実を図るため、アドバイザーとして、長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實氏及び鷹野和美氏のお2人をお招きするものでございます。

次の9節旅費8万2,000円の補正は、在宅医療介護連携の強化充実を図るため、アドバイザーとの協議に要する1名分の旅費を補正するものです。

次の19節負担金補助及び交付金55万円の補正は、本別町介護従事者就業支援等補助金の創設により、平成28年度4名分を見込んでおります。

次の段、5款1項1目基金積立金824万5,000円の補正は、前年度繰越金等を基金に積戻しするものです。

なお、積立金の状況ですが、補正前基金積立額481万7,000円、今回補正いたします積立額824万5,000円と合わせますと、基金残高は1,306万2,000円となる見込であります。

次の段、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金672万7,000円の補正は、前年度決算に伴う国庫負担金等の精算償還金であります。

下段の2項操出金1目一般会計操出金859万4,000円の補正は、決算による前年度精算償還金であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金42万6,000円の増、下段の2目地域支援事業交付金11万8,000円の増、次の段、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5節前年度地域支援事業繰入金82万円の増額補正は、それぞれ前年度の精算に伴うものであります。

一つ戻りまして、3節その他一般会計繰入金99万1,000円の補正は、細出で説明いたしました在宅医療介護連携の強化充実及び本別町介護従事者就業支援等補助金の創設に伴うものであります。

一番下段でございますが、8款1項1目繰越金2,220万2,000円の補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明にかえ

させていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 一点だけ確認させていただきたいと思いますが、歳出の6ページ、19節の部分でございますけれども、今説明の中で新設云々ということでございます。これの中身については、議員協議会等々の中でも説明を受けてる分かと思っておりますけれども、申し訳ないのですけれども再度55万円の内訳をお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。

今回、補正で提案しております、本別町介護従事者就業支援等補助金でございますけれども、介護職員の人材確保、そういったことを目的としながら、今回大きく分けまして就業支援補助金、その中で例えば就職をされた方の支度、いろんな用意がございますので、そういったものに充てれる補助金としまして、就職支度金というのをちょっと考えております。あと、翌年度以降ですね、1年間勤務をしていただきましたら、そういった就業支援金を給付できるような制度ということで、就業支度金というのを考えております。

2つ目としまして、町外から転入されて来られる方、こういった方々の引っ越しに要する費用、あるいは新しく町内の賃貸住宅に住んでいただくこととなりますので、家賃、礼金、敷金、そういったものを合わせまして、1回限り25万円を限度、実費相当額となりますけれども、そういったものを今用意しております。

あと、養育支援補助金です。これも町外からの方になりますが、町といたしまして、町外に今、一人親家庭の方、そういった方が本別町にぜひ来ていただいて、町内の事業所で働いていただきたいということもございまして、そういった方々がもし本別町に来ていただければ子育てに要する費用、月2万円の額となりますけれども、1年間で24万円なのですが、こういったものを補助金として考えていきたいというふうに考えております。

あと、今まで説明いたしましたこの3点は、常勤職員を対象に考えております。あと、介護福祉士等の資格があるかどうかですとか、そういったものでちょっと金額に差をつけているんですが、もう一点、各事業所といろんな意見交換をした際に、採用するのは必ずしも資格を持っている常勤職員ばかりじゃないんですと、やはり今なかなか養成校も定員の半数位しか入学していない現状もございますので、どうしても非常勤の人、そういった方も使いながら運営をしていかなければならないという実態もお聞きいたしましたので、支度準備補助金ということで、非常勤職員の方が町内の事業所にお勤めになられたときには、一律10万円を支給するという制度を設けております。

今回補正に上げましたのが、1年目でございますので、まず就業支援補助金のうちの就職支度金、これを10万円を2名分予算で見ました。そして、そのうちお一人、例えば町外から転入したときに、住宅準備、引越しの費用、そういったものを支給する住宅準備支

援補助金、これ25万円限度ですけども、これを1名分見ました。そして、非常勤職員の方が就職されることを想定して、支度準備補助金10万円、これを2人見ましたので、合計4名分の55万円を今回計上してございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明をいただきました。非常に、介護する方ですか、職員としてなかなか働いていただけないというのは、どこの自治体も同じかなと思うんですが、せっかくここまで踏み込んだ政策ですから、4名と言わず、もうちょっと多くてもいいような気もしますのですが、その辺、執行する側としてですね、これで足りなくなればまた次の臨時会等々もあるんでしょうけれども、これだけの大きな、メインになる介護福祉の関係でございますから、その辺の考え方といいますか、課長から細かく説明受けました。町外の方々も含めて、もっと広く求めるのであればコマーシャルも含めて、そういうお金を重点的にあてていくのもひとつの考え方ではないかと思っておりますので、その辺の考え方といいますか、見解をお聞きしたいと思っております。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。

実は御指摘のとおりですね、この制度については介護職員を確保するのと同時にですね、狙いは地方創生の移住、それから離婚や何かされて帰ってる方もかなりおりますし、そういう人たちに安定した雇用の場を確保してあげると。そういう中で、人口減対策の柱の一つにですね、進めて行きたいということでございますから、今回4名分でございますけれども、これが例えば6名とか7名とかいう状況になりましたらですね、議会でまた補正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 同じ所の補助金の関係なんですけれども、これは一時金と、あと5年間の部分とあるようなんですけど、一時金というのはその年だけですけども、その5年間、今回こういった部分の補正、今副長からありましたように、就業支援ということで、人がなかなか集まらないっていうのは仕事が辛いからなのか、給料が安いからなのかという、まあ両方あると思うんですけども、そういうところで今言った5年間で、単純に言えば年間、月額ですずっと割りかえますとね、福祉士の資格持ってない方だとしたら月額1万円ちょっと位の給料アップかなと、5年間です。そのレベルっていうのは他業種と比較してどうなのか、それで十分、給料が高いから私この仕事につきたいわというようなレベルなのか、そこら辺試算したかどうかわかりませんが、その辺の考え方はどうなんですか。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） はい、矢部議員の御質問にお答えをいたします。

確かに今御質問にありましたとおり、どうして人材が不足してるのだろうかという原因の

一つ等ありますけども、昨日の介護職員初任者研修の中での高校生のアンケートにもございましたけども、職に対するイメージ、そういったものもございまして、町といたしましては、まずそこは高校生、中学生、そういったところの福祉教育等を通じて、職に対するイメージというのをしっかり持っていただくということと、保護者に対する理解、それを深めていきたいというふうに考えているのですが、やはりいろいろなケースございます。やはり、仕事がきついと思われる方もいらっしゃるようですし、あと処遇面、そういったところの問題ですとか、あと今、全体の職場で職員数が減ってますので、どうしても勤務がハードになってくるという面もございまして、そういういろいろな要素があったのかなかなというふうに考えております。

今の就業支援金の関係ですけども、例えば資格を持っている方で25万円ですから、月にすると2万円程度、それ以外の資格を持っている方ですと15万円ですから、月1万円ちょっとということなんですけども、この金額を設定をするにあたりまして、今現在同じような制度を行っている市町村、津別さんですとか、大空さんですとかございますけども、そういった所もちょっと視察をさせていただきまして、そういったことの検討の参考にさせていただきましたけども、大体同じような金額、ちょっと期間が短い、3年だったりはそのですけども、同じような金額で設定をされておりました。先ほどの給料水準との考え方なんですけども、事業所によってやはりいろいろ水準というのはばらばらでございまして、一概に比較はできないのんですけども、ある事業所で全国ベースと比較したときには、やはり1万円から2万円程度まだ低いのかなというようなお話しもお伺いしたことがございますので、そういったいろいろな要素を加味しながら、ちょっと今回設定をさせていただいたところなんです。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） なしということでありまして、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第61号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第62号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第62号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、居宅訪問用の公用車修繕による増額であります。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,365万9,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開き願います。

下段の歳出ですが、1款介護サービス事業費2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費、11節需用費10万円の補正は、公用車両1台につきまして、車体フレームの修繕を行うものであります。

上段、歳入でございますが、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金10万円の補正は、歳出で説明いたしました修繕料10万円の補正に伴い、一般会計から繰り入れを行うものであります。

以上、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

議長(方川一郎君) ここで、暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時58分)

再開宣告(午前11時10分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第63号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第63号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第63号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について、提案内容を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,568万9,000円とするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の歳出ですが、1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費96万6,000円の増額補正は、勇足増圧ポンプ場非常用発電機冷却水ヒーターと勇足浄水場の沈澱処理水残留塩素計電極のユニットが故障したため、修繕をするものでございます。

上段の歳入ですが、4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金96万6,000円の増額補正は収支の調整によるものです。

以上、平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第63号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第64号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第64号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)について、提案内容を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,754万4,000円とする内容であります。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費23節償還金利子及び割引料4万7,000円の増額補正は、処理場機器更新工事で発生した鉄屑売払い額が確定し、補助率分を国庫に返納するものであります。

同じく、27節の公課費18万1,000円の増額補正は、平成27年度収支決算確定による消費税の増によるものであります。

上段の歳入ですが、4款1項繰入金1目一般会計繰入金22万8,000円の増額補正は収支の調整によるものです。

以上、平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第64号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第65号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第65号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この間、幼稚園、保育所等に通う第3子以降の保育料無償化や国の改正に合わせた低所得世帯の利用者負担の軽減措置を行っているところでありますが、さらに、子育て世代の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えるため、幼稚園及び常設保育所に通う子どもにかかる利用者負担の軽減を、こども園がスタートする平成29年4月から行うため、改正するものです。

この条例では、まず1つ目として、教育標準時間認定、いわゆる幼稚園部門の保育料、保育標準時間認定、保育短時間認定、いわゆる保育所部門の保育料を所得に応じる階層区分を従来の12階層から21階層に細分化し、よりきめ細やかな保育料を設定するなど、現行保育料を全面見直し、子育て世帯における経済的負担の軽減を行うための改正、2つ目、現在保育所における延長保育料については、町が徴収しておりますが、平成29年度以降は、事業者が徴収することとなるための改正であります。

それでは、改正条文を朗読し、説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読、並びに、現行の保育料については省略し、改正保育料は先頭行と最終行のみを朗読をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例(平成27年条例第1号)の一部を次のとおり改正する。

第4条第2項中「超過した保育時間1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「当該特定教育・保育施設等の定める」に改め、同項第1号から第3号を削る。

別表中「平成27年4月1日適用」を「平成29年4月1日適用」に、現行の保育料につき省略、を各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分、横にいきます。利用者負担額徴収額(円)、階層区分、世帯の階層区分定義。第1、生活保護世帯等、0。第2から第10を省略いたします。第11、市町村民税所得割課税額21万1,201円以上、1万2,800に。

現行保育料につき省略をいたします。を、次のページであります。各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分、利用者負担額徴収額(円)、階層区分、世帯の階層区分定義、3歳未満児、3歳以上児、第1、生活保護世帯等、0、0。第2から第20まで省略をいたします。第21、所得割30万1千円以上、4万、3万8,500に。

現行の保育料につき省略をいたします。を、各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分、利用者負担額徴収額(円)、階層区分、世帯の階層区分定義、3歳未満児、3歳以上児、第1、生活保護世帯等、0、0。第2から第20まで省略をいたします。第21、所得割30万1千円以上、3万8,800、3万7,300に改め、別表備考第7項の次に、次の1項を加える。

8、本表に定める金額にかかわらず、利用者負担額は給付単価を限度とする。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第65号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第66号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第66号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この間、へき地保育所に通う第3子以降の保育料無償化や国の改正にあわせた低所得世帯の利用者負担の軽減措置を行っているところでありますが、へき地保育所においても、子育て世代の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えるため、へき地保育所に通う子どもにかかる利用者負担の軽減を、平成29年4月から行うため、改正するものであります。

この条例では、へき地保育所利用者負担額基準表の所得による階層区分を従来の6階層から9階層に細分化し、よりきめ細やかな保育料を設定するなど、現行保育料を全面見直し、子育て世帯における経済的負担を軽減するための改正であります。

それでは、改正条文を朗読し、説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読、並びに、現行保育料については省略し、改正保育料は先頭行と最終行のみを朗読をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例(昭和40年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「平成28年4月1日適用」を「平成29年4月1日適用」に、現行の保育料につき省略をいたします。を、各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分、利用者負担額徴収月額(円)、階層区分、世帯の階層区分の定義、2歳児、3歳以上児、1階層から8階層まで省略をいたします。第9階層、所得割、9万7千円以上、1万6,300、1万5千に改め、別表備考第5項の次に、次の1項を加える。

6、本表に定める金額にかかわらず、利用者負担額は給付単価を限度とする。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号

議長（方川一郎君） 日程第11 議案第67号本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 議案第67号本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたので提案するものです。

それでは、改正条文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例。

本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「年5パーセント」を「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条第2項の農林水産大臣が定める率」に改め、同項

第2号中「年5パーセント」を「政令第53条第2項の農林水産大臣が定める率」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。次号において「政令」という。）」を「政令」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第67号本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号本別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号

議長（方川一郎君） 日程第12 議案第68号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第68号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例改正の必要が生じたので、提案をするものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第35条第4項は、農業委員会の求めにより出頭した者に対し、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない内容になっております。今回、法律の一部改正がされ、6条繰り下がりましたが、内容については変更ございません。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第68号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第68号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第69号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第69号町道の路線認定について、提案理由を申し上げます。

今回の認定2路線は、いずれも南広場利活用計画に伴う造成により、敷地内を利用する

道路として、必要であることから町道認定を提案したところであります。

提案内容であります。道路法第8条第2項の規定に基づき次のように認定するものであります。

路線番号199、路線名、南広場1号通り、起点は中川郡本別町南3丁目16番地の1、終点は中川郡本別町南3丁目16番地の4、総延長は271.00メートルであります。

次に路線番号200です。路線名、南広場2号通り、起点は中川郡本別町南3丁目16番地の4、終点につきましても同じく中川郡本別町南3丁目16番地の4であります。総延長は、216.50メートルであります。

以上、町道の路線認定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第69号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第70号団体営土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 議案第70号団体営土地改良事業の施工について提案理由の説明を申し上げます。

団体営土地改良事業の施工の内容につきましては、本別町勇足地区において、国が平成21年度から国営直轄明渠排水事業で利別川左岸地区として進めておりました排水路及び勇足排水機場の整備が今年度で完了をむかえ、平成29年度から土地改良施設であります勇足排水機場を国との管理協定により、維持管理を本別町が行うこととなります。

このことから土地改良施設の維持管理事業を行うため、北海道知事に協議し、その同意を得るにあたり、土地改良法、昭和24年法律第195号、第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、記載の事業の概要と勇足排水機場の排水機、原動機について説明をさせていただきます。

事業の概要、勇足機場の維持管理。

勇足排水機場。

排水機、形式横軸斜流ポンプ、口径1,800ミリメートル、台数2台。

原動機、種類、ディーゼル機関、出力290キロワット、台数2台。

以上、議案第70号団体営土地改良事業の施工について提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第70号団体営土地改良事業の施行についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号団体営土地改良事業の施行については、原案のとおり可決されました。

日程第15 認定第1号

議長（方川一郎君） 日程第15 認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、日程第23 認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額69億3,490万円、収入済額67億8,497万9,184円、不納欠損額386万4,658円、収入未済額3,903万278円であります。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額69億3,490万円、支出済額66億7,086万618円、翌年度繰越額1億5,997万1,000円、不用額1億406万8,382円であります。

歳入歳出差引残額は1億1,411万8,566円であります。

決算額は、前年度と比較しますと、歳入4.5パーセント、歳出が3.9パーセントの減の決算となりました。

主な要因といたしましては、道営美蘭別地区営農用水事業負担金2,012万8,000円、公共土木施設災害復旧事業2,426万7,000円増加したものの、介護基盤緊急整備特別対策事業が1億544万8,000円、農業基盤整備促進事業5,265万円、道営畑地帯総合整備事業5,747万1,000円、橋りょう長寿命化事業6,751万4,000円、太陽の丘環境整備事業4,838万4,000円、学校給食共同調理場改築事業6,823万4,000円などが減少したことによるものです。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支額は、3の歳入歳出差し引き額1億1,411万8,000円から、4の翌年度へ繰越すべき財源、936万1,000円を差し引いた1億475万7,000円の黒字決算となっております。

以下、これからは資料の方で説明をさせていただきます。

別冊の平成27年度本別町各会計決算資料をご覧ください。

一般会計の資料は1ページから55ページまででございます。

まず、決算資料13ページの第1表をご覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほど実質収支Eの欄の一番下、平成27年度合計欄をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源936万1,000円を差し引いた実質収支は、1億475万7,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、2,281万7,000円の赤字であります。一番右側の実質単年度収支、これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。5,666万9,000円の黒字となりました。

次に、歳入の14ページをお願いいたします。

第2表をご覧ください。歳入決算額の状況であります。

右端の平成27年度の欄をご覧ください。

構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目、地方交付税47.4パーセント、

一番上の町税が13.3パーセント、下から2行目の町債が9.2パーセント、上から14行目の国庫支出金7.9パーセント、その1行下の道支出金4.7パーセント、その下5行目諸収入3.6パーセントの順となっております。

それでは、一番上の町税の状況ですが、総額で9億158万7,000円の決算額となり、前年度と比較しますと、3,614万2,000円、3.9パーセントの減となりました。

税別の内訳ですが、21ページ第4表をご覧ください。

中ほど、収入済額の合計gの欄の上から3行目、(1)の市町村民税は3億8,956万1,000円で対前年6.6パーセントの減となり、主な内容としましては、の個人所得割が1,809万4,000円、5.6パーセントの減、の法人税割が、税率改正の影響等により883万3,000円、18.4パーセントの減になったことによるものであります。

次に、(2)固定資産税ですが、下の行にあります純固定資産税は4億2,300万4,000円で、対前年562万4,000円、1.3パーセントの減であり、内容といたしましては、土地が2.9パーセントの減、家屋が3.2パーセントの減、償却資産が1.2パーセントの増となりました。

その他では、町たばこ税が311万2,000円、対前年4.5パーセントの減となっておりますが、町民税と純固定資産税の2税で町税総額の90.1パーセントを占めております。

それでは14ページの第2表にお戻りください。

町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、増の主なものは、右端の平成27年度の欄の上から6行目、地方消費税交付金66.1パーセント、下から4行目、繰越金31.3パーセント、上から8行目、自動車取得税交付金26.9パーセントが増となりました。

減の主なものは、上から7行目、ゴルフ場利用税交付金100パーセント、下から6行目、寄付金65.6パーセント、その下、繰入金48.0パーセントの減となりました。

次に、地方交付税は32億1,943万3,000円で、前年度と比較しますと3,504万1,000円、1.1パーセントの減となりました。

交付税の内訳ですが、普通交付税が28億7,894万4,000円で、対前年1,465万4,000円、0.5パーセントの減、特別交付税は3億4,048万9,000円で、対前年2,038万7,000円、5.6パーセントの減となりました。

普通交付税について、基準財政需要額では、各費目の単位費用の減額はありましたが、人口減少等特別対策事業費が創設されたことにより、対前年3,806万7,000円、1.0パーセントの増、基準財政収入額は、町民税法人税割の増、固定資産税償却資産及び地方消費税交付金の増などの影響により5,272万1,000円、5.6パーセントの増となったことが大きな要因です。なお、交付税総額ではピークの平成12年度と比較しますと、11億4,530万6,000円、26.2パーセントの削減に達しております。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金が5,812万2,000円で、対前年3,50

9万6,000円、37.6パーセントの減であります。これは、農業基盤整備促進事業分担金、道営畑地帯総合整備事業分担金の減が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金、5億3,861万1,000円で、対前年5,578万2,000円、9.4パーセントの減となりましたが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、農業競争力強化基盤整備事業などが増加したものの、がんばる地域交付金、社会資本整備総合交付金事業、農業基盤整備促進事業などが減少したことによるものであります。

その下の道支出金は3億1,627万7,000円で、対前年5,376万3,000円、14.5パーセントの減となりましたが、これは、地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金、強い農業づくり事業補助金、多面的機能支払事業補助金が増加したものの、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金、緊急雇用創出推進事業などの減が主なものであります。

その下の財産収入は、5,184万5,000円で、対前年737万4,000円、12.5パーセントの減となりましたが、これは、町有地売払収入、分収林歩合金の減が主なものであります。

その下の寄付金は、585万6,000円で、対前年1,115万9,000円、65.6パーセントの減となりましたが、これは主に農業振興基金、個性あるふるさとづくり基金への寄付が減によるものであります。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は2億751万円で、対前年1億9,138万1,000円、48.0パーセントの減となっております。

繰入金の主なもの、財政調整基金1億9千万円、減債基金1千万円ですが、財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しをしましたが、最終的には2億6,948万6,000円を積戻したため、7,948万6,000円の増額となっております。

2行飛びまして、町債であります。決算額は6億2,321万1,000円で、対前年2,112万6,000円、3.3パーセントの減となりました。これは、過疎対策事業債では、医療機械器具整備事業、道営美蘭別地区営農用水事業が増となったものの、過疎対策事業債では学校給食共同調理場改築事業、公共事業等債では、橋りょう長寿命化事業及び普通交付税の減額分を補填してきました臨時財政対策債が減額になったことが主な要因であります。

町債の構成比は9.2パーセントで、昨年より0.1ポイント増となっております。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時55分）

再開宣告（午後 2時30分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、説明を続けます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） それでは、歳出から説明をしたいと思います。

決算資料の22ページをお願いいたします。第5表をご覧ください。

目的別に見た歳出決算状況であります。右側の平成27年度の欄をご覧ください。

各費目別の構成比は、大きい順に見ますと、民生費18.3パーセント、総務費17.4パーセント、衛生費14.7パーセント、土木費13.5パーセント、公債費10.5パーセント、教育費8.7パーセント、農林水産業費5.1パーセントの順となっております。

増減率で見ますと、まず、増加したのは災害復旧費が公共土木施設災害復旧事業により大幅に増加、商工費が地域活性化・地域住民生活等支援交付金事業の増、教育費が学校給食共同調理場改築事業及び農林水産業費は道営畑地帯総合整備事業による減が主なものとなっております。

次に23ページをお願いいたします。23ページの第6表をご覧ください。

性質別に見た歳出の決算状況であります。右端の平成27年度欄をご覧ください。

義務的経費、人件費、扶助費、公債費ですが、上の行から人件費13億7,461万8,000円、5行目扶助費3億9,859万2,000円、3行下、公債費6億9,959万9,000円の合計は24億7,280万9,000円で、前年度に比較し1億1,784万7,000円、4.5パーセントの減となっており、構成比では37.1パーセント、0.2ポイントの減となっております。

うち、人件費は対前年4,867万4,000円、3.4パーセントの減となり、構成比では20.6パーセントと、前年度より0.1ポイント増加しております。

5行目にあります扶助費は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の減により、対前年2,182万7,000円、5.2パーセントの減で、構成比でも6.0パーセントとなっております。

3行下の公債費の対前年4,733万円、6.3パーセントの減については、臨時財政対策債の元金償還が増となったものの、辺地対策事業債、一般単独事業債、過疎対策事業債等の元金償還が減となったことが主な要因であります。

次に、上から13行目、中ほどにあります投資的経費の決算額は6億6,596万4,000円で、対前年4億7,138万9,000円、41.4パーセントの減となり、構成比でも6.4ポイントの減となっております。これは、道営美蘭別地区営農用水事業負担金、公共土木施設災害復旧事業が増となったものの、農業基盤整備促進事業、橋りょう長寿命化事業、道営畑地帯総合整備事業、太陽の丘野球場整備事業、学校給食共同調理場改築事業の減が主な要因であります。

投資的経費の内訳は、30ページから34ページ第14表に、町道改良舗装の状況は35ページ第15表に添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります。経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明をさせていただきます。

まず、24ページをお願いいたします。24ページの第7表をご覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、右側の平成27年度の下から2行目の歳出合計35億7,156万1,000円を、中ほどにあります歳入合計43億5,200万円を除いた率は、一番下の欄、82.1パーセントとなり、前年の83.0パーセントを0.9ポイント下回りました。

これは、歳出の補助費等が増加したものの、人件費、公債費が減となり、歳入の地方消費税交付金の増加が主な要因であります。

次に、飛びまして43ページをお願いいたします。43ページの第20表をご覧ください。

町債現在高の状況であります。平成27年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高Eの欄の一番下、合計の欄になりますが、65億4,670万7,000円となります。

左端の26年度末現在高と比較しますと582万9,000円、0.1パーセントの減となります。

これは、3の公営住宅建設事業等債、14の臨時財政対策債などが増加したものの、4の学校教育施設等整備事業債及び9の過疎対策事業債の借入額が減少したことによるものであります。

次に、45ページをお願いいたします。45ページの第22表をお願いいたします。

この表は、平成27年度までに借入をした町債の、平成28年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成16年度をピークに平成28年度まで減少していきます。平成29年度に新たな償還が始まるため増加しますが、その後は減少してまいります。なお、この表は平成28年度以降の借入を加味していないので、あくまでも目安として作成したものであります。

次のページ、46ページをお願いいたします。46ページ、第23表をご覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中ほどの表の右端、財政構造の弾力性を判断する指標であります。平成27年度では、公債費比率は3.9パーセントで、前年度を0.8ポイント下回っています。

1番左、公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、2.0パーセントで、前年度を0.5ポイント下回りました。

次に、47ページ、次のページをお願いいたします。第24表をご覧ください。

平成27年度の債務負担行為比率、標準財政規模に占める割合であります。平成27年度欄の下から2行目1.7パーセントで、住民情報システム導入事業の減などにより、一般財源の額が減少したことによるものです。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、50ページをお願いいたします。50ページの第26表をご覧ください。積立金の状況であります。

平成27年度末基金積立金の現在高、右端の下から2行目、18基金を合計した額は37億3,952万7,000円で、前年度末現在高と比較すると1億4,133万7,000円、3.9パーセントの増となっております。

これは、平成27年度において基金から2億405万円取り崩しましたが、財政調整基金を中心に3億4,538万7,000円を新規に積み立てしており、財政調整基金に2億6,948万6,000円、減債基金に1,015万5,000円、農業振興基金に1,001万8,000円、町有林振興基金に1,001万1,000円、酪農ヘルパー振興基金に1,000万1,000円、職員退職手当基金に3,004万5,000円、個性あるふるさとづくり基金に532万7,000円を積み立てたものであります。

又、資料にはございませんが、将来にわたる財政運営の指標として、後年度負担の総額を計算いたしますと、赤字要因の平成27年度末町債現在高に債務負担行為の平成28年度以降支出予定額を加えた額は67億7,529万9,000円となり、これに、黒字要因となる積立基金の総額35億2,916万5,000円を差し引くと32億4,613万4,000円となり、前年度と比較しますと2億3,239万5,000円、6.7パーセント後年度負担の減となっております。

これは、地方債現在高及び債務負担行為支出予定額が減少したものの、積立基金が大幅に増加したことが要因であります。

次の、51ページをお願いいたします。51ページ、第27表をご覧ください。健全化判断比率の状況であります。

次の52ページをお願いいたします。第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の53ページ、第29表は実質公債費比率の算出表、次の54ページ、第30表は将来負担比率の算出表ですが、数値につきましては、先ほど報告第13号で報告しておりますので、省略をさせていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成27年度決算は、対前年3.9パーセント減の決算となりました。

平成27年度の普通会計決算の特徴は、歳入で、町税が対前年3.9パーセント減、地方譲与税が3.8パーセント増、地方消費税交付金が66.1パーセント増となり、地方交付税については、普通交付税は対前年0.5パーセントの減、特別交付税は対前年5.6パーセントの減となったことから臨時財政対策債を合わせた総額も、対前年1.4パーセントの減となりました。

先ほども言いましたけども、地方交付税は平成12年度をピークに対し、11億4,530万6,000円、26.2パーセントの減少となっており、これは歳入決算額に対し、1

6.9パーセントに相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっています。

したがって、歳出では、施策の厳しい選択など、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、町税の増額は見込めない中で、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視すると共に、経常的な収入の確保や更なる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんと共にしっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成27年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、認定第2号平成27年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第3号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件について説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 認定第2号平成27年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は、国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費は増嵩しております。

現在、保険税は市町村間において大きな格差が生じていることから、この格差解消などを図るため、平成27年度に国民健康保険法の改正が行われまして、国において運営主体を市町村から都道府県に移行し、窓口業務や国民健康保険料の賦課徴収を市町村で行う広域化が平成30年度から施行されることとなっております。

それでは初めに、決算資料に基づき本会計の運営の概要について説明させていただきます。

決算資料の58ページをお開きください。

まず、平成27年度におけます年間平均の加入者の状況であります。世帯数は1,340世帯、前年比38世帯の減となっております。

被保険者数は2,503人で加入割合につきましては世帯数で町全体の36.8パーセント、被保険者数は34.0パーセントとなっております。前年比では世帯数で0.9ポイント、被保険者数で0.5ポイントの減となっております。

次に医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の72ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、医療諸費計が8億6,078万162円、前年比0.3パーセントの減、下の表の下段、右から2番目にあります一人当たり医療給付総額は

35万42円、前年比6.5パーセントの増となっております。

73ページをお開きください。

下の表の下段、右から2番目の退職者分の医療費等の合計額は2,617万9,754円で、前年比17.6パーセントの減となっております。

続きまして、74ページをお開きください。

右から2番目の列の、一人当たり退職者医療給付総額は40万7,278円、前年比10.3パーセントの増となっております。

続きまして、75ページをお開きください。

表の下段、右から4番目の全体の医療費、費用額の総額は8億8,696万円、前年比0.9パーセントの減、その2列右の一人当たり医療費、費用額は35万4,359円で、前年比3.0パーセントの増となっております。

次に決算の概要について、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入は予算額の13億8,773万3,000円に対しまして、収入済額は14億2,276万969円で、102.5パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと2.2パーセントの増となっております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出は支出済額の合計額が13億4,888万9,770円で、予算額に対し97.2パーセントの執行率、前年比0.4パーセントの減となっております。

次に事項別明細書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入の内訳であります、主な項目について説明させていただきます。

1款国民健康保険税の収入済額は、2億8,436万5,583円、収納率につきましては現年度分が97.5パーセント、前年比1.0パーセントの増、滞納繰越分が22.4パーセントで前年比6.7パーセントの増となりました。

不納欠損額446万6,880円は生活困窮などによるもので、合計で45人分、53件となっております。

次に、3款国庫支出金の収入済額は2億4,554万7,055円で、主な内訳は1項国庫負担金1目療養給付費等負担金の2億394万8,327円と、12ページ、13ページの2項国庫補助金、1目財政調整交付金2,606万1,000円となっております。

4款療養給付費等交付金、これは退職者加入に係る療養給付費分ですが、1,851万円となっております。

続きまして、5款前期高齢者交付金、65歳から74歳を対象とした平成20年度からの制度であります、2億5,116万2,241円となっております。

次に6款道支出金は6,524万9,928円で、内訳は1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金775万6,928円、2目特定健康診査等負担金90万円、2項道補助金1

目財政調整交付金 5,659万3,000円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は高額医療に対する交付金で、3億111万2,252円となっております。

10款繰入金は2億1,843万5,447円、内訳につきましては1項他会計繰入金1目一般会計繰入金が1億4,513万7,447円と、次のページの2項1目基金繰入金7,329万8,000円となっております。

11款繰越金は前年度繰越金の3,598万5,463円となっております。

次に、歳出をお願いいたします。20ページ、21ページをお開きください。

1款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費でありますけども、支出済額は3,289万9,357円となっております。

2款保険給付費の支出済額は7億3,241万490円、前年比1.2パーセントの減で、主な内訳は1項療養諸費が6億5,059万2,245円、前年比1.0パーセントの減となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

2項高額療養費は1,389件分で7,829万4,045円となっております。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は8件で337万2,520円となっております。

5項葬祭費につきましては15件分、15万円となっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金は997人分で5,356万4,784円となっております。

7款共同事業拠出金は財政の平準化のための高額医療に対する共同拠出金で、3億168万9,406円となっております。

8款保健事業費は4,287万6,422円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための事業で、1項特定健康診査等事業費337万7,204円と、2項保健事業費50万5,312円、3項健康管理センター事業費3,899万3,906円となっております。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

9款基金積立金は4,220万2,516円、10款諸支出金は1,153万5,509円となっております。

戻りまして、6ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引額は7,387万1,000円となっております。

次に、基金の状況について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

財産に関する調書の一番下の表、3、基金につきましては、前年度末残高が6,762万7,000円、決算年度中の増減高が3,109万5,000円の減で、決算年度末残高は3,

653万2,000円となったところであります。

以上で、認定第2号平成27年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明させていただきます。

はじめに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計からは独立した形で、都道府県単位の広域連合によって運営されております。なお、運営方法につきましては、広域連合は保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などをおこなっております。

それでは、決算書並びに決算資料に基づきまして御説明させていただきます。

決算資料の76ページをお開きください。

ページの中より下のほうになると思いますけども、平成27年度の加入状況は、年間平均で75歳以上が1,492人、65歳から74歳までの一定の障がいがある方が70人で、前年と比べほぼ横ばいとなっております。合わせて1,562人となっております。

次に、77ページをお願いします。表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の収入済額7,479万100円で、前年度に対しまして3.3パーセントの減、うち現年度分は7,476万1,100円で、3.3パーセントの減となっており、収納率では現年度分が99.9パーセント、滞納繰越分が50.0パーセント、合わせまして99.9パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきまして歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31ページ、32ページをお開きください。

歳入は、予算額合計で1億1,786万9,000円、これに対しまして収入済額は1億1,646万4,004円、執行率は98.8パーセントとなっております。前年度に対して1.0パーセントの減となっております。

続きまして33ページ、34ページをお願いします

支出済額の合計は1億1,645万6,068円で、予算額に対しまして98.8パーセントの執行率となっており、前年度に対しまして1.0パーセントの減となっております。

次に、決算事項別明細書の37ページ、38ページをお開きください。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が7,479万100円、2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は4,147万5,677円で、前年度に対しまして6.1パーセントの減となっております。

次に歳出でありますけども、39ページ、40ページをお開きください。

中ごろにあります2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,408万6,877円で、前年度に対しまして1.2パーセントの減となっております。

次に、歳入歳出差引でありますけども、ページ戻りまして35ページをお願いいたしま

す。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は8千円となっております。

以上で、認定第3号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（方川一郎君） 次に、認定第4号平成27年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 認定第4号平成27年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の78ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第6期介護保険事業計画、平成27年度から29年度の開始年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額9億3,801万9,000円で、予算現額9億6,029万5,000円に対しまして97.7パーセントの執行率となり、歳入は、収入済額9億6,022万円で、予算現額9億6,029万5,000円に対しまして99.9パーセントの執行率となっております。

平成27年度の運営状況であります。次の79ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は、前年度末より207人減の7,374人で、(2)の第1号被保険者数は前年度末より43人増の2,899人となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年より17人ふえており、75歳以上の後期高齢者につきましては26人増となっております。

(6)の要介護認定者数につきましては479人で、前年度と比較して7人の減となっております。

次に1ページ飛びまして、81ページをお開きください。

3、介護保険料の(2)収納状況につきましては、一番下段になりますが、収納率は98.5パーセントで、未収額は92件、270万8,044円となっております。

次に82ページをお開きください。

保険給付状況につきましては、給付費合計、標準給付費が8億5,548万6,032円で前年度と比べて2.0パーセントふえております。

主な内容ですが、在宅サービスのうち、居宅サービスの訪問介護は6.5パーセント減、訪問看護が18.4パーセントの増、通所リハビリは9.6パーセントの減、短期入所療養介護は46.4パーセントの減となっております。

地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護が20.8パーセントの増ですが、在

宅サービス給付費の39.0パーセントを占めております。

在宅サービス全体では5.2パーセントの増となりましたが、施設サービスは0.9パーセントの減となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第6期介護保険事業計画の平成27年度における給付見込額8億5,049万1,331円に対し、実績額は8億5,548万6,032円となり、達成度は100.6パーセントとなっております。

以上が、平成27年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明いたします。

決算書の50ページ、51ページをお開きください。

歳入です。1款1項介護保険料は、前年度比37.0パーセント増の1億8,278万8,490円で、歳入総額に占める割合は19.0パーセントとなっております。

不納欠損額につきましては9万560円となっており、収入未済額につきましては261万7,484円となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で、通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業、あわせて32万900円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べ1.4パーセント増の2億2,785万9,642円で、歳入総額に占める割合は23.7パーセントとなっております。

そのうち、3目1節事業費補助金278万7,000円は、介護保険システム改修経費に対する補助金であります。

4款1項支払基金交付金ですが、次の52ページ、53ページをお開きください。介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、2号被保険者の保険料から交付されるものです。

前年度と比べ、0.9パーセント減の2億4,276万2,377円で、歳入総額に占める割合は、25.3パーセントとなっております。

次の5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金までの合計で、前年度と比べ0.5パーセント減の1億4,327万1,444円で、歳入総額に占める割合は、14.9パーセントとなっております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、前年度対比2.8パーセント増の1億5,117万8,000円で、歳入総額に占める割合は15.7パーセントとなっております。

次に、56、57ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と介護保険システム改修、権利擁護人材育成事業に係る経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス諸費は、合計で前年度比 2.0 パーセント増の 8 億 5,548 万 6,032 円となり、歳出総額の 91.2 パーセントを占めており、居宅・施設サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービスに係る経費であります。

3 款財政安定化基金拠出金。58 ページ、59 ページをお願いします。

1 項財政安定化基金拠出金 1 目財政安定化基金償還金は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 力年で、財政安定化基金へ償還するものです。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防事業費は、訪問・介護型、通所型の介護予防などの事業費であります。

2 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員などに係る経費となっております。

5 款 1 項 1 目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成 26 年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

次の 60 ページ、61 ページになりますが、6 款諸支出金は、第 1 号被保険者への介護保険料還付、国庫・支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

続きまして、46 ページへお戻りください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は 9 億 6,022 万円、歳出総額が 9 億 3,801 万 9,000 円で、歳入歳出差引額が 2,220 万 1,000 円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は 2,220 万 1,000 円となります。

次に、48 ページをお開きください。

基金の状況です。介護保険基金につきましては、前年度末現在高は 0 となっておりますけれども、決算年度中増減高が 553 万 5,000 円の増となり、決算年度末現在高は 553 万 5,000 円となりました。

以上で、認定第 4 号平成 27 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（方川一郎君） 次に、認定第 5 号平成 27 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 認定第 5 号平成 27 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホーム並びに居宅介護支援、介護予防支援事業の会計でございます。

決算資料の 83 ページをお開き願います。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額 2 億 6,773 万 9,000

円で予算現額 2 億 7,020 万 2,000 円に対しまして 99.1 パーセントの執行率であります。

歳入は、収入済額 2 億 7,355 万 8,000 円で、予算現額 2 億 7,020 万 2,000 円に対しまして 101.2 パーセントの執行率となりました。

それでは、平成 27 年度のサービス事業内容であります、次の 84 ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきまして、施設入所者の年度末の利用者数は定員 50 人に対しまして 50 人で、内訳は男性 12 人、女性 38 人となっております。

なお、平成 27 年度の入退所者の内訳につきましては、入所者が 8 人、退所者が 7 人となっております。また、平均利用年数につきましては 4 年 2 カ月となっております

介護度別の入所者数は、要介護 4 と 5 の重介護度をあわせまして 39 人で、全体の 78 パーセントを占めており、全体要介護度の平均は 4.22 となっております、より一層重介護度が進んでいるところでございます。なお、前年度につきましては 4.08 となっております。

次に、ショートステイの状況ですが、5 床の定員でございますが、年間 1 日当り平均利用人数は 3.42 人の利用となっております

次に 85 ページをお開き願います。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきまして、上段の表、居宅介護支援では、1,192 件で対前年度比 97 件の減、下段表、介護予防支援では 658 件で対前年度比 17 件の減となっております。

次に、決算内容につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明いたします。

決算書の 71 ページ、72 ページをお開き願います。

歳入でございますが、1 款サービス収入 1 項 1 目介護給付費収入は、対前年度比 2.3 パーセントの減、これにつきましては平成 27 年度の介護報酬改定による減と思っております。減で 1 億 8,940 万 6,650 円、歳入総額の 69.2 パーセントを占めています。その内、1 節施設介護サービス費収入及び 2 節短期入所生活介護費収入あわせて 1 億 6,723 万 8,610 円、2 目自己負担金収入 3,149 万 8,380 円となっております、これは施設費収入でございますけども、収納率は 100 パーセントとなっております。

3 節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比 7.9 パーセントの減の 1,925 万 7,600 円、4 節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比 1.4 パーセント増の 291 万 440 円となっております。

3 款の寄付金収入につきまして 125 万円、これにつきましては個人 6 人からの御寄付をいただいております。

4 款繰入金、4,692 万 5,198 円でありますけども、一般会計繰入金でございます。

5 款繰越金は、443 万 2,176 円、これにつきましては前年度繰越金であります。

次に 73 ページ、74 ページをお開き願います。

6 款諸収入 1 項 1 目 1 節雑入につきましては 2 万 5,034 円でございます、主に介護実習生の受け入れ収入となっております。

次に、75 ページ、76 ページをお開き願います。

歳出でございますが、1 款介護サービス事業費 1 項施設介護サービス事業費は、対前年度比 1.4 パーセント増の 2 億 3,715 万 2,325 円で、歳出総額の 88.6 パーセントを占めてございます。人件費が、賃金を含めまして 1 億 8,995 万 1,202 円で支出総額の 80.1 パーセントとなっております。

18 節の備品購入費につきましては、ベッド 3 台、洗濯機 1 台、車椅子 2 台、マットレス 2 台等となっております。ベッド以外につきましては、先ほど歳入で説明しました寄付金で購入したものでございます。

次に、2 項居宅介護サービス事業費 1 目居宅介護支援事業費及び 77 ページ、78 ページの 2 目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援職員の人件費を含めまして、対前年度比 12.3 パーセント減の 3,058 万 6,758 円となっております。

歳出総額は、2 億 6,773 万 9,083 円となりまして、歳入歳出差し引き額は、581 万 9,328 円となっております。

次に、67 ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額 2 億 7,355 万 8,000 円、歳出総額 2 億 6,773 万 9,000 円となりまして、実質収支額 581 万 9,000 円となります。

以上で、平成 27 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午後 3 時 25 分）

再開宣告（午後 3 時 40 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 6 号平成 27 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第 8 号平成 27 年度本別町水道事業会計決算認定について、以上 3 件について。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 認定第 6 号平成 27 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に本別町全体の給水状況について説明をさせていただきます。

決算資料の 86 ページをお願いいたします。

本別市街地の上水道を中心に、4 力所の簡易水道、2 力所の専用水道、勇足西宮農用水道に給水が行われています。

本町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の 3 力所です。

農業用防除施設は、美里別簡易水道、勇足簡易水道の 2 力所で、192 基に給水をして

おります。

平成27年度における総配水量は23万7,228立法メートル、総有収水量は21万5,397立法メートル、また年度末の給水人口は前年度比1.19パーセント減の1,244人になっております。普及率は前年度より0.49ポイント減の75.58パーセントとなっております。なお、有収率につきましては前年度より0.62ポイント減の90.80パーセントとなったところであります。

平成27年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。別冊の特別会計歳入歳出決算書の95、96ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費15節工事請負費の主な内容は、老朽化による機器3機種と2カ所の配水管移設工事、計量法による145基の量水器の更新工事を実施しました。

3目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は152万5,629円となっております。

次のページ、97、98ページをお願いいたします。

3款1項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は6億1,05万4,192円となっております。

下段の、歳出の合計は予算額1億2,674万1,000円に対し、支出済額は1億2,507万2,672円で、執行率は98.68パーセントとなりました。

次に、歳入であります91、92ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料収入済額は前年度比2.43パーセント減の3,851万4,142円で、収納率は現年度分で99.87パーセント、過年度分で20.76パーセントであります。

次のページ、93、94ページをお願いいたします。

下段の、歳入の合計は予算額1億2,674万1,000円に対し収入済額は1億2,693万8,249円となっております。

次に、84ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額、186万5,000円が実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、平成27年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） ここで、台風被害に伴い農林水産大臣が来町しております。その対応により、高橋町長は退席いたします。

提案説明を続けてください。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 次に、認定第7号平成27年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、事業の概要について説明をさせていただきます。

決算資料の95ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成27年度末における下水道普及状況につきましては、処理区域面積が280.5ヘクタール、管路延長が5万1,175メートル、世帯数が2,926戸、人口が5,001人となっております。

また、下水道普及率は、66.52パーセント、水洗化率は、90.16パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めた生活排水施設処理人口は6,127人となり、生活排水施設総合普及率は、81.50パーセントとなったところでございます。

続きまして、平成27年度の主な事業と決算の概況につきまして、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書、112、113ページをお願いいたします。

1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料のうち、業務委託料3,702万7,730円の内訳は、処理場の維持整備業務委託料3,149万2,800円、汚泥処理業者による運搬処理委託料が431万6,906円、汚泥利用組合への運搬委託料が81万7,344円と、コンポスト運搬委託料が40万680円であります。

次のページ、114、115ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費6,809万9,400円の内訳は、マンホール改修工事及び汚水桝の新設工事132万3,000円、南部マンホールポンプ所の機器更新工事が1,036万8,000円、終末処理場の機器、濃縮汚泥掻寄機、水処理計装盤、最終沈澱池カバーの更新工事を5,640万8,400円で実施しております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費は合併処理浄化槽9基分の新設工事費であります。

3款1項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金28億7,582万7,212円となっております。

次のページ、116、117ページをお願いいたします。

下段の歳出合計は予算額4億9,325万5,000円に対し、支出済額4億9,071万2,290円で、執行率は99.48パーセントとなりました。

次に、歳入に入ります。108、109ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は6,896万1,218円で、収納率は現年度分で99.61パーセント、過年度分は38.33パーセント、2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,113万6,108円で完納されています。

次のページ、110、111ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額4億9,325万5,000円、収入済額4億9,374万2,405円となったところであります。

次に、104ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額は303万円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成27年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号平成27年度本別町水道事業会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

平成27年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,673戸、給水人口は5,155人、総配水量は54万8,812立法メートル、総有収水量は前年度比2.38パーセント減の45万8,646立法メートル、有収率は前年度より4.47ポイント減の83.57パーセントとなっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成27年度の主な工事ではありますが、本別町浄水場水質計器更新工事、上水道向陽町ポンプ室更新工事、山手町ポンプ場送水ポンプ機器更新工事、弥生町ポンプ場増圧ポンプ用インバータ更新工事により、老朽化した機器の更新を行いました。

水道管工事につきましては、新設工事3件の工事を行い、配水管延長は736.59メートルの増となったところであります。

15ページになりますが、計量法による量水器更新工事は3件で、394個のメーター器の取替えを行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページにお戻りいただきたいと思います。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比2.75パーセント減の1億5,842万8,433円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比2.07パーセント減の1億2,649万64円、2項営業外収益では、前年度比5.35パーセント減の3,193万8,369円となっております。減額の主なものは一般会計からの補助金が対前年111万7,000円の減、長期前受金戻入が114万4,769円の減によるものでございます。

次に、支出の総額ですが、前年度比2.1パーセント減の1億5,490万7,886円となり、1項営業費用は、前年度比0.23パーセント増の1億3,978万9,899円となり、2項営業外費用は、消費税、地方消費税の減により、前年度比5.99パーセント減の1,511万7,987円となりました。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、前年度比10.91パーセント増の8,680万円となっております。

支出の総額では、前年度比18.65パーセント増の1億4,378万3,434円で、内訳は1項建設改良費では、前年度比22.38パーセント増の1億1,168万4,289円、2項企業債償還金では、前年度比7.29パーセント増の3,209万9,145円となっております。

資本的収支では、5,698万3,434円の不足が生じましたが、当年度、過年度分損益勘定留保資金4,895万4,173円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額802万9,261円で補填をいたしました。

なお、税抜き額の明細は28、29ページに載っておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります、消費税抜きの数字となっております。

1の、営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比2.51パーセント減の1億1,714万7,706円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比0.24パーセント増の1億3,782万3,909円、3の営業外収益は、前年度比6.45パーセント減の3,156万8,176円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主でありまして、前年度比0.86パーセント減の1,579万119円となっております。5の特別損失は、27年度は発生しておりません。

なお、平成27年度末における未償還元金は9億523万3,041円となっております。

全ての項目を差し引きしますと、当年度は489万8,146円の純損失となったところでございます。

次に、6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています、供給単価と給水原価であります、1立法メートルあたり、供給単価は対前年12銭減の253円43銭です。給水原価は経常費用の増及び有収水量の減により、対前年10円増の301円67銭となっております。

以上で、平成27年度本別町水道事業会計決算認定の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 認定第9号、平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の11ページをお願いいたします。

平成27年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の(1)総括事項であります、平成27年度における病院事業会計の決算は、

損益勘定において、消費税抜きで、収入11億5,818万8,556円、消費税込みでは11億6,196万9,925円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比4,833万6,000円減の、3億2千万円であります。

支出は、12億5,544万9,702円、消費税込みでは12億3,869万2,649円となり、差し引き9,726万1,146円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで、収入1億3,109万415円、支出1億5,776万7,179円で、差し引き2,667万6,764円の不足額を生じたところであります。

次に、13ページをお願いいたします。

2、工事、(1)建設工事の概況、 器械及び備品購入費は、磁気共鳴断層撮影装置など13品目14台、消費税込みで7,984万6,776円の器械、備品を購入いたしました。

次に14ページの、3、業務、(1)業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で1万6,612人、1日平均45.4人で、前年度比、延べ患者数で541人、1日平均では1.6人の減となり、口の外来は、延べ患者数合計で5万1,048人、1日平均210.1人で、前年度比、延べ患者数で2,185人、1日平均で7.2人の減少となったところであります。

次の15ページ、16ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医業収益は9億7,145万5,598円、前年度比3.9パーセントの減少で、うち入院収益は4億350万3,585円、前年度比6.7パーセントの減、外来収益は3億4,986万2,280円、前年度比1.3パーセントの減となっております。

入院収益の減少は、1日平均患者数が47.0人から45.4人に減少したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1日平均患者数が217.3人から210.1人に減少したことが主な要因で、入院、外来の外科患者数及び泌尿器科外来患者数の減少などが影響しているものと考えております。

その他医業収益は、2億1,808万9,733円で、前年度比2.7パーセントの減となりましたが、一般会計負担金、委託料の減が主な要因でございます。

医業外収益は、1億8,673万2,958円で、前年度に比べ4,389万1,951円、19.0パーセントの減少となりましたが、屋上防水補修経費として4千万円の一般会計補助金が減少したこと及び一般会計負担金475万1,000円の減などが主な要因であります。

下段の事業収入合計は、11億5,818万8,556円で、前年度比8,353万6,676円、6.7パーセント減の決算となったところでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億9,981万3,052円で、前年度比6.9パーセントの減となりましたが、内訳は給与費が7億2,032万9,350

円で、前年度に比べ3,863万9,475円、5.1パーセントの減であります。うち給料が2億7,929万9,961円で、前年度比1,803万4,477円、6.1パーセントの減、手当が1億5,894万4,197円、前年度比1,039万2,614円、6.1パーセントの減で、医師数の減が主たる要因で、材料費は1億4,094万1,161円で、前年度比4.4パーセントの減であります。うち薬品費は6,770万1,992円、前年度比315万4,202円、4.5パーセントの減、診療材料費は6,029万2,944円、前年度比299万2,445円、4.7パーセントの減となり、入院患者数の減少が主な要因で、経費は1億9,503万6,663円で、前年度比4,687万4,433円、19.4パーセントの減であります。単価減少に伴う燃料費の減及び屋上防水補修など修繕費の減など支出が、前年度を下回ったことなどが主なものでございます。減価償却費は、1億3,201万9,145円で、前年度比365万8,780円、2.7パーセントの減です。

資産減耗費は836万2,921円で、前年度比640万1,066円、326.3パーセントの増であります。固定資産除却費が625万3,765円増となったのが主なものです。

医業外費用は、5,563万6,650円で前年度比99万3,735円、1.8パーセント減。

下段の特別損失4,258万6,333円の減ですが、26年度の会計制度改正に伴い、前年度期末勤勉手当引当金、法定福利費引当金など、未引当分を費用化した分が無くなったためであります。

以上、事業費合計は12億5,544万9,702円、前年度比1億3,294万5,587円、9.6パーセントの減の決算となったところでございます。

次に、戻りまして5ページをお開きください。

財務諸表の平成27年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の医業収益の合計9億7,145万5,598円から、2の医業費用合計11億9,981万3,052円を差し引いた医業収支は、2億2,835万7,454円の医業損失となり、3の医業外収益合計1億8,673万2,958円から、4の医業外費用合計5,563万6,650円を差し引いた医業外収支は、1億3,109万6,308円の黒字となり、事業収支合計では、9,726万1,146円の当年度純損失となります。医業費用の中には現金の動きがない、減価償却費や会計制度改正に伴う翌年度に係る期末勤勉手当引当金などが含まれておりますので、それら差し引きますと6千万円ほどの単年度黒字という結果となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金16億4,242万764円を加えた17億3,968万1,910円となります。

次に8ページの貸借対照表をご覧くださいと思います。資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産合計は2億1,417万1,636円、次の9ページ、負債の部、4、流動負債合計は1億7,350万8,584円で、差し引き4,066万3,052円、流動

資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況とはなっておりません。

次に戻りまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。収入の1款資本的収入決算額は1億3,109万415円で、1項企業債、2項出資金など、器械備品購入費及び企業債元金償還等にかかる財源として受け入れたものであります。7項寄付金12万円は、個人3名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額1億5,776万7,179円で、内訳は、1項建設改良費は7,984万6,776円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金7,779万9,520円は、企業債償還金の元金分、3項投資12万883円は、寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

差し引きいたしますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は2,667万6,764円となります。過年度分損益勘定留保資金2,116万9,857円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額550万6,907円で補てんしたところであります。

以上、平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております、認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 4時15分）

再開宣告（午後 4時20分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成27年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選

の結果について申し上げます。

委員長に山西二三夫君、副委員長に大住啓一君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後 4時21分）